

庁議における審議要旨	
日時	
令和 8 年 4 月 2 2 日 午後 3 時 3 0 分～午後 4 時 1 5 分	
場所	
庁議室	
出席者	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
1 令和 7 年度包括外部監査の報告書案及び監査意見とその改善策について 2 区内の主な観光スポットについて 3 障がい者グループホーム整備・運営事業者の選定結果について 4 南千住七丁目保育園の公私連携型保育所への移行について 5 令和 8 年度補正予算案（閉会会議）について 6 荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画（中間まとめ）の報告	
審議の要旨	
1 令和 7 年度包括外部監査の報告書案及び監査意見とその改善策について 荒川遊園課長から資料に基づき説明があり、了承。 （主な意見・質疑） ○荒川遊園をリニューアルして 4 年が経過し、所管も産業経済部に移ったため、包括外部監査における指摘を踏まえて様々な観点からシミュレーションと検討をしていく必要がある。 2 区内の主な観光スポットについて 観光振興課長から資料に基づき説明があり、了承。 （主な意見・質疑） ○Airbnb（エアビーアンドビー、世界でも有名な宿泊施設紹介サイト）に掲載された「2025 年夏の旅行動向レポート」において、荒川区が「味覚の穴場」として世界 10 都市の一つとして掲載されたことを踏まえ、食文化も含めて、改めて観光資源を発掘、紹介していく必要がある。 3 障がい者グループホーム整備・運営事業者の選定結果について 障害者福祉課長から資料に基づき説明があり、了承。 4 南千住七丁目保育園の公私連携型保育所への移行について 保育課長から資料に基づき説明があり、了承。	

5 令和8年度補正予算案（閉会会議）について
財政課長から資料に基づき説明があり、了承。

6 荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画（中間まとめ）の報告
経理課長から資料に基づき説明があり、了承。

（主な意見・質疑）

○新庁舎の策定委員会において、各委員から前向きなご意見をいただいている。今回は中間まとめであるため、改めて様々な観点から検討していく必要がある。

配付資料

1 令和7年度包括外部監査の報告書案及び監査意見とその改善策について

2 区内の主な観光スポットについて

3 障がい者グループホーム整備・運営事業者の選定結果について

4 南千住七丁目保育園の公私連携型保育所への移行について

5 令和8年度補正予算案（閉会会議）について

6 荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画（中間まとめ）の報告

庁議付議予定案件
(令和8年4月22日 午後 3時30分～)

- 1 令和7年度包括外部監査の報告書案及び監査意見とその改善策について

(説明者 荒川遊園課長)

- 2 区内の主な観光スポットについて

(説明者 観光振興課長)

- 3 障がい者グループホーム整備・運営事業者の選定結果について

(説明者 障害者福祉課長)

- 4 南千住七丁目保育園の公私連携型保育所への移行について

(説明者 保育課長)

- 5 令和8年度補正予算案（閉会会議）について

(説明者 財政課長)

- 6 荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画（中間まとめ）の報告

(説明者 経理課長)

○ 今後の庁議日程

4月28日（火） 午後 3時00分～

5月 7日（木） 午前 11時00分～

庁議説明資料	
8.4.22	産業経済部荒川遊園課

令和7年度包括外部監査の報告書案及び 監査意見とその改善策について

内 容	1 概要 令和7年7月から10月にかけて実施した往査を踏まえて、監査人から報告書案が提出されたため、監査意見に対する改善策について報告する。 2 包括外部監査人等について 公認会計士 森尾渉 補助者 公認会計士 松石滋樹、望月崇、田炯収、大西智子、松本亮、村田晴信（計6名） 3 包括外部監査テーマについて リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について 4 監査概要 （1）あらかわ遊園の概要 ア あらかわ遊園の概要 イ 沿革 ウ 組織 エ 利用者の状況 オ 歳入・歳出の状況 （2）リニューアル工事の内容 ア リニューアル工事の概要 イ 改修費用一覧 ウ リニューアル後の利用者の声 （3）イベント （4）A地区（遊園地エリア）について ア 収入管理の状況 イ 大型遊戯施設 ウ どうぶつ広場、釣り堀、その他広場 エ 飲食店、売店 オ その他（地下駐車場、自動販売機） カ 備品管理の状況 5 監査意見に対する対応の方向性 別紙のとおり
今 後 の 予 定	令和8年5月13日 総務企画委員会へ是正報告 委員会報告後 監査委員へ是正報告

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
5月13日 総務企画委員会	委員会報告後	—	監査委員報告後	—

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
1	P17	第二 あらかわ遊園の概要	(1) 7月の入園者・利用者について	○従来から、暑さにより7月の入園者・利用者が少ないという問題は認識されていたが、リニューアル後においても解消されておらず、むしろ減少傾向にある。7月の晴れた日に現場視察を行ったが、大規模遊戯施設、釣り堀のエリアには樹木等日除けになるものが無く、入園者の大部分は屋内のスペースで涼んでいる状況であった。	○7月の後半は夏休みの期間で、潜在的な利用者は多いと考えられることから、例えば植林等により、日陰を作るといった方法により入園者・利用者の増加を図る必要がある。	夏場に猛暑日が増加傾向にある中で、観覧車 Gondola 内のクーラー設置、日傘の貸し出し、ウオータートイパークやミスト機器の設置等の対策を行ってきた。園内における日陰形成は園内環境の課題の一つと認識しており、これまで移動式オーニングによる対策を行ってきた。これに加えさらなる植林を行うことは有効な手段の一つと考えられるが、園内の歩行空間等を制約する面もあるため、適切な手段を検討していく。
2	P17	第二 あらかわ遊園の概要	(2) 夜間開園に関するPDCAサイクルについて	○リニューアル後、イルミネーションを設置し夜間開園を行っているが、その効果測定、改善策の検討が十分に行われていない。夜間開園はサービスの拡大により入園者の増加を目的として企画されたものであるが、これに伴い遊戯施設等管理運営業務委託関連の歳出、イルミネーション設置に係る歳出が多額に発生している。 ○日別入園者、利用者については統計資料が作成され、平日と土曜日、日曜日、祝日の入園者数の比較等が行われているが、夜間開園日とそれ以外の日との入園者数の比較が行われていないため、夜間開園の有効の有無が判断できない状況である。	○夜間開園については、新たな企画として多額の歳出が発生するものであることから、PDCAサイクルを有効に回し、その効果を高めていく必要がある。	夜間開園及びイルミネーションはリニューアルを機に開始した目玉施策であるが、客観的な検証が不足しているとの指摘は真摯に受け止める。 夜間開園日とそれ以外の日との入園者数の比較等、指摘を参考にしながら客観的な検証の手段の充実を図り、潜在顧客に対するあらかわ遊園の夜間開園・イルミネーションの認知を高める手段の検討及び実施について、PDCAサイクルも意識しながら進めていく。
3	P17	第二 あらかわ遊園の概要	(3) 運営のIT化について	○リニューアル後、遊戯施設等管理運営業務委託関連の歳出が著しく増加しており、荒川遊園事業費も増加傾向が顕著である。前述のとおり、あらかわ遊園の運営についてはIT化が進んでおらず、入園者数や利用者数のカウントについても手作業で行うなど労働集約的な運営形態である。このままでは、歳入が伸びない一方で、人件費単価の上昇により歳出だけが増加し、収支差額が一層悪化していくことが予想される。	○例えばQRコードを用いた受付システムを導入するなど、IT化を進め、歳出の増加に歯止めをかける対策が必要であると考ええる。	あらかわ遊園の園内運営については、デジタル化が進んでおらず労働集約的な運営形態となっていることは指摘のとおりである。 デジタル化により利便性、効率性の向上が図られることは認識する一方、スマートフォン等の電子デバイスを一人一台保有していることが想定されるため、子どもが多い荒川遊園の来園者属性を踏まえるとデバイス貸与の必要性なども考えられることから、費用対効果やシステム障害リスクも総合的に考慮しながらデジタル化の推進を検討していく。
4	P18	第二 あらかわ遊園の概要	(4) あらかわ遊園の収支状況の把握について	○荒川遊園課で作成している歳入・歳出決算資料だけでは、無料エリアに係る歳出も含まれるため、有料エリアの歳入・歳出の状況を正確に把握することができない。今後B地区における子どもプール跡地の整備やD地区の整備などで多額の歳出発生が予想されることから、荒川遊園全体の歳入・歳出決算資料に基づく収支差額と、そこに内包される有料エリアの歳入・歳出の状況との乖離は大きくなるものと考えられる。	○このため、地下駐車場を含む有料エリアだけの歳入・歳出資料を、本報告書における有料エリア以外に係る経費の控除例なども参考にしながら作成し、事業運営の状況を正しく把握していくことが重要であると考ええる。この場合、例えば清掃業務のようにA地区だけでなく、B地区、C地区もまとめて契約するようなケースでは、各地区別の金額を容易に把握できるような様式で見積書、報告書の提出を受けるようにしておくことが効率的であり、重要である。	あらかわ遊園の収支は有料エリアの歳入・歳出の状況であるため、有料エリア以外に係る経費を適切に控除しながら事業運営の状況を正しく把握すべきとの指摘を受け、経費の分類を踏まえた収支状況の把握を始めた。各地区に係る経費把握の容易性を高めるための手段として、見積書、報告書の段階で分類することについては、事業者と相談しながら検討を進めていく。
5	P23	第三 リニューアル工事の内容	(1) リニューアル工事に係る結果の検証について	○今回のリニューアル工事の目標であった、大型遊戯施設を中心とした各施設の老朽化への対応は、遊具や施設の刷新により一定の評価を得たといえる。利用者アンケートや口コミから、「施設の清潔さや景観」については、緑地や舗装の美化が維持され、トイレや園内の清潔感に高評価が付されている。また、「スタッフの対応」は利用者から「親切」「柔軟」等の高評価が多数となっている。 ○一方で、来園者数については、年間50万人目標に対して直近の令和6年度は39万6,795人と伸び悩んでいる。	○利用者の口コミで多かった乗物、飲食に係る混雑の解消に資する施策として、モバイルオーダーや事前予約制の導入、屋外飲食席の増設等を検討されたい。	混雑解消策としてのモバイルオーダーや事前予約制の導入については、「運営のIT化について」における所管の認識と同様、効果とリスク、経費とのバランスを慎重に考慮しながら検討する必要がある。 屋外席の増設については、限られた敷地内でのスペースの確保や清掃作業量の増加に伴う経費増等の課題はあるが、例えばパラソル付きのテーブルの増設は日陰形成にもつながるものであり、園内環境の改善の観点から検討を進めていく。

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
6	P23	第三 リニューアル工事の内容	(2) 暑さ対策について	○リニューアル工事計画前において、屋外施設であるため天候等により入園者が大きく伸び悩むことが課題として認識されていた。室内遊び場「わくわくパーク」の新設、「もぐもぐハウス」の拡充による休憩スペース等の増築、観覧車の空調導入等は、悪天候時でも楽しめることを念頭に計画に組み込まれていたが、近年の猛暑化傾向を考慮したものではなく、屋外テーマパークとしての暑さ対策が十分に体系化されていない。	○特に、日除け設備が主要動線（入園口～観覧車付近）中心で、アトラクションの待機列や動物エリア・水辺周辺では不十分であり、人が集まるエリアでの熱中症対策が必要である。また、多くのテーマパークではWBGT（*）値などの科学的指標を活用して、パレードやショーの内容を変更するなどのリスク評価を実施しているが、あらかわ遊園では園内の気温・WBGT指数をリアルタイムに把握しておらず、科学的根拠に基づく運営判断（入場制限や警告発令）ができていない。IoT（モノのインターネット化）温度センサーを各エリアに設置し、リアルタイムでWBGT指数を表示できるようにする等して安全管理の高度化を図る必要がある。 （*）WBGTとは、暑さ指数とも呼ばれ、熱中症予防のための重要な指標である。気温・湿度・日射・輻射・風の4つの要素を総合的に評価し、人体の熱収支に与える影響を数値化した指標をいう。また、環境省が公表している「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」では、暑さ指数（WBGT）を用いた指針が設けられている。	園内における日陰形成は園内環境の課題の一つと認識しており、これまで移動式オーニングによる対策を行ってきたが、主要動線のみならずアトラクション待機列における暑さ対策も検討していく。 WBGT指数を用いた安全管理は、どうぶつ広場のふれあいでも導入しているところであるが、高度化の提案であるIoT温度センサーを各エリアに設置し、リアルタイムでWBGT指数を表示するような仕組みについては、費用対効果を適切に考慮する必要があると認識している。
7	P26	第四 イベント	(1) ノベルティグッズの管理について	○イベント開催時に限られないが、あらかわ遊園ではトートバッグ等のノベルティグッズを作成し、販売又は無償で配布するケースがあり、その場で処理しきれなかったものが在庫として残っている。 ○ノベルティグッズについては、外部業者から有料で購入したものであり、財産的価値があるものである。よって、受払記録を付け残数を管理するべきであるが、実施されていない。	○今後は、受払記録を付け、残数を適切に管理していく必要がある。	ノベルティグッズの在庫数管理の必要性は認識しているところである。今後はノベルティグッズのうち、安価なステッカー類と比較的経費のかかるトートバッグ等に分類し、それぞれに応じた適切な在庫数管理に努めていく。
8	P28	第五 A地区（遊園地エリア）について	(1) チケットの現物管理について	○券売機でチケットを購入する場合、購入の都度印字されるため印字用紙以外の現物管理は不要である。しかし、団体客やオンラインチケット購入者等に対しては、手渡し用のチケットを対面で配布している。手渡し用のチケットの現物管理については、荒川遊園課において受払簿を作成し、定期的な実地棚卸を実施している。のりもの券（1,000円）の受払記録をみると期末在庫44、833枚に対して年間の払出数量が9、317枚と少ないため、在庫過多といえる。また、他のチケット種類においても払出数量に対して在庫数が過剰な傾向にあり、長期保管による陳腐化で廃棄するケースや在庫管理に係る管理事務の非効率性が懸念される。 ○のりもの券については、メルカリ等のフリマサイトで販売されている状況にあり、換金可能な資産といえる。荒川遊園課では、施錠可能な金庫室内の保管用キャビネットにチケット類を保管しているが、金庫室の鍵は常勤職員の施錠されていない機の引き出しに保管されているため、事務所に部外者が侵入した場合、のりもの券が不正に持ち出されるリスクが皆無とは言えない。	○今後は、過去の販売実績や需要予測等を基に適切な在庫となるよう発注をコントロールする必要がある。 盗難リスクを鑑み、施錠可能な状態で鍵を管理することが望ましい。 ○在庫管理の手間や不正利用・盗難リスクを根本的に解決する改善策としては、のりもの券を含むチケットの電子化が考えられる。電子化により、チケット等の現物管理に係る業務を削減でき、また、換金可能な資産を利用した不正、盗難リスクを減らすことができる。さらに、電子化によりアトラクションごとの利用履歴や購入者情報等のデータを取得できるようになるため、マーケティング施策の検討にも有効となると考える。	のりもの券等の需要は天候等に左右される来園者数や周辺施設の状況など多くの不確定要素に左右される。過去のデータから正確な需要予測を行うことは困難であり、発注数を厳しく絞ると、急な需要増に対応できないリスクが懸念される。また、小ロットでの発注は単価が割高になるため、頻繁な発注はコストの増加に繋がる。今後は過剰な在庫とならないよう、可能な限り発注タイミングの精査を行うなど、適正な在庫管理に努めていく。 金庫室の鍵については、事務所に内には職員が常駐しており、夜間は機械警備が作動していることから、部外者が鍵を特定して、チケット持ち出すリスクは極めて低いと考えるが、ダイヤル式手掛け金庫等に収納し、物理的なアクセス制限を強化することで、セキュリティレベルを向上させていく。 チケットの電子化については、スマートフォン等の電子デバイスを一人一台保有していることが想定されるため、子どもが多い荒川遊園の来園者属性を踏まえるとデバイス貸与の必要性なども考えられることから、費用対効果やシステム障害リスクも見極めながら総合的に検討していく。

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
9	P30	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(2)現金売上について	○あらかわ遊園内で利用料を現金で支払えるサービスは、小型遊具を除き動物用のえさ購入とポニー乗馬体験のみである。小型遊具は利用データが残るため、不正の問題は生じにくい。動物用のえさ購入とポニー乗馬体験については、現金で利用料を受け取った場合には、現金の管理が必要となり、職員の業務負担が増加することとなるほか、横領等不正のリスクが皆無とは言えない。	○そのため、動物用のえさ購入とポニー乗馬体験に係る利用料の支払いに関しては、のりもの券のみとすべきであると考ええる。	横領等不正リスクについては、これまでも現金取り扱い時の手順確認など防止への意識付けを行うことでリスク低減に努めてきた。リスクを皆無とするために、ポニー乗馬とえさの販売に係る現金取り扱いを廃止し、のりもの券のみとすることは利用者の利便性を低減させる面もあるため、今後、安全性と利便性の両立について研究していく。
10	P39	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(1)ファミリーコースターの更新について	○法定点検・日常点検は適切に実施されており、現状の維持管理に問題はないが、ファミリーコースターは今回更新されておらず、平成17年に設置した遊戯施設であるため、老朽化に伴う不具合の発生頻度が高くなっている。部品調達面を考慮した場合、今後長期的な使用は困難と判断されることから、入れ替えの検討が必要となってきた。	○後述の暑さ対策、DX化による業務の効率化等他の施策も考慮し、施設更新計画の策定を進めていく必要があると考える。	ファミリーコースターは日常点検や毎年のオーバーホールにより安全な運行を担保しているが、設備の老朽化は着実に進行している。あらかわ遊園の魅力やサービスを低下させないよう、今後、更新を検討していく。
11	P39	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(2)連休期間時の情報提供と代替サービスの検討	○ファミリーコースターについては、法定点検及びオーバーホールを伴う車両点検のため2月に長期連休が発生している。	○連休期間中の来園者への情報提供方法については、事前告知の充実やホームページでの目立つ表示など、利用者サービスの向上の観点から改善の余地がある。また、長期連休時における代替サービスの提供等についても利用者満足度維持のために施策を検討する必要がある。	ファミリーコースター連休期間に関する情報提供は区ホームページ等で行っているところであるが、さらに認知しやすくなるよう表示方法を工夫する。また、連休時における代替サービスの提供についても検討していく。
12	P39	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(3)回転率の改善と待機列の暑さ対策について(スカイサイクル)	○繁忙日には90分から120分ほどの待ち時間が発生するが、夏休み期間においては、猛暑日に並ぶ待機列の暑熱リスクが園内アンケートや口コミで散見された。 ○混雑解消のためには、回転率の向上が必要であるが、現状では安全面への配慮から定員の変更は困難と考えられる。	○利用者満足度の改善のため、待機列にミストシャワーやシェードの設置等、更なる暑さ対策の検討が必要であると考ええる。	園内における日陰形成は園内環境の課題の一つと認識しており、これまで移動式オーニングによる対策を行ってきたが、主要動線のみならずアトラクション待機列における暑さ対策も検討していく。
13	P39	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(4)車両故障の多発について(スカイサイクル)	○リニューアルにより入替を行ったスカイサイクルには、追突防止機能として赤外線センサーが導入されているが、夕方に太陽の位置が低くなると日射の影響によりセンサーが働き、ブレーキが作動する現象が頻発している。法定点検・日常点検の報告書には、主に電気系統の不具合が多く記載されている。また、保守委託業者では修繕不能な故障もあり、メーカー対応が必要な場合は修繕に長期間要するケースもある。現状では、点検・修繕記録・連休情報等の情報管理が紙中心で行われており、一元的に管理されていない。	○アトラクションのメンテナンスを適時、適切に実施し、重大な事故を未然に防止するため、不具合に関する情報については一元的に管理することが必要である。	現在、点検で発見された修繕が必要な不具合・故障箇所については、対応状況の追跡管理が可能となるよう、法定点検・日常点検報告書とは別の様式により受託事業者から提出を受けており、適切に修繕を実施してきた。 修繕対応記録と点検報告の一元化には、サーバクラウドシステムの導入を前提としたデータベース構築、デジタルデバイスを利用した現場作業への変更が考えられるが、新たなインフラ投資となることから、将来的に現在の方法では対応に支障が生じることが想定される状況となった際には検討する。

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
14	P40	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(5)大型遊戯施設の保守管理業務委託と管理運営業務委託について	○大型遊戯施設について、保守管理業務と管理運営業務をそれぞれ別の業者へ委託している。リニューアルで更新した大型遊戯施設5機種のメーカー選定及び大型遊戯施設の管理運営業務の相手方選定はプロポーザル（提案評価）方式で決定されており、また、保守管理業務の委託先業者については、当該メーカーを相手先とした特命随意契約である。 ○これらの契約のうち、保守管理業務の委託先事業者をメーカーとする契約については、一般的に「バンダーロックイン」（特定のメーカーに依存することで交渉力が弱まる状況）の問題が考えられる。本契約も、遊園地の大型遊戯施設という特殊な施設の保守管理という業務の特性により、「メーカーでないと詳細な点検や修繕ができない」という理由で特命随意契約を結んでおり、この点に関してはやむを得ないものである。ただし、情報の非対称性による価格設定や稼働の有効性の不均衡の問題（上述のスカイサイクルの故障率、稼働率等にも影響）が生ずる問題が考えられ、区側にはその事前の見込みや判断が難しい状況があるといえる。	○これについて、例えば外部の技術アドバイザーの活用によって仕様書へのサービスレベルの合意を盛り込むといった対応が考えられる。	大型遊戯施設での方が一事故は重大な人的被害に直結するため、その構造を熟知し、純正部品の製作・供給を行うことが可能なメーカーによる保守が、安全管理上、現時点で最も合理的かつ確実な手法であることについての共通理解は得られているものと考ええる。しかしながら、ご指摘のとおり、特定メーカーへ依存することによる情報の非対称性がもたらすサービス品質の硬直化や中長期的なコスト増加等の状況に陥る、いわゆるバンダーロックインの問題も同時に認識している。外部アドバイザーの活用については、その費用対効果も勘案しながら、SLA策定のは非や保守委託経費の妥当性を検討していく。
15	P40	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(6)暑さ対策に関する広報について	○主要な大型遊戯施設について、直近年度の利用者数月次推移を参照するに、季節による来場者数の差が大きく、特に夏場は減少している。これは、猛暑による外出先としてのテーマパーク離れが業界共通の課題であるといえる。現在のあらかわ遊園では、ミスト設置や日よけなどの暑さ対策は一定程度実施されており、これは管理運営委託先事業者との間で「暑さ対策」として委託されているものである。	○しかしながら、その広報についてはあくまで事業運営主体である区によってより積極的に行われるべきである。 ○また、暑さを避けてつづ夏場にあらかわ遊園を楽しんでもらうための取り組みとして、どうぶつ広場の夜間営業によって動物の特別展示を行っているといった好事例も含めて、暑さ対策の積極的な広報や、区の掲示板などを活用した情報発信の強化によって、月当たりの来場者・利用者数の平準化を図るべきであると考ええる。	夏場の「暑さ対策」という括りで広報活動を行う視点については、これまで明確な意識を持っていなかったところであり、今後はそのような視点も踏まえながら、園内の様々な取組について、区が主体的に広報活動を行っていく。
16	P40	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(7)点検報告書の管理について	○各大型遊戯施設の安全管理体制については、建築基準法に基づく法定点検の年2回実施に加え、法定点検と同内容の点検をさらに2回、計4回実施しており、法定点検が適切に実施されていることを確認した。また、日常的な安全管理体制として、始業時点検、週間点検、月間点検を実施しており、安全管理の観点から適正な体制が整備されていることを報告書の閲覧等にて確認した旨は上述の通りである。 ○日常的な点検体制から覚知された修繕対応の管理については、点検時に発見された不具合は点検票に記載する一方、そこから修繕を要するものは修繕対応事項として抽出し、別のファイルで進捗も含めて追跡管理されている。	○ただし、個別の点検票の記入方法について、目視・触診の区分、点検対象部位のチェック欄等において、記入する記号が担当者によって統一されていないように見受けられ、実施の有無が明瞭に示されているとは言い難い状態であった。また、いわゆる建築基準法に定める定期点検報告について、令和6年度9月と12月度の報告日付が空欄となっていた。すなわち、建築基準法第12条第3項（定期報告制度）で、不特定多数の人が利用する建築物について、その所有者・管理者は、専門技術を有する資格者に定期的に調査・検査させることが定められているところ、報告までを含めて当該制度が運用されており、これが適時であることによってその安全性等が担保される趣旨に鑑みれば、その報告日付が明らかでないことは問題であるため、報告書提出日は漏れなく記載されなければならない。 ○また、令和6年6月度の点検実施の最終日が6月14日であるのに対して、報告書提出が8月24日と遅いことも問題である。	個別の点検票の記入方法については、受託事業者側担当者によって記入方法が変わることのないよう、改めて記載ルールの共有化を図らせ、点検実施事実の明瞭化に取り組んでいく。 定期点検報告書における提出日については、記載漏れがないよう、改めて指導するとともに、これまで以上に適時・適切に不具合等を把握し、修繕対応の判断を的確に行えるよう、報告書の提出を遅くとも点検実施月の翌月末日までとするオペレーションに改めた。

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
17	P41	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(8)来場者アンケートや点検報告書のD X化について	○現在、(1)でも言及したアンケート用紙はもぐもぐハウスに紙のみにて設置されている。 ○また、(7)でも言及した点検報告書についても、現在は書面かつ押印にて対応している。	○アンケート用紙の設置方法について、より幅広い回答を得て改善に活かすため、例えばQRコードを活用したアンケート収集を園内の各エリアで募集し、回答してくれた来園者に簡易なノベルティ等を配布する等の取り組みによって、回答を促進することを検討されたい(なお、より幅広い回答を得るためという趣旨からすれば、現状実施しているチケット販売サイト内における口コミ情報を通じた収集と併用でよいと考える)。 ○点検報告書の確認方法についてデジタル化した上でワークフローシステム等による承認等を用いることで、ペーパーレス化や点検記載項目の網羅性・統一性、承認の適時性を高められないかについても検討されたい。	アンケートのデジタル化により、来園者の幅広い回答を収集することは今後の運営改善等の基礎資料とする上で、重要と考える。一方、スマートフォン非所有者への配慮も必要であり、紙アンケートの設置は継続しつつ、一部エリアで試験的にQRコードを掲示し、その運用結果を分析した上で、本格運用を検討する。 点検報告書のデジタル化については、修繕対応記録との一元化において示した認識のとおり、サーバクラウドシステムの導入を前提としたデータベース構築、デジタルデバイスをを用いた現場作業への変更が考えられ、新たなインフラ投資となることから、将来的に現在の方法では対応に支障が生じることが想定される状況となった際には検討する。
18	P41	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(9)アンケート内容について	○もぐもぐハウスに設置しているアンケート用紙に記載されたアンケート項目は以下のとおりである。 ・ご来園人数 ・ご来園構成(家族 友人 恋人・夫婦 仕事関係等) ・ご年齢 ・お住まい ・交通手段 ・ご来園回数 ・満足度 ・スタッフの対応 ・ご意見・ご要望等 アンケートの回答を閲覧したところ、特に「ご意見・ご要望等」については、質問が漠然としているため、あらかわ遊園の運営に資するような有効な回答が得られていなかった。	○有効な回答が得られるよう、アンケート内容の工夫が必要であると考ええる。	アンケートの設問「ご意見・ご要望等」は自由回答型質問として一般的に設定されるものであり、利用者の自由な発想や質問者が予期せぬ気づきを幅広く拾い上げるメリットがある一方、集計やとりまとめに時間を要したり、的を射ない回答も発生するなどのデメリットがあることは認識している。 今後もアンケートからあらかわ遊園の運営や顧客満足度の向上につながる回答が得られるように、回答の具体性と多様性の適切なバランスを検討していく。
19	P55	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(1)えさの売上金の回収について	○動物用のえさのうち、カップに入れた野菜は無人販売となっている。えさの代金はカップ1つあたり、100円又はのりもの券1枚である。えさの販売個数と実際の売上額に差異が発生しており、令和6年度では、現金とのりもの券の合計130、600円分相当の売上が回収できていない。無人販売を行っていることから、現金やのりもの券が適切に回収されていないため、販売個数と実際の売上額に差異が発生していると考えられる。	○えさの売上代金について、適切に回収できるような措置を講ずるべきである。	えさの販売個数と売上額との差異については課題があると認識している。係員の目の届く場所での販売や無人販売ロッカーの導入等、費用対効果の観点も踏まえながら改善方法を検討していく。
20	P55	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(2)釣り堀場の日よけについて	○釣り堀では利用料金を支払うと1時間遊ぶことができるが、樹木等がないことから、釣り堀場には日陰が全くなかった。日陰がない状況で、長時間釣りをするのは難しいため、夏場の利用者は少なくならざるを得ないと考えられる。 ○荒川遊園課に確認したところ、園内の遊戯施設に関する建蔽率は、都市公園法で定められた上限に近いため、追加で塀等の構造物を設置することが難しい状況にあるとのことであった。	○建蔽率の制限から塀等を設置できないのであれば、パラソルを設置して釣り堀場内で日陰をつくる等、夏場の利用者を増やす施策を講ずるべきである。	釣り堀の日陰形成については、他の屋外型の釣り堀における対策も参考にしながら検討し、夏場の利用者増に努めていく。

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
21	P55	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(3)小型遊具(バッテリーカー)の利用状況について	○小型遊具はリース資産であり、小型遊具の修繕についてはリース元の事業者(以下、「賃貸人」という)が行う契約となっている。小型遊具の稼働状況に関する日報を確認したところ、故障により利用できない遊具が複数あり、利用できない期間も数カ月に及んでいた。また、現場視察時にも28台中6台が利用できない状態であった。 ○小型遊具の賃貸借契約書に基づく契約不適合責任として「賃貸人は(中略)借入期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。」と規定されていることから、利用できない小型遊具がある場合には、賃貸人には修繕や代替物を提供する責務があり、また、修繕や代替物の準備ができない場合には、損害賠償責任を負う。稼働不能となっている小型遊具については、不具合を覚知したら修繕を求め、修繕が長期に渡る場合は代替物の引き渡しを求めているということであった。	○稼働不能台数を極力少なくするためにも更に管理を徹底するほか、稼働不能台数や期間に応じた請求金額の減額、あるいは単価契約による稼働実績に応じた実績払いなども検討すべきと考える。	監査意見を踏まえ、今後も引き続き稼働状況及び修繕対応の進捗をより適切に管理し、稼働不能期間の短縮に努める。また、現契約が令和8年度で終了することから、令和9年度以降の契約においては、稼働実績に応じた実績払いの導入など、より実態に即した契約内容への見直しについて検討する。
22	P56	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(4)しばふ広場について	○しばふ広場では、広場全体の芝生のうち、おおそ半分の芝生がなくなっており、地面が露出している。また、しばふ広場の樹木は剪定されているため、日陰が少なく、夏場はしばふ広場で休憩することは難しい状況である。さらに地面の露出により、土ぼこりが発生し広場に滞在しづらくなっている。	○そのため、芝生を養生するために必要な施策を講じるべきである。 ○また、建蔽率の制限から屋根や塀を設置することができないため、樹木の陰で日陰になる部分を増やすような工夫をして、同広場の利用客が増えるような施策を講ずるべきである。	しばふ広場は園内の主要動線であるほか、ロング滑り台が設置されていることから利用者の往来が多い場所であるため、長期の利用制限を伴う芝生の養生期間を設けることは困難な状況である。 土ぼこり抑制のための散水に取り組みながら、芝生を代替する地被植物への更新を含めた改修を検討していく。
23	P56	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(5)わくわくパークの予約について	○わくわくパークは予約制となっており、利用者は予約した時間帯に同施設を利用できる。予約が満員となった時間帯は、仮に予約した利用者が来なかった場合でも、予約のない利用者が利用することはできない。予約に関する制限はないことから、予約者が利用しなかった場合、施設に空きがあるにもかかわらず、利用希望者が利用できない恐れがある。	○そのため、利用できる時間帯の開始後、予約者が一定時間経過してもわくわくパークに来ない場合には、予約を取り消し、利用希望者が利用できるように運用ルールを変更すべきと考える。	わくわくパークの利用に関するルールは、これまでも利用者の公平感や利用上の安全の確保の観点から柔軟に改定を行ってきた。 ご指摘は施設の利用機会拡大のための有効な方策の一つと認識しているが、現在の利用者の利用実態を踏まえると、キャンセルの判断時点の設定や空き枠に対する利用者の募集方法などの課題も多い。今後、無断キャンセル率等のデータ収集と分析を行い、機会損失の影響の度合いに応じた検討を行っていく。
24	P56	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(6)動物施設の消毒について	○荒川遊園動物飼育等管理運営業務委託契約では、動物施設の消毒は休園日に実施することと規定されていたが、委託先から提出された日報を確認したところ、休園日以外にも消毒が行われ、休園日に消毒が行われていなかったという事案が確認された。 ○これは、どうぶつ広場の各所を週に一度消毒を行うに際し、休園日に出勤する職員数や消毒用具に限りがあることから、休園日以外にも実施しているものであった。休園日以外に消毒を実施する場合、動物の展示中は動物舎内の消毒を行い、放飼場はどうぶつ広場での展示が終了し、動物を動物舎に戻した後に実施しているため、どうぶつ広場の利用者に影響を及ぼすものではない。	○しかしながら、契約内容と異なる日程で消毒を行うことが、どうぶつ広場の管理上の実情に即しているのであれば、委託先との協議を行い、現状に即した契約内容に変更すべきと考える。	消毒作業は、消毒を要するすべての箇所について週に1回行っているため、必要回数は満たしている。これまでどおり消毒作業日を柔軟に計画できるよう、作業に関する仕様を「休園日」から「週1回」と改める。

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
25	P59	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(1)価格改定手続について	○あらかわ遊園においてX社が運営する店舗では、昨今の急激な物価高の影響を受け、年度の中途において何度か値上げを実施している。 ○物品販売に関する販売価格の変更時には、公園施設管理許可書に基づき区の承認が必要であるが、飲食の提供に関する価格の変更については、区への報告で足り、特に承認手続は設けられていない。 ○本来、X社は公園使用許可を得て主体的に営業している事業者であるため、荒川区はその設定価格に指示を出す立場にはない。しかし、大人の入園料を800円というかなり低い水準に設定しているあらかわ遊園の公共性を鑑みると過度な値上げは避けるべきであると考えられる。また、X社は、例えばマクドナルドのように多店舗を有し社会的に認知された価格体系を有する事業者ではないため、価格の妥当性については、それが利用者の賛同を得られる水準であるのか、慎重な判断を要する。	○よって、少なくとも実質的な値上げである各分類の最低価格の変更を年度の中途で行なう場合には、区から事前に明示的な承認を得るよう手続を変更すべきであると考ええる。	X社は公園使用許可を得て主体的に営業している事業者であり、その設定価格に区が直接的な指示を出すことは、事業者の自律的な経営判断を阻害し、民間活力を最大限に活用するという趣旨から外れる恐れがある。しかしながら、当園の公共性を踏まえれば、来園者に納得感のある価格水準を維持することは重要であるとも認識するため、X社の主体性や社会経済情勢を反映した適切な価格設定を損なわない範囲で、飲食物の価格変更時には、事前に書面での承諾手続を設けることとした。
26	P60	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(2)プロポーザル時に評価した事項のフィードバックについて	○令和2年11月19日に実施された評価委員会において、X社は施設使用料に関する評価は高くないが、子ども等利用者への配慮、サービスの提供、各店舗の運営、荒川遊園との協力や連携に関して高い評価を得た結果、店舗の使用許可を受けた。 ○X社は施設使用料に関する評価の低い事業者ではあるが、これらの提案内容への総合的な評価を経て選定したことからすれば、少なくとも区が選定時に積極的に評価した項目について、営業開始後に履行状況を適時適切にフィードバックすることは当然であると考えられる。 ○フィードバック実施の有無について、荒川遊園課に確認したところ、区と協議しながら提案内容に沿って事業を進めているため、提案内容は実行されているとの回答であった。しかし、第三者が目で確認できる形式でのフィードバックは行われていなかった。 ○プロポーザル方式で事業者を選定した場合、委託契約の場合には、仕様書への記載と検収によって提案内容の確実な実施が担保される。一方、プロポーザル方式で事業者を選定し公園施設管理許可を付与する場合にはそのような手続はない。	○しかし、本件のように施設管理許可を付与する場合であっても、事業に与える影響が重要であると考えられる場合には、提案内容の確実な履行を担保する必要性が認められることから、このような場合には客観的なフィードバックを定期的に実施すべきと考える。	X社は営業時間中、園内に常駐しており、区と密接な連携関係を維持している。加えて、毎週の定例会議では、イベントの実施や地域との連携など、店舗運営も含めた多岐にわたる業務について報告・相談が行われており、これらのプロセスの中で、提案内容の履行状況も確認できている。
27	P64	第五 A地区 (遊園地エリア) について	(1)点検結果の一元管理について	○地下駐車場の管理運営業務委託事業者から提出された地下駐車場建物管理報告書を閲覧した結果、評価が「×」とされた項目と「△」とされた項目がそれぞれ2箇所ずつ確認された。 ○対応状況欄は、荒川遊園課担当者が纏めたものであるが、荒川遊園課として一元的に管理されていなかった。区の組織は、担当者的入れ替わり頻度が高く、また、点検結果で不備が認められた項目によっては、実際に対応するまでかなりの時間を要するものもある。	○点検で不備が認められた項目については、担当者だけでなく、荒川遊園課として一元的に管理し、対応遅れ、対応漏れが発生しないよう措置しておくべきと考える。	地下駐車場の管理運営については、区担当者が受託事業者と密に連携を取り、これまで重大な事故や運営上の支障は生じていないが、「情報の属人化による組織的な進捗管理不足」というご指摘を踏まえ、当面の措置として課内での情報共有を徹底し、不備に関する対応漏れがないようにするとともに、中長期的には、デジタル化の推進の中で、電子化による一元管理も検討していく。

令和7年度包括外部監査「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」 対応の方向性

No.	頁数	該当箇所	項目	現状	監査意見	意見に対する対応内容
28	P67	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(1)備品の管理及び棚卸について	○「荒川区物品管理規則」においては、備品について、毎年度3月末日現在における供用備品現在高調書を作成し、出納機関（会計管理者及び物品出納員）に提出することが規定されている。これは、備品について年度末又はその近辺の時期に現物の有無、使用状況の確認を行うことが前提となっているものである。 ○備品実査の結果、3件の備品について現物の無いものが備品管理システムに残ったままになっていることが確認された。	○供用備品現在高調書の作成にあたり、現物の確認が適切になされていないことは明らかであり、手続の順守が強く求められる。 ○また、設置場所等の情報が登録されていない備品が1件確認されたが、備品の所在を効率的に確認するためには必要な情報であり、必ず登録するよう徹底すべきと考える。	ご指摘のあった調書からの抹消漏れ3件と設置場所情報未登録1件は、リニューアル工事期間中の繁忙時に膨大な数の備品を一点ずつ目視で確認する作業を行った結果と認識している。 抹消漏れ3件と未登録1件については、システム対応済であるが、今後は業務の手順等も適宜に見直ししながら、適切な備品管理に努めていく。
29	P68	第五 A地区 (遊園地エリア)について	(2)備品シールの破損について	○もぐもぐハウスの厨房内の備品について、備品シールは貼付されているものの、備品シールの印字が消えているものが散見された（例えば、フライヤー・冷蔵庫・冷凍庫等）。	○印字が消えている等備品シールが破損していることを把握した場合には、除却処理手続が不効率になるなど、業務の効率性が損なわれる可能性があるため、直ぐに備品シールの貼り替え等の対応を行う必要がある。	備品シールの印字状態については、運営事業者の協力も得ながら随時に確認を行い、印字が読み取れなくなっているものについては貼り替えの対応を行う。

令和7年度 包括外部監査結果報告書

選定した特定の事件（テーマ）

「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」

令和8年3月
荒川区包括外部監査人

(本報告書における記載内容などの注意事項)

1 端数処理

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を四捨五入して表示しているため、表中の総額の内訳の合計が一致しない場合がある。単位未満の端数を切り捨てて表示している場合などには、その旨の記載を行っている。

公表されている資料などを使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため端数処理が不明確な場合もある。

2 報告書の数値などの出典

報告書の数値などは、原則として荒川区が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には出典は記載していない。

報告書の数値などのうち、荒川区以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値などを用いたもの、あるいは他の地方公共団体の数値などを表示したものについては、その出典を明示している。

目次

第一 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定したテーマ.....	1
3 テーマ選定理由.....	1
4 監査の対象期間.....	1
5 外部監査の方法.....	1
6 外部監査の実施期間.....	2
7 包括外部監査人.....	2
第二 あらかわ遊園の概要	3
1 あらかわ遊園の概要.....	3
（1）A地区.....	4
（2）B地区.....	5
（3）C地区.....	6
（4）D地区.....	6
2 沿革.....	8
3 組織.....	9
4 利用者の状況.....	10
5 歳入・歳出の状況.....	13
（1）歳入・歳出決算資料に基づく歳入・歳出の状況.....	13
（2）有料エリア（遊園地、地下駐車場）の純粋な歳入・歳出の状況.....	16
第三 リニューアル工事の内容	19
1 リニューアル工事の概要.....	19
（1）大型遊戯施設.....	19
（2）ちびっこ広場.....	19
（3）どうぶつ広場.....	20
（4）しばふ広場.....	20
（5）飲食・休憩施設の充実.....	20
（6）その他.....	20
2 改修費用一覧.....	22
3 リニューアル後の利用者の声.....	23
第四 イベント	25
第五 A地区（遊園地エリア）について	27

1	収入管理の状況.....	27
	（１）券売機の収入管理.....	27
	（２）オンライン販売の収入管理	27
	（３）現金に係る収入管理	27
2	大型遊戯施設	31
	（１）観覧車	31
	（２）メリーゴーランド	32
	（３）スカイサイクル.....	34
	（４）ファミリーコースター.....	35
	（５）ウォーターシューティングライド.....	36
	（６）豆汽車	37
3	どうぶつ広場、釣り堀、その他広場	43
	（１）利用料収入の状況.....	43
	（２）利用者の状況	47
4	飲食店、売店	57
	（１）店舗.....	57
	（２）店舗との契約	58
5	その他（地下駐車場、自動販売機）	63
	（１）地下駐車場.....	63
	（２）自動販売機.....	64
6	備品管理の状況.....	66
	（１）実施手続	66
	（２）実施結果	66

第一 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の27第2項に規定する荒川区との包括外部監査契約に基づく監査である。

2 選定したテーマ

「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」

3 テーマ選定理由

あらかわ遊園は、都内唯一の区立遊園地として、長年にわたり区民や観光客に親しまれてきた。過去ACCが指定管理者として運営を担当していた平成21年度に包括外部監査の対象となったが、その後運営体制が変わり、平成23年度から区の直営となっている。また、平成30年12月から休園し、大規模な改修工事を経て、令和4年4月にリニューアルオープンしている。

あらかわ遊園は、単なる娯楽施設の枠を超え、地域のシンボルとも言える存在である。区民の関心も高く、予算規模も大きいことから、リニューアルオープンから3年が経過した現在、その管理運営状況を検証することには大きな意義があると考えられる。これらを踏まえ、令和7年度の荒川区包括外部監査のテーマを「リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について」とした。

4 監査の対象期間

原則、令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）を対象としたが、本テーマの性格上、監査内容によっては対象期間から外れることになる場合がある。

5 外部監査の方法

リニューアルオープン後のあらかわ遊園の管理運営について、関係法令、条例、規則等への準拠性、経済性、効率性、有効性の視点を中心に、以下の事項を監査の視点とした。

ア あらかわ遊園の管理運営が、関係法令、規則等に準拠して適切に行われているか。

イ あらかわ遊園の管理運営は、経済的・効率的に行われているか。

ウ あらかわ遊園の運営コスト、収支バランスは適切なものとなっているか。

- エ あらかわ遊園の事業実施における委託業務の内容や金額は妥当であるか。
- オ あらかわ遊園の事業運営は区民のニーズに合ったものとなっているか。
- カ あらかわ遊園において、財産管理は適正に行われているか。

6 外部監査の実施期間

令和7年7月9日から令和8年3月31日まで

7 包括外部監査人

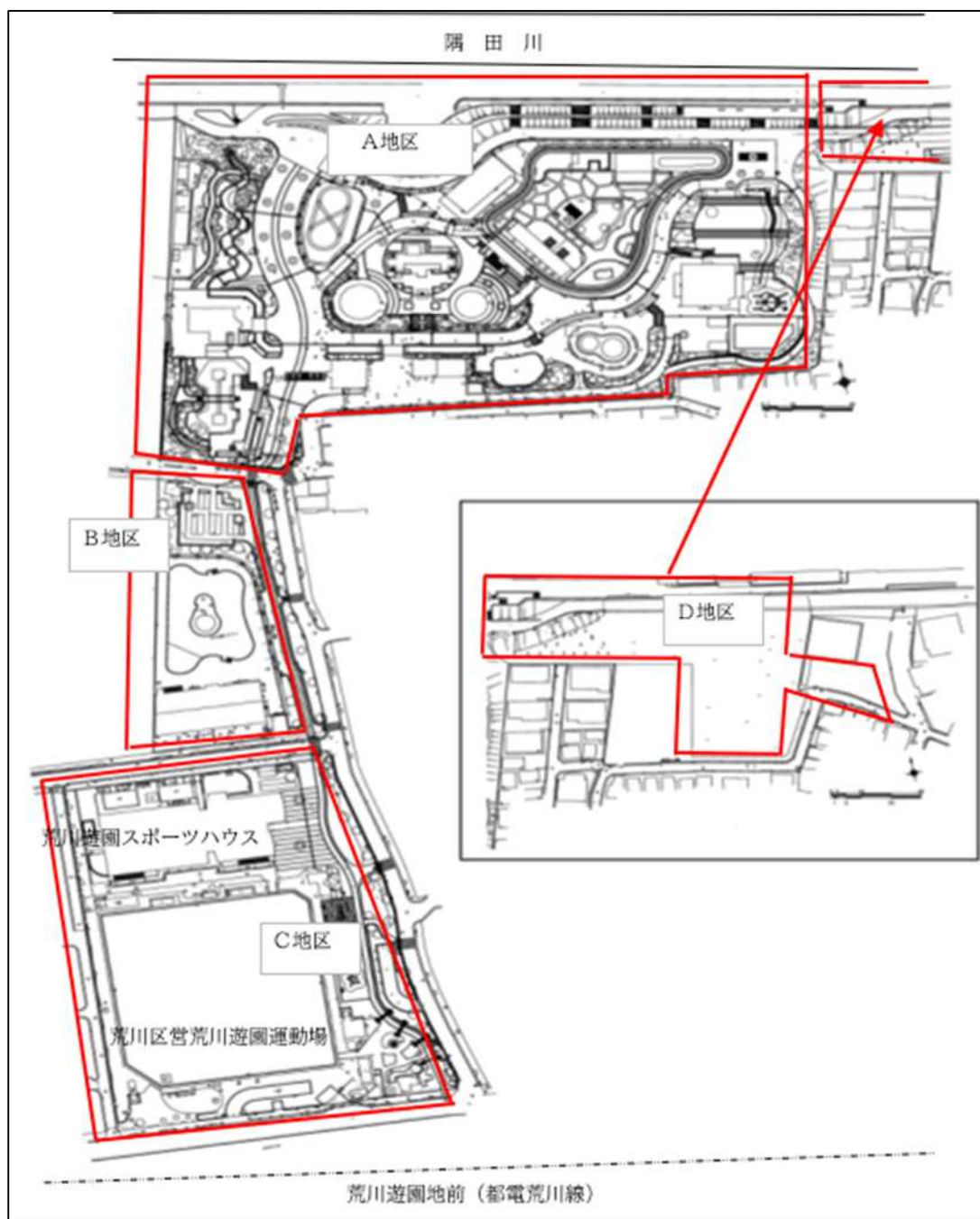
公認会計士 森尾 渉

補助者として公認会計士6名

第二 あらかわ遊園の概要

1 あらかわ遊園の概要

あらかわ遊園は、都電荒川線荒川遊園地前停留所に隣接するエリアに所在しており、都市公園法、荒川区立公園条例が適用される都市公園である。荒川区立公園条例上の名称は「荒川区立荒川遊園」であり、面積54,416㎡の広大な敷地が以下のとおりA地区、B地区、C地区、D地区の4つのエリアに分かれている。



(1) A地区

A地区は遊園地エリアで、有料地区となっている。面積は31,466㎡あり、詳細については、「第二 リニューアル工事の内容」に記載した園内マップを参照されたい。

① 入園料、利用料

リニューアル後とリニューアル前の入園料、遊戯施設等の利用料を比べると以下のとおりであり、特に大人の入園料を200円から800円とするなど、入園料を中心に料金の値上げを行った。値上げ割合は大きいものの、金額ベースでは大幅な値上げとはなっておらず、他の一般の遊園地と比較しても低廉な料金設定となっている。

【主な料金表】

区分		リニューアル後		リニューアル前	備考
入園料		大人	800 円	200 円	未就学児は無料
		シニア	400 円	100 円	
		中学生	400 円		
		小学生	200 円		
大型遊 戯施 設	観覧車	大人	400 円	200 円	大人 中学生以上、 子ども 3 歳以上小学 生以下（以下同じ） ファミリーコースター 、ウォーターシュー ティングライド、スカ イサイクルは3 歳以上 から利用可
		子ども	200 円	100 円	
	豆汽車	大人	200 円	200 円	
	メリーゴーランド				
	ファミリーコースター	子ども	100 円	100 円	
	ウォーターシューテ ィングライド（＊）				
スカイサイクル					
小型 遊具	硬貨式自動遊具	子ども	200 円	200 円	
	エア遊具	子ども	200 円	200 円	
室内遊び場		大人	200 円	－	
		子ども	300 円	－	
ポニー乗り場		子ども	100 円	100 円	4 歳以上 10 歳以下利 用可
釣り堀		大人	500 円	350 円	4 歳以上利用可
		子ども	200 円	100 円	
フリーパス		大人	1,800 円	1,200 円	入園料込み、以下を除 き乗り放題
		シニア	1,400 円	600 円	

	中学生	1,000 円	500 円	硬貨式自動遊具、ポニー乗り場、釣り堀
	小学生	700 円		
	未就学児	500 円		

(*) リニューアル前はコーヒークップが設置されていた。

② 開園時間

営業時間は、夜間開園日とそれ以外の日とで異なり、以下の表のとおりである。

	営業時間
夜間開園日	9時から20時まで
上記以外	9時から17時まで
休園日	毎週火曜日（火曜日が祝日の場合は翌日）、年末年始

夜間開園日は、金曜日、土曜日、日曜日、祝日の他、祝日の前日や春休み期間、ゴールデンウィーク、夏休み期間、冬休み期間とされ、また、火曜日が夜間開園日に該当する場合には営業を行っている。営業時間については、ホームページ上に営業カレンダーを掲示し、利用者への周知が図られている。

令和7年度の夜間開園日数は207日で総営業日（319日）の65%が夜間開園日となっている。

施設ごとの営業時間は、以下の表のとおりであり、利用できる施設は限定されている。

施設名	営業時間
のりもの広場	9時から17時まで(夜間開園日は20時まで)
どうぶつ広場	10時から15時30分まで
釣り堀	9時から16時50分まで
わくわくパーク	9時30分から16時45分まで

(2) B地区

B地区の面積は5,234㎡であり、屋外の子どもプールがあったが、子どもプールについては、令和5年度をもって運営を止め、除却することとなった。

子どもプールは、7月及び8月の2か月間のみしか営業できず、利用者数、収入金額は以下の状況であった。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
利用者数 (人)	25,730	23,930	21,069	14,405	22,950
収入金額 (円)	6,062,200	5,665,050	4,994,200	3,460,400	5,493,700

子どもプールは、昭和 58 年に設置されたもので、設置から 40 年が経過し、施設、設備の老朽化が顕著となっていたが、大規模改修に係る経費は 3 億 7 千万円余りと試算されたことから、令和 5 年度の運営を以って廃止した。跡地については、レクリエーションを通じた子育て支援施設を再整備する案などが検討されているが、決定には至っていない。

(3) C 地区

C 地区の面積は 14,141 m²であり、荒川区営荒川遊園運動場、荒川遊園スポーツハウスといった施設がある他、複合遊具、公衆トイレが設置されており、地下には地下駐車場がある。

このうち、荒川区営荒川遊園運動場、荒川遊園スポーツハウスの管理、運営については地域文化スポーツ部スポーツ振興課が所管しており、荒川遊園課の所管ではない。

(4) D 地区

① 用地取得の経緯

D 地区は、旧小台橋小学校跡地の一部であり、荒川遊園の拡張用地として位置付けられている。

既存の用地に加え、令和 5 年 5 月 1 日付で荒川区土地開発公社が地権者から隣接する土地の一部を取得したことにより、D 地区の総面積は約 3,575 m²となった。

② 今後の整備の方向性

荒川遊園改修基本計画（平成 29 年度、以下「基本計画」）においては、自然環境体験可能なエリアとして、アスレチック遊具やログハウス、ツリーハウス等の設置を検討するとともに、多目的広場、幼児用広場を設置するとしている。

③ 整備スケジュール

可能な限り早期の開園を目指し、以下のスケジュールにて整備を行うとされている。

令和6・7年度	基本設計及び実施設計
令和8・9年度	堤防修景工事・公園工事（ログハウス含む）
令和9年度	運営事業者選定
令和10年度	開園

2 沿革

- ・大正11年5月 民営「あらかわ遊園」誕生
- ・昭和16年 陸軍の高射砲陣地設置
- ・昭和24年 荒川区立児童遊園が設置。
- ・昭和25年3月 都市計画公園として指定。
- ・昭和25年8月 「区立荒川遊園」開園
- ・昭和27年12月 釣堀オープン
- ・昭和30年7月 観覧車完成
- ・昭和31年7月 弓道場完成
- ・昭和42年3月 大温室完成
- ・昭和45年4月 上尾久公園（現荒川遊園C地区）開園
- ・昭和58年7月 子どもプール（現荒川遊園B地区）開園
- ・昭和62年4月 上尾久公園、荒川遊園と統合
- ・昭和62年7月 魚釣りひろば（釣堀）オープン
- ・平成元年6月 どうぶつ広場、しばふ広場オープン
- ・平成2年4月 のりもの広場、レストハウスオープン
- ・平成3年4月 クラフトハウス、水あそび広場、アリスの広場オープン
- ・平成5年7月 あらかわ遊園スポーツハウスオープン
- ・平成6年1月 あらかわ遊園地下駐車場オープン
- ・平成15年4月 都電6000形(一球さん号)を常設展示
- ・平成30年12月 リニューアル工事のため閉園
- ・令和4年4月21日 リニューアルオープン

3 組織

あらかわ遊園の管理運営は子ども家庭部荒川遊園課が所管しており、人員構成は以下のとおりである。

係名	職員数		備考
管理運営係	常勤職員	5 人	課長 1 人、係長 1 人
	会計年度任用職員	12 人	
事業計画・安全管理担当	常勤職員	1 人	係長 1 人
合計		18 人	

ただし、事業計画・安全管理担当の係長は、管理運営係の業務に関しても一部担当する。

4 利用者の状況

有料エリアの「あらかわ遊園」のリニューアル前後における入園者数は、下表のとおりであり、40万人前後で推移している。

(リニューアル前)

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4 月	36,706	34,476	41,130
5 月	62,356	61,545	57,492
6 月	26,122	31,174	32,921
7 月	18,239	28,524	25,518
8 月	29,372	32,206	41,095
9 月	44,533	22,027	37,323
10 月	39,239	38,566	29,052
11 月	27,518	34,029	40,485
12 月	17,055	20,130	20,555
1 月	27,089	30,861	24,614
2 月	22,106	23,744	26,962
3 月	40,866	46,720	40,402
年間合計	391,201	404,002	417,549

(リニューアル後)

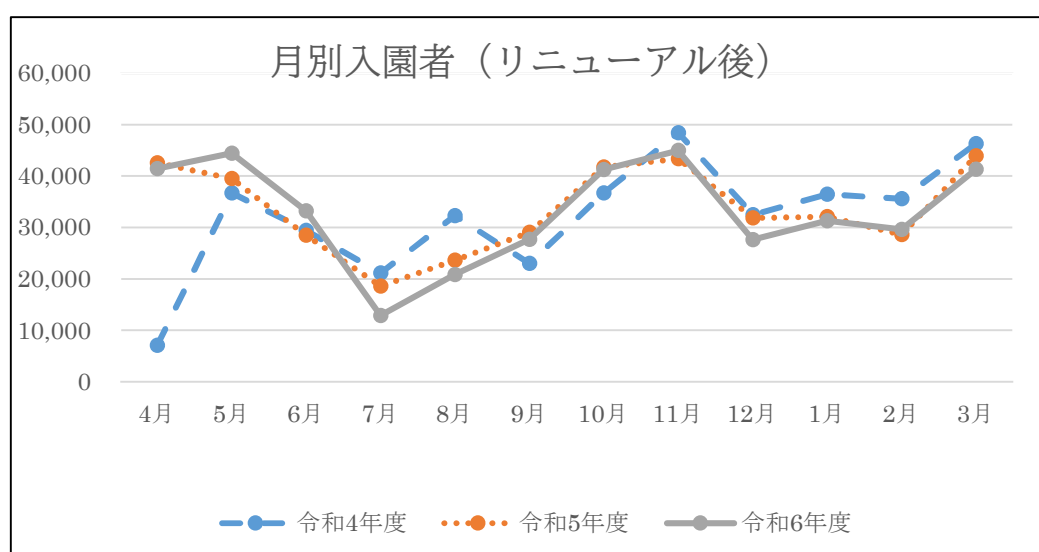
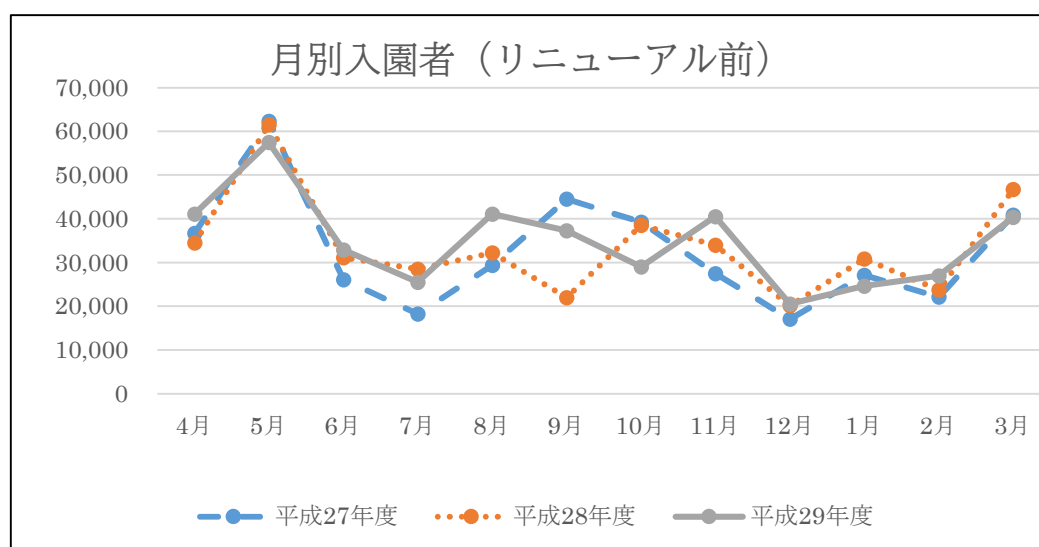
(単位：人)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
4 月	7,110	42,577	41,438
5 月	36,756	39,555	44,447
6 月	29,470	28,510	33,261
7 月	21,175	18,606	12,885
8 月	32,294	23,659	20,863
9 月	23,053	29,053	27,699
10 月	36,744	41,755	41,258
11 月	48,449	43,407	45,001
12 月	32,488	31,881	27,657
1 月	36,471	32,380	31,329

2月	35,626	28,616	29,635
3月	46,301	43,957	41,322
年間合計	385,937	403,956	396,795

月別の入園者数をグラフで表すと次のようになり、リニューアル前は、5月及び3月の入園者が多かったが、リニューアル後では、5月、3月に加え11月の入園者も増えている。

7月については、リニューアル前から入園者が少ない状況であったが、リニューアル後も当該状況は改善されておらず、より少なくなっている状況である。これは、近年暑さが厳しくなってきていることに起因するものと考えられる。



次に曜日別の入園者の状況を見ると、以下のとおりである。なお、ここでは祝祭日のない、6月を抽出し、状況を確認することとする。

以下の令和6年6月の入園者数を見ると、土曜日、日曜日に入園者が集中し、また、天候の影響を強く受けることが伺える。金曜日を夜間開園日としているが、相対的に月曜日の方が入園者数が多く、目に見えるほどの増加とはなっていない。

(令和6年6月の日別入園者数)

	曜日	天気	入園者数(人)
1日	土	曇後晴	3,062
2日	日	曇後雨	907
3日	月	晴後雨	1,629
5日	水	晴	661
6日	木	曇	553
7日	金	曇後雨、晴	808
8日	土	晴	2,612
9日	日	曇	3,200
10日	月	雨後曇	1,178
12日	水	曇	498
13日	木	曇	285
14日	金	晴	643
15日	土	晴	2,129
16日	日	曇後晴	2,975
17日	月	曇	1,419
19日	水	晴	393
20日	木	晴	488
21日	金	雨	47
22日	土	晴	2,698
23日	日	雨	274
24日	月	晴	767
26日	水	晴	416
27日	木	晴	447
28日	金	雨	10
29日	土	曇	2,590
30日	日	曇時雨	2,572
合 計			33,261

5 歳入・歳出の状況

(1) 歳入・歳出決算資料に基づく歳入・歳出の状況

あらかわ遊園の管理運営を行っている荒川遊園課の歳入・歳出の状況は、各年度の歳入・歳出決算資料の数値では以下のとおりとなっている。

(リニューアル前)

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
歳入			
入園料・利用料	224,045	231,562	238,634
地下駐車場収入	24,375	23,122	23,152
子どもプール使用料	6,062	5,665	4,994
その他	14,700	14,052	15,787
歳入合計	269,183	274,402	282,566

歳出			
人件費・事務費	22,298	22,360	18,998
荒川遊園管理費	109,334	115,344	132,118
(内訳)			
水道光熱費	37,039	35,293	30,422
清掃等業務委託	10,953	11,446	10,235
樹木等管理委託	5,181	10,715	11,274
地下駐車場管理運営業務委託	20,606	20,606	14,596
その他	35,554	37,283	65,590
荒川遊園事業費	158,109	156,455	160,765
(内訳)			
遊戯施設等管理運営業務委託	81,286	81,340	81,340
釣堀管理運営業務委託	7,292	7,591	7,802
動物飼育等管理運営業務委託	43,677	43,929	43,880
その他	25,854	23,595	27,743
荒川遊園営繕費	22,323	82,104	45,481
その他	101	110	4,299
歳出合計	312,165	376,373	361,659

収支差額	▲ 42,983	▲ 101,971	▲ 79,093
-------------	-----------------	------------------	-----------------

(リニューアル後)

(単位：千円)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
歳入			
入園料・利用料	425,754	427,366	420,489
地下駐車場収入	27,330	30,921	31,112
子どもプール使用料	3,460	5,494	—
その他	3,843	11,880	7,963
歳入合計	460,387	475,661	459,564

歳出			
人件費・事務費	30,962	40,679	49,436
荒川遊園管理費	232,486	228,965	211,982
(内訳)			
水道光熱費	36,425	39,115	36,354
清掃等業務委託	58,504	64,842	66,618
樹木等管理委託	10,396	21,293	31,454
イルミネーション装飾業務委託	55,000	27,500	—
地下駐車場管理運営業務委託	16,575	16,575	21,559
その他	55,586	59,641	55,997
荒川遊園事業費	317,037	379,609	415,710
(内訳)			
遊戯施設等管理運営業務委託	210,592	272,800	272,824
動物飼育等管理運営業務委託	44,933	47,501	48,848
イルミネーション設置委託	—	—	27,500
その他	61,512	59,309	66,538
荒川遊園営繕費	15,972	16,569	24,531
歳出合計	596,457	665,823	701,659

収支差額	▲ 136,095	▲ 190,162	▲ 242,121
-------------	------------------	------------------	------------------

(*) 歳出のうち、総務費は会計年度任用職員の人件費が大部分を占める。また、平成 28 年度の荒川遊園営繕費が多額となっているのは、地下駐車場の換気設備工事、防火シャッター工事で 57,844 千円の支出があったためである。
 リニューアル前とリニューアル後とを比較すると、歳入に関しては、入園料を中心

に値上げしたことに伴い、入園料・利用料は大幅に増加している。

一方、歳出に関しては、荒川遊園管理費、荒川遊園事業費がいずれも大幅に増加したため、結果として概ね1億円以内に収まっていた収支差額の支出超過額は、リニューアル後は大幅に悪化し、令和6年度では242百万円の支出超過となっている。

荒川遊園管理費が増加した要因は、清掃等業務委託に係る支出がリニューアル前の5倍から6倍の水準に増加したこと、イルミネーションの設置関連支出の発生、樹木等管理委託に係る支出の増加等によるものである。清掃等業務委託に係る支出の増加率は確かに大きいですが、これは衛生面に関する社会的なプライオリティが高まってきていることに鑑みれば、作業人員を大幅に増員するとともに、委託先における社員研修の実施等を通じてサービス水準の向上を図ることは、メインの利用者層である子どもや、特にその保護者から安心な施設として受け止められる大きな要因の一つになっているであろう。なお、あらかわ遊園では日々臭いの測定までも行い、衛生的な環境水準が保たれていることを確認している。

荒川遊園事業費が増加した要因は、遊戯施設等管理運営業務委託に関する支出が大幅に増加したためである。これは、動物飼育等管理運営業務委託に関する支出が、リニューアルの前後であまり変わっていないのとは対照的である。遊戯施設等管理運営業務委託に関する支出が増加した理由は、昨今の人件費上昇の影響もあるが、夜間開園の実施により営業時間が増加したことが大きい。また、あらかわ遊園の運営についてはIT化が進んでおらず、入園者数や利用者数のカウントについても手作業で行うなど労働集約的な運営形態であることから、利用者満足度の向上を図ると比例的に運営に関する支出が増加してしまう点も影響していると考えられる。

次に歳入・歳出決算資料に基づく歳入・歳出についてであるが、荒川遊園課の歳入・歳出決算数値には、都市公園「荒川遊園」全体を荒川遊園課が所管することから、遊園地エリアであるA地区以外の歳出も含まれているため、有料エリアである遊園地の純粋な収支状況を分析するためには、有料エリア以外にかかる経費を適切に控除する必要がある。例えば、令和6年度の荒川遊園事業費には、D地区基本・実施設計委託に係る歳出11,600千円等D地区に係る歳出が11,606千円含まれており、また、荒川遊園営繕費にはB地区に係る歳出が463千円含まれているため、このような経費を控除しないと遊園地の純粋な収支とならない。なお、C地区にある地下駐車場に関しては有料であり、遊園地の入園者数と一定の連動性があることから、これに関しては遊園地の歳入・歳出に含めるのがよいと考える。

また、清掃等業務委託、樹木等管理委託、イルミネーション設置委託に関する歳出については、B地区やC地区等無料の公園エリアに関する歳出も含むものであることから、A地区以外の歳出相当額を控除して有料エリアに対応する歳入・歳出を示すと「(2) 有料エリア(遊園地、地下駐車場)の純粋な歳入・歳出の状況」のとおりと

なる。

(2) 有料エリア（遊園地、地下駐車場）の純粋な歳入・歳出の状況

(単位：千円)

	令和 6 年度	調整額	令和 6 年度 調整後
歳入			
入園料・利用料	420,489		420,489
地下駐車場収入	31,112		31,112
子どもプール使用料	0		0
その他	7,963		7,963
歳入合計	459,564	—	459,564

歳出			
人件費・総務費	49,436		49,436
荒川遊園管理費	211,982	26,838	185,144
(内訳)			
水道光熱費	36,354		36,354
清掃等業務委託	66,618	14,256	52,362
樹木等管理委託	31,454	12,582	18,872
イルミネーション装飾業務委託	—		—
地下駐車場管理運営業務委託	21,559		21,559
その他	55,997		55,997
荒川遊園事業費	415,710	18,206	397,504
(内訳)			
遊戯施設等管理運営業務委託	272,824		272,824
動物飼育等管理運営業務委託	48,848		48,848
イルミネーション設置委託	27,500	6,600	20,900
その他	66,538	11,606	54,932
荒川遊園営繕費	24,531	463	24,068
その他	26		26
歳出合計	701,685	45,507	656,178

収支差額	▲ 242,121	▲ 45,507	▲ 196,614
-------------	------------------	-----------------	------------------

令和 6 年度に係る前述の調整額は合計 45,507 千円となり、前述の調整を行っ

た後の有料エリア（遊園地、地下駐車場）の純粋な歳入・歳出の状況は196百万円の支出超過ということになる。

なお、調整に当たり、清掃等業務委託関連の歳出については見積書、樹木等管理委託関連の歳出については作業報告書、イルミネーション設置委託関連の歳出については各地区のイルミネーション設置個数に基づき按分を行っている。

＝監査の結果および意見＝

（１）７月の入園者・利用者について

従来から、暑さにより７月の入園者・利用者が少ないという問題点は認識されていたが、リニューアル後においても解消されておらず、むしろ減少傾向にある。７月の晴れた日に現場視察を行ったが、大規模遊戯施設、釣り堀のエリアには樹木等日除けになるものが無く、入園者の大部分は屋内のスペースで涼んでいる状況であった。

７月の後半は夏休みの期間で、潜在的な利用者は多いと考えられることから、例えば植林等により、日陰を作るといった方法により入園者・利用者の増加を図る必要がある。

（２）夜間開園に関するPDCAサイクルについて

リニューアル後、イルミネーションを設置し夜間開園を行っているが、その効果測定、改善策の検討が十分に行われていない。夜間開園はサービスの拡大により入園者の増加を目的として企画されたものであるが、これに伴い遊戯施設等管理運営業務委託関連の歳出、イルミネーション設置に係る歳出が多額に発生している。

日別の入園者、利用者については統計資料が作成され、平日と土曜日、日曜日、祝日の入園者数の比較等が行われているが、夜間開園日とそれ以外の日との入園者数の比較が行われていないため、夜間開園の有効の有無が判断できない状況である。

夜間開園については、新たな企画として多額の歳出が発生するものであることから、PDCAサイクルを有効に回し、その効果を高めていく必要がある。

（３）運営のIT化について

リニューアル後、遊戯施設等管理運営業務委託関連の歳出が著しく増加しており、荒川遊園事業費も増加傾向が顕著である。前述のとおり、あらかわ遊園の運営についてはIT化が進んでおらず、入園者数や利用者数のカウントについても手作業で行うなど労働集約的な運営形態である。このままでは、歳入が伸びない一方で、人件費単価の上昇により歳出だけが増加し、収支差額が一層悪化していくことが予想される。

例えばQRコードを用いた受付システムを導入するなど、IT化を進め、歳出の増

加に歯止めをかける対策が必要であるとする。

(4) あらかわ遊園の収支状況の把握について

荒川遊園課で作成している歳入・歳出決算資料だけでは、無料エリアに係る歳出も含まれるため、有料エリアの歳入・歳出の状況を正確に把握することができない。今後B地区における子どもプール跡地の整備やD地区の整備などで多額の歳出発生が予想されることから、荒川遊園全体の歳入・歳出決算資料に基づく収支差額と、そこに内包される有料エリアの歳入・歳出の状況との乖離は大きくなるものと考えられる。

このため、地下駐車場を含む有料エリアだけの歳入・歳出資料を、本報告書における有料エリア以外に係る経費の控除例なども参考にしながら作成し、事業運営の状況を正しく把握していくことが重要であるとする。この場合、例えば清掃業務のようにA地区だけでなく、B地区、C地区もまとめて契約するようなケースでは、各地区別の金額を容易に把握できるような様式で見積書、報告書の提出を受けるようにしておくことが効率的であり、重要である。

第三 リニューアル工事の内容

1 リニューアル工事の概要

あらかわ遊園は、都内唯一の区立遊園地として安全・安心な運営を行い、年間約40万人の利用者がいる一方で、平成2年・3年の改修から約30年が経過しており、大型遊戯施設を中心に、各施設の老朽化への対応や来園者増加、魅力再生が課題であった。そこで、「受け継ぐ、小さな感動の舞台」を基本理念として、「楽しさいっぱい
の遊園地へ」「安全・安心と休息の場を確保する」「すべての世代の方がすごし易く、癒される空間づくりを行う」を基本方針として、子育て支援の拠点施設としてだけではなく、観光資源の一つとして活用するため、平成30年12月から休園して改修工事を行い、令和4年4月21日にリニューアルオープンした。

主な改修及び新設備についてまとめると以下のとおりとなる。

(1) 大型遊戯施設

- ① 観覧車：従来の高さ32mのものをLEDイルミネーション付き高さ40m、更に空調付きでバリアフリー対応のものに更新した。
- ② メリーゴーランド：馬以外にもパンダや恐竜等を加えた他、一部をバリアフリー化した。
- ③ ウォーターシューティングライド：利用率の低いコーヒーカップに代わり新設した。
- ④ 豆汽車：どうぶつ広場を周遊できるようにルートを拡張し、バリアフリー化した。
- ⑤ スカイサイクル：電動アシスト機能と自動ブレーキ及びセンサー搭載の電動自転車に改修した。
- ⑥ ファミリーコースター：更新は行っていない。

(2) ちびっこ広場

既存のちびっこ売店、魚釣り広場管理所、トイレを統廃合し、授乳室や飲食物販売店などが充実した「わくわくハウス」を新設した。また、雨天時でも遊べる施設とし

て、室内遊び場「わくわくパーク」や、跳ねて遊べるトランポリン状のエア遊具「ふわふわドーム」を新設している。

従来の魚釣り広場については、規模を縮小するとともにバリアフリー化を促進し、水深を浅くして、子どもが安全に楽しめる釣り堀に改修した。

（３）どうぶつ広場

バードゲージを撤去し、「どうぶつ広場」を拡張し、餌やり体験やアカカンガルー、アルパカ、フクロウ展示などふれあい要素を拡充した。

（４）しばふ広場

エリアを拡張し、全体をひな壇状に造成し、平らな広場を設け、屋外の休憩・食事場所として利用できるように改修している。また、無料施設として、高低差を活かした３５mのロング滑り台や児童用複合遊具などを新設した。

（５）飲食・休憩施設の充実

静態展示していた旧都電車両を改装したカフェや、休憩スペースと飲食・物販を充実させた「もぐもぐハウス」を新設した。

（６）その他

ベビーカー・車いす対応の動線確保や、アクセス改善の改修に加え、荒川遊園地前停留場からあらかわ遊園への園路の改修を実施している。

なお、夜間開園はリニューアルオープン後の令和４年１０月から実施しているため、イルミネーション装飾等に係る費用は「２．改修費用一覧」には掲載されていない。

あらかわ遊園の園内マップは、リニューアルの前後で以下のように変わっている。

(リニューアル前のA地区)



(リニューアル後のA地区)



2 改修費用一覧

(単位：円)

地区	実施種別	内容	実施種別金額
A地区	基本計画・設計		174,740,460
	工事監理		91,854,400
	既存建築物等撤去・事前調査等		275,462,720
	大型遊戯施設	観覧車	677,949,000
		メリーゴーランド	102,958,000
		ウォーターシューティングライド	67,375,000
		豆汽車	102,171,900
		スカイサイクル	190,108,600
	建物建設・改修	もぐもぐハウス、ふれあいハウス、どうぶつ広場内建物等の小型建屋含む全13棟	1,153,587,600
造成工事	園路・各広場等の公園造成、電気設備、給排水設備のほか、ふわふわドーム、複合遊具、釣堀、スワンの池等を含む	1,198,959,300	
B C地区	設計		49,423,000
	事前調査・土壌入替等		19,589,320
	造成工事	B地区：A地区の園路と意匠を合わせた遊歩道	94,979,500
		C地区：ゲート、ゲート前広場、複合遊具等	176,566,500
総合計金額			4,375,725,300

3 リニューアル後の利用者の声

オンラインチケットの予約サイトであるアソビュー上には「あらかわ遊園」に対する口コミが多数投稿（令和7年10月時点で約1,000件）されており、利用者の感想をまとめると以下が挙げられる。

- （1）「子ども連れにちょうどいい規模」「小さい子も安心して遊べる遊具が多い」というポジティブな意見も多く見られる。
- （2）「園内が広すぎず歩き疲れない」「再入場可能」「トイレや清潔感が良い」といった施設運営面での安心感に言及する声がある。
- （3）乗り物の待ち時間は「混む日・時間帯でかなり長くなる」というコメントが頻出された。特に休日や連休時は、人気アトラクションでは80分以上待つ例も報告されている。
- （4）飲食施設の選択肢や混み具合、価格・味に対する不満がみられた。特に昼どきの食事待ちや席不足、売店の混雑などが指摘されている。
- （5）「乗り物の対象年齢やサイズに制限がある」「小さな子には付き添いが必要なものが多く」などの意見が出ている。
- （6）夏場や暑い日は日陰が少なく、屋外で長時間待つと暑さが厳しいというネガティブな評価が複数見られる。

=監査の結果および意見=

（1）リニューアル工事に係る結果の検証について

今回のリニューアル工事の目標であった、大型遊戯施設を中心とした各施設の老朽化への対応は、遊具や施設の刷新により一定の評価を得たといえる。利用者アンケートや口コミから、「施設の清潔さや景観」については、緑地や舗装の美化が維持され、トイレや園内の清潔感に高評価が付されている。また、「スタッフの対応」は利用者から「親切」「柔軟」等の高評価が多数となっている。

一方で、来園者数については、年間50万人目標に対して直近の令和6年度は39万6,795人と伸び悩んでいる。

利用者の口コミで多かった乗物、飲食に係る混雑の解消に資する施策として、モバイルオーダーや事前予約制の導入、屋外飲食席の増設等を検討されたい。

（2）暑さ対策について

リニューアル工事計画前において、屋外施設であるため天候等により入園者が大きく伸び悩むことが課題として認識されていた。室内遊び場「わくわくパーク」の新設、「もぐもぐハウス」の拡充による休憩スペース等の増築、観覧車の空調導入等は、悪天候時でも楽しめることを念頭に計画に組み込まれていたが、近年の猛暑化傾向を考

慮したものではなく、屋外テーマパークとしての暑さ対策が十分に体系化されていない。

特に、日除け設備が主要動線（入園口～観覧車付近）中心で、アトラクションの待機列や動物エリア・水辺周辺では不十分であり、人が集まるエリアでの熱中症対策が必要である。また、多くのテーマパークではWBGT（＊）値などの科学的指標を活用して、パレードやショーの内容を変更するなどのリスク評価を実施しているが、あらかわ遊園では園内の気温・WBGT指数をリアルタイムに把握しておらず、科学的根拠に基づく運営判断（入場制限や警告発令）ができていない。IoT（モノのインターネット化）温度センサーを各エリアに設置し、リアルタイムでWBGT指数を表示できるようにする等して安全管理の高度化を図る必要がある。

（＊）WBGTとは、暑さ指数とも呼ばれ、熱中症予防のための重要な指標である。気温・湿度・日射・輻射・風の4つの要素を総合的に評価し、人体の熱収支に与える影響を数値化した指標をいう。また、環境省が公表している「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」では、暑さ指数（WBGT）を用いた指針が設けられている。

第四 イベント

あらかわ遊園では、イベントとして従来キャラクターショーを実施していた。しかし、キャラクターショーについては、隅田川沿いのアリスの広場（遊園地外）で行う都合上、開催日には遊園地北側の門を開放する必要があり、そのため入園料を支払った入園者か否かの判別が困難になってしまうという問題点があった。

キャラクターショーは令和5年度に合計2, 486千円の予算で4回実施したが、上記の経緯から令和5年度を以って行わないこととし、令和6年度からは、以下のイベントを継続して開催していく方針とした。

なお、従来のキャラクターショーや以下のイベント以外にも遊戯施設等管理運営業務委託先事業者によって遊園地内で小規模な企画が多数実施されている。

令和6年度に実施したイベント（主要なもの）

イベント名	開催日	イベント内容	参加費
オグトーパーフェスト 2024	令和6年10月19日、20日	アルコールを含むドリンクやキッチンカーの出店	入園料のみ
クリスマスマーケット 2024	令和6年12月21日、22日	クリスマス雑貨や飲食物の販売	入園料のみ

イベント開催の効果検証のため、イベント開催日の入園者数と令和5年度の応当日の入園者数とを比較したものが以下の表である。

令和5年度の応当日

日付	曜日	天候	入園者（人）
10月21日	土	晴	2,806
10月22日	日	晴	4,138
12月23日	土	晴	1,645
12月24日	日	晴	1,758

令和6年度イベント実施日

日付	曜日	天候	入園者（人）
10月21日	土	曇後雨	2,952
10月22日	日	晴	4,831
12月21日	土	晴	2,156
12月22日	日	晴	2,455

天候等を考慮すると、イベント開催の効果により入園者数が増加しているものと考えられる。また、イベント開催時のアンケート結果にも高評価する意見が目立っていた。

これは、イベントが大人も参加でき、楽しめる内容のものであったため、従来の利用者層とは異なる利用者層を取り込んだ結果と考えられる。この点は、夜間開園による入園者の増加施策を考える上で参考になるかもしれない。

＝監査の結果および意見＝

(1) ノベルティグッズの管理について

イベント開催時に限られないが、あらかわ遊園ではトートバッグ等のノベルティグッズを作成し、販売又は無償で配布するケースがあり、その場で処理しきれなかったものが在庫として残っている。

ノベルティグッズについては、外部業者から有料で購入したものであり、財産的価値があるものである。よって、受払記録を付け残数を管理すべきであるが、実施されていない。今後は、受払記録を付け、残数を適切に管理していく必要がある。

第五 A地区（遊園地エリア）について

1 収入管理の状況

令和6年度の入園料・遊戯施設利用料の収入状況について、会計処理及び内部管理の仕組みを調査対象として監査を実施した。監査手法としては、財務資料の確認、担当者へのヒアリング、現物実査を行っている。

（1）券売機の収入管理

券売機は、入園口に入園券とフリーパス購入用が4台あり、園内にライドパスやのりもの券購入用が3台ある。収入管理は券売機ごとに日次で管理しており、券売機データを基に日報を作成し、券売機ごとの現金照合を実施している。遊園課ではチケット種類ごとに集計し、月次で歳入計上している。

（2）オンライン販売の収入管理

入園券とフリーパスについては、オンライン予約・購入サイトであるアソビューを通して事前に購入することができる。購入者は、携帯端末（スマートフォンやタブレット）に表示したチケットを入園口で提示し、紙のチケットと引き換えることで利用できる。収入管理については、オンライン上で購入状況、販売実績、着券実績データを随時入手することが可能であり、集計データとアソビューからの支払通知書との照合を実施し、月次で歳入計上している。

（3）現金に係る収入管理

利用料が現金で支払われる施設やサービスは、どうぶつ広場のえさの販売、ポニー乗馬体験、小型遊具のみである。

① どうぶつ広場

荒川遊園課職員は閉園前後に、機械及び集金箱を開け、現金やのりもの券を回収する。回収した現金を集計し、集計金額を日報に記載するとともに、紙コップ販売したえさの回収額については、えさの販売を委託している業者に伝達する。えさの販売を委託されている業者は、えさの販売個数を確認し、販売個数と売上額の比較表を作成し、荒川遊園課に提出する。

集金された現金は事務所内の金庫に保管される。翌日、他の集金額と合わせた上で、警備会社が設置する集金ボックスに入金すると入金額のレシートが発行され

るため、前日の売上額と突合したうえでレシートを保管する。警備会社は集金ボックス内の現金額をオンラインで把握しており、集金ボックスへの入金日の翌営業日までに、荒川区の口座に入金している。なお、集金ボックス内の現金は週に一度、警備会社により回収される。

② ポニー乗馬体験

利用者がポニー乗馬を利用する場合、受付時間中に予約を行い、予約時に現金又はのりものの券を利用料として支払う。荒川遊園課職員は、閉園前後に当日の利用料を集計し、集計金額を日報に記載する。集計した現金は、事務所内の金庫に保管され、翌日他の回収した現金とともに警備会社の集金ボックスに入金する。その後の手続きは①と同様である。

③ 小型遊具

小型遊具の現金は、毎日開園前後に遊戯施設等管理運営業務委託者が小型遊具内から回収するとともに、各小型遊具のメーターの値を記録する。回収した現金とメーターの記録は荒川遊園課職員に渡される。荒川遊園課職員はメーターの記録と実際の現金が一致することを確認した上で、警備会社の集金ボックスに入金する。その後の手続きは同様である。

＝監査の結果および意見＝

(1) チケットの現物管理について

券売機でチケットを購入する場合、購入の都度印字されるため印字用紙以外の現物管理は不要である。しかし、団体客やオンラインチケット購入者等に対しては、手渡し用のチケットを対面で配布している。手渡し用のチケットの現物管理については、荒川遊園課において受払簿を作成し、定期的な実地棚卸を実施している。以下は、令和6年度におけるチケット種類ごとの在庫数である。

(単位：枚)

種類	期首残	受入	払出	破損	期末残
のりもの券_1,000 円	54,150	0	9,317	0	44,833
のりもの券_500 円	31,975	0	3,123	73	28,779
入園券_大人	3,194	20,096	8,363	1,630	13,297
入園券_シニア	1,948	5,096	608	894	5,542
入園券_中学生	1,505	0	26	427	1,052
入園券_小学生	2,371	5,095	564	1,209	5,693
フリーパス_大人	16,177	20,116	19,064	1,251	15,978

フリーパス_シニア	3,754	5,059	767	969	7,077
フリーパス_中学生	1,128	2,053	185	431	2,565
フリーパス_小学生	18,217	0	7,508	1,509	9,200
フリーパス_未就学児	18,282	0	12,203	1,406	4,673
ライドパス_大人	135	657	513	57	222
ライドパス_シニア	90	0	0	1	89
ライドパス_中学生	17	90	10	10	87
ライドパス_小学生	165	686	200	164	487
ライドパス_未就学児	205	356	172	13	376
アフター4入園券_大人	2,234		58	47	2,129
アフター4入園券_シニア	2,220		16	49	2,155
アフター4入園券_中学生	2,232		0	25	2,207
アフター4入園券_小学生	2,324		5	25	2,294
アフター4フリーパス_大人	2,189		96	41	2,052
アフター4フリーパス_シニア	2,233		31	60	2,142
アフター4フリーパス_中学生	2,254		1	25	2,228
アフター4フリーパス_小学生	2,263		32	12	2,219
アフター4フリーパス_未就学児	2,248		39	11	2,198

のりものの券（1,000円）の受払記録をみると期末在庫44,833枚に対して年間の払出数量が9,317枚と少ないため、在庫過多といえる。また、他のチケット種類においても払出数量に対して在庫数が過剰な傾向にあり、長期保管による陳腐化で廃棄するケースや在庫管理に係る管理事務の非効率が懸念される。今後は、過去の販売実績や需要予測等を基に適切な在庫となるよう発注をコントロールする必要がある。

また、のりものの券についてはメルカリ等のフリマサイトで販売されている状況にあり、換金可能な資産といえる。荒川遊園課では、施錠可能な金庫室内の保管用キャビ

ネットにチケット類を保管しているが、金庫室の鍵は常勤職員の施錠されていないものの引き出しに保管されているため、事務所に部外者が侵入した場合、のりものの券が不正に持ち出されるリスクが皆無とは言えない。盗難リスクを鑑み、施錠可能な状態で鍵を管理することが望ましい。

在庫管理の手間や不正利用・盗難リスクを根本的に解決する改善策としては、のりものの券を含むチケットの電子化が考えられる。電子化により、チケット等の現物管理に係る業務を削減でき、また、換金可能な資産を利用した不正、盗難リスクを減らすことができる。さらに、電子化によりアトラクションごとの利用履歴や購入者情報等のデータを取得できるようになるため、マーケティング施策の検討にも有効となると考える。

(2)現金売上について

あらかわ遊園内で利用料を現金で支払えるサービスは、小型遊具を除き動物用のえさ購入とポニー乗馬体験のみである。小型遊具は利用データが残るため、不正の問題は生じにくい。動物用のえさ購入とポニー乗馬体験については、現金で利用料を受け取った場合には、現金の管理が必要となり、職員の業務負担が増加することとなるほか、横領等不正のリスクが皆無とは言えない。

そのため、動物用のえさ購入とポニー乗馬体験に係る利用料の支払いに関しては、のりものの券のみとすべきであると考えます。

2 大型遊戯施設

リニューアル後のあらかわ遊園には、(1) 観覧車、(2) メリーゴーランド、(3) スカイサイクル、(4) ファミリーコースター、(5) ウォーターシューティングライド、(6) 豆汽車の6種類の大型遊戯施設がある。

(1) 観覧車

【利用者数の推移】

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大人	187,962	190,455	188,271
子ども	191,171	190,213	197,527
合計	379,133	380,668	385,798

(*) 大人：中学生以上 子ども：小学生以下 (以下、同様)

昭和29年に登場以来、遊園のシンボルとして親しまれてきた。現在の観覧車は円環の直径は38メートル。高さは40メートル。約9分で1周する。晴れると富士山が見えることもある。年齢や身長による利用制限はなく、車いすの方も乗車が可能である。

フリーパスやライドパスを保有していない場合は、中学生以上はのりもの券4枚(400円分)、小学生以下はのりもの券2枚(200円分)が利用時に必要となる(なお、2歳以下は無料)。



観覧車の令和6年度月別利用回数は以下のとおりであった。

後述のとおり、特に7月及び8月の夏季の利用回数が少なく、暑さによる利用者数の減少に起因しているものと推察される。

(単位：人)

	中学生以上	小学生以下	計
4月	18,679	20,071	38,750
5月	19,684	19,513	39,197

6 月	16,370	16,878	33,248
7 月	6,085	6,230	12,315
8 月	10,675	11,637	22,312
9 月	14,395	14,535	28,930
10 月	17,247	18,819	36,066
11 月	20,467	22,604	43,071
12 月	13,748	13,996	27,744
1 月	15,904	15,289	31,193
2 月	15,082	15,010	30,092
3 月	19,935	22,945	42,880
合計	188,271	197,527	385,798

安全管理体制については、建築基準法に基づく法定点検が適切に実施されていることを確認した。また、日常的な安全管理体制として、始業時点検、週間点検、月間点検を実施しており、安全管理の観点から適正な体制が整備されていることを委託業者からの報告書の閲覧等にて確認した。

安全管理体制については、(1) 観覧車と同様に、(2) メリーゴーランド、(3) スカイサイクル、(4) ファミリーコースター、(5) ウォーターシューティングライド、(6) 豆汽車についても、法定点検が適切に実施されていること、及び日常的な安全管理が実施されていることを委託業者からの報告書を閲覧し確認した。

(2) メリーゴーランド

【利用者数の推移】

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大人	159,743	160,600	156,559
子ども	184,354	180,052	177,490
合計	344,097	340,652	334,049

乗り物は馬だけでなく、パンダ、イルカ、恐竜、馬車があり、何度乗っても飽きない楽しさが魅力となっている。優雅な音楽にのせて約2分間回転する。年齢や身長による利用制限はなく、車いすの方も乗車が可能である。

フリーパスやライドパスを保有していない場合は、中学生上はのりもの券2枚

(200円分)、小学生以下はのりもの券1枚(100円分)が利用時に必要となる。(なお、2歳以下は無料)。



メリーゴーランドの令和6年度月別利用回数は以下のとおりであった。

後述のとおり、特に7月から9月の夏季の利用回数が少なく、暑さによる利用者数の減少に起因しているものと推察される。

(単位：人)

	中学生以上	小学生以下	計
4月	15,680	19,055	34,735
5月	16,532	18,525	35,057
6月	12,979	14,831	27,810
7月	5,727	6,512	12,239
8月	10,007	12,020	22,027
9月	10,967	12,095	23,062
10月	13,658	15,431	29,089
11月	16,321	19,078	35,399
12月	12,295	13,351	25,646
1月	14,173	15,038	29,211
2月	12,062	13,047	25,109
3月	16,158	18,507	34,665
合計	156,559	177,490	334,049

(3) スカイサイクル

【利用者数の推移】

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大人	78,413	74,563	78,778
子ども	87,003	82,356	89,832
合計	165,416	156,919	168,610

令和4年度のリニューアルオープン時に更新されたペダル式高架遊具であり、園内を高所（最大約5m）で周遊できる人気アトラクションである。全長約228mの鉄鋼レール上を2人乗りでペダルを漕ぎながら進んでいく。定員は1台2名×5台（当初の定員は1台2名×10台）。年齢は3歳以上、付き添い無しの小学生の場合は120cm以上が利用できる。フリーパスやライドパスを保有していない場合は、中学生以上はのりもの券2枚（200円分）、小学生以下はのりもの券1枚（100円分）が利用時に必要となる。



スカイサイクルの令和6年度月別利用回数は以下のとおりであった。

(単位：人)

	中学生以上	小学生以下	計
4月	6,702	8,024	14,726
5月	7,082	7,406	14,488
6月	6,263	6,562	12,825
7月	3,591	4,300	7,891
8月	7,084	9,106	16,190
9月	5,797	6,363	12,160

10 月	6,070	6,869	12,939
11 月	7,503	8,774	16,277
12 月	7,321	8,205	15,526
1 月	7,257	7,907	15,164
2 月	6,678	7,497	14,175
3 月	7,430	8,819	16,249
合計	78,778	89,832	168,610

(4) ファミリーコースター

【利用者数の推移】

(単位：人)

	リニューアル前			リニューアル後		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大人	70,926	68,081	75,097	(*) 37,114	76,560	87,792
子ども	103,941	98,965	106,972	40,182	86,501	100,843
合計	174,867	167,046	182,069	77,296	163,061	188,635

(*) 令和 4 年度は、メンテナンスに伴い 10 月から 1 月及び 3 月のみ営業であったため、利用者が少なくなっている。

いもむし型の特徴的な外観と日本一遅いジェットコースターとして園内で一番人気の高い乗り物であり、遊園の集客に重要な役割を果たしている。平成 17 年のリニューアル時に設置され、直近のリニューアルオープン後も大型遊戯施設の中で唯一継続利用されている機種である。仕様は 1 周 138m×2 周、6 両編成で定員 12 名（当初の定員は 24 名）となっている。3 歳以上、身長 80cm 以上が利用できる。フリーパスやライドパスを保有していない場合は、中学生以上はのりもの券 2 枚（200 円分）、小学生以下はのりもの券 1 枚（100 円分）が利用時に必要となる。



ファミリーコースターの令和 6 年度月別利用回数は以下のとおりであった。

(単位：人)

	中学生以上	小学生以下	計
4 月	8,835	10,320	19,155
5 月	9,320	9,886	19,206
6 月	7,912	8,755	16,667
7 月	4,481	5,552	10,033
8 月	8,480	10,782	19,262
9 月	6,606	7,318	13,924
10 月	7,595	8,466	16,061
11 月	9,221	10,678	19,889
12 月	8,680	9,787	18,467
1 月	8,787	9,669	18,456
2 月	547	565	(*) 1,112
3 月	7,328	9,065	16,393
合計	87,792	100,843	188,635

(*) 2月の利用者が少ないのは、法定点検及び総合整備のため長期運休が発生したことによる。

(5) ウォーターシューティングライド

【利用者数の推移】

(単位：人)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大人	107,861	107,913	108,456
子ども	135,089	133,059	136,320
合計	242,950	240,972	244,776

上下するゴンドラに乗って、消防士気分で中央の建物をめがけて穴の空いている部分に狙いを定めて水を噴射させ、点数を競うアトラクションである。穴に入った水の量によって獲得できる点数が決まり、1位かつ60点以上を獲得したゴンドラは、ラスト1周を頂上で迎えらる「ウィニングラン」といった演出がある。3歳以上(身長制限はなし)が利用できる。フリーパスやライドパスを保有していない場合は、中学生以上はのりもの券2枚(200円分)、小学生以下はのりもの券1

枚（１００円分）が利用時に必要となる。



ウォーターシューティングライドの令和６年度月別利用回数は以下のとおりであった。

後述のとおり、特に７月、これに続いて８月及び９月の夏季の利用回数が少なく、暑さによる利用者数の減少に起因しているものと推察される。

（単位：人）

	中学生以上	小学生以下	計
４月	10,721	13,886	24,607
５月	10,580	12,647	23,227
６月	9,001	11,197	20,198
７月	3,613	4,444	8,057
８月	7,614	11,127	18,741
９月	7,854	9,385	17,239
１０月	9,534	12,027	21,561
１１月	11,115	14,607	25,722
１２月	8,832	11,133	19,965
１月	9,869	11,849	21,718
２月	8,743	10,136	18,879
３月	10,980	13,882	24,862
合計	108,456	136,320	244,776

（６）豆汽車

【利用者数の推移】

（単位：人）

	令和４年度	令和５年度	令和６年度
大人	147,864	151,360	137,663
子ども	145,209	142,439	136,862
合計	293,073	293,799	274,525

昭和２５年から園内を走り、昔も今も子どもたちに人気の遊戯施設である。現在

の豆汽車は、一周約３分でどうぶつ広場を巡る全長２２３メートルの線路を走っている。年齢や身長による利用制限はなく、車いすの方も乗車が可能である。

フリーパスやライドパスを保有していない場合は、中学生以上はのりもの券２枚（２００円分）、小学生以下はのりもの券１枚（１００円分）が利用時に必要となる。（なお、２歳以下は無料）。



豆汽車の令和６年度月別利用回数は以下のとおりであった。

後述のとおり、特に８月及び９月の夏季の利用回数が少なく、暑さによる利用者数の減少に起因しているものと推察される。

（単位：人）

	中学生以上	小学生以下	計
４月	14,398	14,194	28,592
５月	14,341	13,806	28,147
６月	12,803	12,283	25,086
７月	4,988	5,043	10,031
８月	8,419	8,977	17,396
９月	10,754	10,389	21,143
１０月	12,805	13,225	26,030
１１月	13,892	14,488	28,380
１２月	10,502	10,245	20,747
１月	11,456	10,731	22,187
２月	10,438	10,063	20,501
３月	12,867	13,418	26,285
合計	137,663	136,862	274,525

＝監査の結果及び意見＝

(1) ファミリーコースターの更新について

法定点検・日常点検は適切に実施されており、現状の維持管理に問題はないが、ファミリーコースターは今回更新されておらず、平成17年に設置した遊戯施設であるため、老朽化に伴う不具合の発生頻度が高くなっている。部品調達面を考慮した場合、今後長期的な使用は困難と判断されることから、入れ替えの検討が必要となってきている。後述の暑さ対策、DX化による業務の効率化等他の施策も考慮し、施設更新計画の策定を進めていく必要があると考える。

(2) 運休期間時の情報提供と代替サービスの検討

ファミリーコースターについては、法定点検及びオーバーホールを伴う車両点検のため2月に長期運休が発生している。運休期間中の来園者への情報提供方法については、事前告知の充実やホームページでの目立つ表示など、利用者サービスの向上の観点から改善の余地がある。また、長期運休時における代替サービスの提供等についても利用者満足度維持のために施策を検討する必要がある。

(3) 回転率の改善と待機列の暑さ対策について（スカイサイクル）

繁忙日には90分から120分ほどの待ち時間が発生するが、夏休み期間においては、猛暑日に並ぶ待機列の暑熱リスクが園内アンケートやチケット販売サイト内における口コミ情報で散見された。

混雑解消のためには、回転率の向上が必要であるが、現状では安全面への配慮から定員の変更は困難と考えられる。利用者満足度の改善のため、待機列にミストシャワーやシェードの設置等、更なる暑さ対策の検討が必要であるとする。

(4) 車両故障の多発について（スカイサイクル）

リニューアルにより入替を行ったスカイサイクルには、追突防止機能として赤外線センサーが導入されているが、夕方に太陽の位置が低くなると日射の影響によりセンサーが働き、ブレーキが作動する現象が頻発している。法定点検・日常点検の報告書には、主に電気系統の不具合が多く記載されている。また、保守委託業者では修繕不能な故障もあり、メーカー対応が必要な場合は修繕に長期間要するケースもある。現状では、点検・修繕記録・運休情報等の情報管理が紙中心で行われており、一元的に管理されていない。アトラクションのメンテナンスを適時、適切に実施し、重大な事故を未然に防止するため、不具合に関する情報については一元的に管理することが必要である。

(5) 大型遊戯施設の保守管理業務委託と管理運営業務委託について

大型遊戯施設について、保守管理業務と管理運営業務をそれぞれ別の業者へ委託している。リニューアルで更新した大型遊戯施設5機種のメーカー選定及び大型遊戯施設の管理運営業務の相手方選定はプロポーザル（提案評価）方式で決定されており、また、保守管理業務の委託先業者については、当該メーカーを相手先とした特命随意契約である。

これらの契約のうち、保守管理業務の委託先事業者をメーカーとする契約については、一般的に「ベンダーロックイン」（特定のメーカーに依存することで交渉力が弱まる状況）の問題が考えられる。本契約も、遊園地の大型遊戯施設という特殊な施設の保守管理という業務の特性により、「メーカーでないと詳細な点検や修繕ができない」という理由で特命随意契約を結んでおり、この点に関してははやむを得ないものである。ただし、情報の非対称性による価格設定や稼働の有効性の不均衡の問題（上述のスカイサイクルの故障率、稼働率等にも影響）が生ずる問題が考えられ、区側にはその事前の見込みや判断が難しい状況があるといえる。

これについて、例えば外部の技術アドバイザーに意見をもらい、本来求めるべきサービスレベル（故障率・稼働率等）を仕様書に盛り込む、同様に、提案された価格について意見を求めるといった対応が考えられる。

(6) 暑さ対策に関する広報について

主要な大型遊戯施設について、直近年度の利用者数月次推移を参照するに、季節による来場者数の差が大きく、特に夏場は減少している。これは、猛暑による外出先としてのテーマパーク離れが業界共通の課題であるといえる。現在のあらかわ遊園では、ミスト設置や日よけなどの暑さ対策は一定程度実施されており、これは管理運営委託先事業者との間で「暑さ対策」として委託されているものである。しかしながら、その広報についてはあくまで事業運営主体である区によってより積極的に行われるべきである。

また、暑さを避けつつ夏場にあらかわ遊園を楽しんでもらうための取り組みとして、どうぶつ広場の夜間営業によって動物の特別展示を行っているといった好事例も含めて、暑さ対策の積極的な広報や、区の掲示板などを活用した情報発信の強化によって、月当たりの来場者・利用者数の平準化を図るべきであると考えている。

(7) 点検報告書の管理について

各大型遊戯施設の安全管理体制については、建築基準法に基づく法定点検の年2回実施に加え、法定点検と同内容の点検をさらに2回、計4回実施しており、法定点検が適切に実施されていることを確認した。また、日常的な安全管理体制として、始業時点検、週間点検、月間点検を実施しており、安全管理の観点から適正な体制

が整備されていることを報告書の閲覧等にて確認した旨は上述のとおりである。

日常的な点検体制から覚知された修繕対応の管理については、点検時に発見された不具合は点検票に記載する一方、そこから修繕を要するものは修繕対応事項として抽出し、別のファイルで進捗も含めて追跡管理されている。ただし、個別の点検票の記入方法について、目視・触診の区分、点検対象部位のチェック欄等において、記入する記号が担当者によって統一されていないように見受けられ、実施の有無が明瞭に示されているとは言い難い状態であった。また、いわゆる建築基準法に定める定期点検報告について、令和6年度9月と12月度の報告日付が空欄となっていた。すなわち、建築基準法第12条第3項（定期報告制度）で、不特定多数の人が利用する建築物について、その所有者・管理者は、専門技術を有する資格者に定期的に調査・検査させることが定められているところ、報告までを含めて当該制度が運用されており、これが適時であることによってその安全性等が担保される趣旨に鑑みれば、その報告日付が明らかでないことは問題であるため、報告書提出日は漏れなく記載されなければならない。また、令和6年6月度の点検実施の最終日が6月14日であるのに対して、報告書提出が8月24日と遅いことも問題である。

（８）来場者アンケートや点検報告書のD X化について

現在、（１）でも言及したアンケート用紙はもぐもぐハウスに紙のみにて設置されている点について、より幅広い回答を得て改善に活かすため、例えばQRコードを活用したアンケート収集を園内の各エリアで募集し、回答してくれた来園者に簡易なノベルティ等を配布する等の取り組みによって、回答を促進することを検討されたい（なお、より幅広い回答を得るためという趣旨からすれば、現状実施しているチケット販売サイト内における口コミ情報を通じた収集と併用でよいと考える）。

また、（７）でも言及した点検報告書についても、現在は書面かつ押印にて対応しているところ、デジタル化した上でワークフローシステム等による承認等を用いることで、ペーパーレス化や点検記載項目の網羅性・統一性、承認の適時性を高められないかについても検討されたい。

（９）アンケート内容について

もぐもぐハウスに設置しているアンケート用紙に記載されたアンケート項目は以下のとおりである。

- ・ ご来園人数
- ・ ご来園構成（家族 友人 恋人・夫婦 仕事関係等）
- ・ ご年齢
- ・ お住まい
- ・ 交通手段

- ・ ご来園回数
- ・ 満足度
- ・ スタッフの対応
- ・ ご意見・ご要望等

アンケートの回答を閲覧したところ、特に「ご意見・ご要望等」については、質問が漠然としているため、あらかわ遊園の運営に資するような有効な回答が得られていなかった。有効な回答が得られるよう、アンケート内容の工夫が必要であると考えます。

3 どうぶつ広場、釣り堀、その他広場

(1) 利用料収入の状況

① どうぶつ広場

どうぶつ広場にはポニー乗馬場、ふれあい広場（アルパカ、ヤギ、ヒツジ、カンガルー、カピバラ）、ふれあいコーナー（ウサギ、モルモット他）、フクロウの森がある。ポニー乗馬場では、職員の誘導でポニーの乗馬体験ができる。またふれあい広場やふれあいコーナーにいる動物のうち、アルパカ、ヤギ、ヒツジ、カンガルー、カピバラには、えさを与えることができるが柵に入り触れ合うことはできない。仔ヤギや仔ヒツジは、えさを与えることはできないが柵に入り直接触れることができる。ウサギやモルモットはえさを与えることができ、触れ合えることができる。フクロウの森ではフクロウを鑑賞することができ、ハリスホークの飛翔訓練を見ることができる。



ポニー乗馬



モルモット



仔ヤギ

どうぶつ広場の各施設は、入場無料である。動物用えさの販売、及びポニー乗馬体験にあたっては、のりもの券1枚又は現金100円の利用料が必要である。

動物のえさは、もなかに入った粒状のえさと紙コップに入れた野菜がある。粒状のえさは販売機で購入することができ、大人のヤギ、ヒツジ、アルパカのみ与えることができる。紙コップに入れた野菜はキャベツやニンジンであり、ふれあいコーナーで販売している。紙コップのえさは小動物コーナーの動物や、大人のヤギ、ヒツジ、アルパカ及びカンガルーやカピバラに与えることができる。えさが入っているコップはふれあいコーナーの柵に置かれ、無人販売となっている。利用者がえさを購入する際は、その代金を集金箱に入れる仕組みとなっている。

ポニー乗馬体験の利用料は、乗馬前に入園ゲートのスタッフに支払う。

令和6年度におけるえさの販売収入及びポニー乗馬体験の収入は、以下のとおりであった。

	ふれあい（餌）売上		ポニー乗馬売上		売上合計	
	現金 （円）	乗物券 （枚）	現金 （円）	乗物券 （枚）	現金 （円）	乗物券 （枚）
4 月	654,600	665	184,300	94	838,900	759
5 月	574,200	789	158,200	85	732,400	874
6 月	532,500	672	161,600	77	694,100	749
7 月	277,000	273	74,000	37	351,000	310
8 月	436,900	454	136,600	47	573,500	501
9 月	450,000	493	138,000	71	588,000	564
10 月	499,000	760	147,100	77	646,100	837
11 月	573,900	992	170,500	103	744,400	1,095
12 月	499,900	471	164,100	107	664,000	578
1 月	555,200	643	178,400	84	733,600	727
2 月	494,000	599	144,400	75	638,400	674
3 月	569,000	682	165,200	91	734,200	773
合計	6,116,200	7,493	1,822,400	948	7,938,600	8,441

また、令和 6 年度における紙コップに入れたえさの販売個数と実際の売上金額（現金及びのりもの券の回収額）は以下のとおりであった。

	販売個数	売上額（＊1）	差
4 月	7,266	7,211	▲55
5 月	6,640	6,531	▲109
6 月	6,109	5,997	▲112
7 月	3,125	3,043	▲82
8 月	4,959	4,823	▲136
9 月	5,122	4,993	▲129
10 月	5,883	5,750	▲133
11 月	6,816	6,682	▲134
12 月	5,567	5,470	▲97
1 月	6,280	6,195	▲85
2 月	5,661	5,539	▲122
3 月	6,484	6,372	▲112
合計	69,912	68,606	▲1,306

（＊）売上額は 100 円をのりもの券 1 枚として換算し、のりもの券の回収枚数と合算した枚数である。

② 釣り堀

釣り堀では貸し出される竿とえさを使って、金魚を釣ることができる。



釣り堀ではフリーパスを利用することができず、竿の貸し出しと釣りえさの利用料として、中学生以上はのりもの5枚、小学生以下はのりもの券2枚を支払うこととなっている。釣り堀では受付時に中学生以上、小学生以下それぞれの区分の利用人数カウントとそれに応じたのりもの券の受領を行っている。営業終了時に利用者の人数は集計しているが、利用料として受け取ったのりもの券は受付後に裁断処理しているため再集計はしていない。

③ ふわふわドーム、ふわふわ遊具

ふわふわドームは空気で膨らませた遊具であり、ドームの上で飛び跳ねて遊ぶことができる。また、ふわふわ遊具も空気で膨らませた遊具であり、くじらスライダーとアニマルハウスがある。

ふわふわ遊具は夏季（6～9月）を除く、土日祝日に設置されている。



ふわふわドーム



くじらスライダー



アニマルハウス

ふわふわドームとふわふわ遊具は、フリーパス又はのりもの券１枚で利用できる。また、ふわふわドームとふわふわ遊具では営業終了時に利用者の人数は集計しているが、利用料として受け取ったのりもの券は受付後に裁断処理しているため、枚数の再集計はしていない。

④ ふわふわドーム、ふわふわ遊具

小型遊具は、硬貨を入れることで音楽やキャラクターの音声が流れる乗り物やバッテリーカーであり、全部で２８台設置されている。



小型遊具・バッテリーカー

フリーパスは利用できず、利用料金が１回あたり現金１００円又は２００円となっている。令和６年度における小型遊具による収入は、以下のとおりであった。

（単位：円）

	小 型 遊 具
４月	1,478,800
５月	1,936,400
６月	1,240,000
７月	286,300
８月	436,800
９月	1,024,400
１０月	1,729,900
１１月	2,091,000
１２月	1,342,400
１月	1,651,000
２月	1,514,800
３月	1,575,000
合計	16,306,800

⑤ わくわくパーク

わくわくハウス2階には室内遊び場であるわくわくパークがあり、生後6カ月から小学生までの子どもが利用できる。わくわくパークは利用時間が1回あたり1時間となっており、以下の時間帯ごとに利用できる。

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
時間	9時30分 ～ 10時30分	10時45分 ～ 11時45分	12時30分 ～ 13時00分	13時15分 ～ 14時15分	14時30分 ～ 15時30分	15時45分 ～ 16時45分

利用者はわくわくパークの受付で上記時間帯のいずれかを予約し、予約カードを受け取る。利用者が予約した時間にわくわくパークを訪れ、受付で予約カードを返却し、利用料を支払う。

わくわくパークはフリーパスで利用することができるが、のりもの券でも利用料を支払うことができる。のりもの券の場合、利用料は1時間あたり、子どもは3枚、大人は2枚となっており、2歳以下の子どもは無料である。子どもの年齢にかかわらず、子どもの利用にあたっては大人の付き添いが必要であり、子ども3名に対して、大人1名以上の付き添いが条件である

わくわくパークでは、営業終了時に利用者の人数は集計しているが、利用料として受け取ったのりもの券は受付後に裁断処理しているため、枚数の再集計はしていない。

(2) 利用者の状況

① どうぶつ広場

ふれあい広場やふれあいコーナーでは、動物がいる柵内に入場した利用者数を職員がカウンターで数えている。フクロウの森では、ハリスホークの飛翔訓練を見るために芝生広場に集まった利用者数をカウントしている。

どうぶつ広場では開園時間から15時30分まで動物はいるが、動物に触れることやえさを与えることができる時間帯は以下となっている。

	利用時間
ふれあい広場（仔ヤギ・仔ヒツジ）	10時～11時30分及び 13時～15時30分
ふれあいコーナー（ウサギ・モルモット）	10時～11時50分及び 13時～15時30分 (20分ごとに10分の休憩)
フクロウの森（フクロウ、ミミズク）	10時～15時30分

動物と触れ合うことができる時間が、あらかわ遊園の開園時間（９時から１７時）と同じではない理由は、開園前後や閉園前後は、飼育員が清掃や給餌等、展示のための準備で現場にいないことができないためである。動物との触れ合いには飼育員が注意喚起できるように、どうぶつ広場内に常駐する必要があるため、飼育員が常駐できない時間帯には動物との触れ合いができないこととなっている。

ふれあい広場等の令和６年度における月別利用者は以下のとおりであった。

	ふれあい等利用者数				
	小動物	仔ヤギ 仔ヒツジ	カピバラ	フクロウ	計
４月	15,799	11,521	172	479	27,971
５月	16,201	13,293	62	431	29,987
６月	13,585	10,499	0	454	24,538
７月	4,918	4,222	0	135	9,275
８月	7,605	6,010	0	295	13,910
９月	11,415	8,215	0	288	19,918
１０月	15,208	12,362	0	342	27,912
１１月	16,901	13,171	0	362	30,434
１２月	12,317	9,369	0	296	21,982
１月	14,632	10,011	0	253	24,896
２月	12,503	8,381	0	260	21,144
３月	15,859	10,708	0	201	26,768
合計	156,943	117,762	234	3,796	278,735

令和６年５月にカピバラの仔が亡くなった後、カピバラとのふれあいを中断したため、カピバラの利用者数がなくなっている。なお令和６年１０月にカピバラグループの入れ替えを実施し、令和７年４月以降、カピバラのふれあいサービスは再開されている。

令和６年１０月以降、鳥インフルエンザの拡大により、ハリスホークの飛翔訓練の取りやめ、又はポニー舎内での飛翔訓練実施となったため、飛翔訓練を見に来る利用者が減少した結果、フクロウの利用者数としてカウントされる人数が減少している。

ポニー乗馬体験は、３～１０歳の子どもを対象として、以下のスケジュールで１日３回実施されている。

	1 回目	2 回目	3 回目
乗馬時間	10 時 30 分	13 時 30 分	15 時 00 分
受付時間	9 時 00 分～ 10 時 20 分	10 時 30 分～ 13 時 20 分	13 時 30 分～ 14 時 50 分

ポニー乗馬体験は、平日各回先着 20 名を定員としており、土日祝日や春・夏・冬休み期間中は各回先着 40 名を定員としている。利用希望者は入園ゲート付近の窓口で乗馬の予約を行い、利用料を支払う。ポニー乗馬実施時に改めて職員が実際に乗馬した利用者数をカウントしている。

令和 6 年度における月別ポニー乗馬体験利用者は以下のとおりであった。

	ポニー乗馬利用者数			
	1 回目	2 回目	3 回目	計
4 月	626	679	617	1,922
5 月	526	555	562	1,643
6 月	570	589	519	1,678
7 月	242	332	197	771
8 月	422	645	347	1,414
9 月	456	532	443	1,431
10 月	479	554	501	1,534
11 月	584	593	611	1,788
12 月	565	634	528	1,727
1 月	619	650	577	1,846
2 月	475	559	453	1,487
3 月	554	608	568	1,730
合計	6,118	6,930	5,923	18,971

令和 6 年 7 月はあらかわ遊園の入園者数自体が少ないことから、ポニー乗馬体験利用者も減少している。

	現金（円）	のりもの券 （枚）	売上額（＊）	利用者数	差
4 月	184,300	94	1,937	1,922	15
5 月	158,200	85	1,667	1,643	24

6月	161,600	77	1,693	1,678	15
7月	74,000	37	777	771	6
8月	136,600	47	1,413	1,414	▲1
9月	138,000	71	1,451	1,431	20
10月	147,100	77	1,548	1,534	14
11月	170,500	103	1,808	1,788	20
12月	164,100	107	1,748	1,727	21
1月	178,400	84	1,868	1,846	22
2月	144,400	75	1,519	1,487	32
3月	165,200	91	1,743	1,730	13
合計	1,822,400	948	19,172	18,971	201

(*)売上額は100円をのりもの券1枚として換算し、のりもの券の回収枚数と合算した枚数である。

ポニー乗馬体験では予約時点で利用料を受け取っているが、実際に乗馬しない予約者がいるため、ポニー乗馬体験の売上換算人数よりもポニー乗馬体験利用者の人数が少なくなっている。

② 釣り堀

釣り堀は9時から17時で利用することができる。利用者はわくわくハウス横の窓口で利用料を支払うことで、1回あたり1時間、釣り堀を利用することができる。また、ライフジャケットの貸し出しを行っており、小学生以下の利用者は着用することとなっている。

窓口では職員が利用料を支払った利用者数をカウンターでカウントし、利用を開始した時間や人数をメモに記録する。1時間の利用時間を超過すると職員が退出を促し、追加で利用したい場合には、再度利用料を支払って利用する。一度に最大23人が釣り堀に入場できることとなっている。釣り竿やえさについては、利用者が自分で持ち込むことはできず、貸し出される竿やえさを使用しなければならない。釣った金魚は釣り堀にリリースすることとなっている。また、未就学児のみで利用することはできず、大人の付き添いが必要である。なお3歳以下の子どもは大人が同伴しても利用することはできない。

釣り堀利用者の年度別の推移は以下のとおりである。

(単位：人)

	リニューアル前			リニューアル後		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
大人	8,697	9,011	7,994	2,760	1,913	1,689
親子券	13,119	14,067	14,497	—	—	—
子ども	18,622	19,922	20,315	13,367	11,552	10,764
合計	40,438	43,000	42,806	16,127	13,465	12,453

また、令和 6 年度における月別釣り堀の利用者は以下のとおりであった。

	釣り堀		
	中学生以上	小学生以下	計
4 月	220	1,233	1,453
5 月	258	1,077	1,335
6 月	116	1,040	1,156
7 月	60	452	512
8 月	98	698	796
9 月	121	824	945
10 月	186	1,066	1252
11 月	162	1,233	1395
12 月	81	486	567
1 月	86	717	803
2 月	109	779	888
3 月	192	1,159	1351
合計	1,689	10,764	12,453

リニューアル前は現在よりも大規模な池があり、金魚以外にヘラブナも釣ることができた。現在は規模を縮小し、釣ることができる魚が金魚のみとなったため、リニューアル前に比べると利用者が大きく減少している。

③ ふわふわドーム、ふわふわ遊具

ふわふわドームとふわふわ遊具（くじらスライダー、アニマルハウス）では、利用者が利用前に職員に対して利用料を支払う。各回5分の入替え制となっており、職員が利用人数を確認し、時間ごとに利用者の入れ替えを行っている。

ふわふわドームは身長120cm以上の利用者と120cm未満の利用者で利用時間帯を分けており、それぞれ交互に利用できるような入替制となっている。開園後に清掃した上で空気を入れはじめることから、利用開始は10時からとなっている。また、閉園前に空気を抜くことから閉園よりも前に利用が終了となる。各設備の利用制限及び利用時間は以下のとおりである。

	年齢	身長	定員	利用時間
ふわふわドーム	3歳～小学生	なし	身長120cm以上25人 身長120cm未満30人	10時～ 16時30分
くじらスライダー	5歳～小学生	100cm以上	5人	10時～ 16時00分
アニマルハウス	2歳～4歳	70cm以上	3人	

また、令和6年度月別利用者は、以下のとおりであった。

（単位：人）

	ふわふわ遊具			ふわふわドーム
	くじら	アニマル	計	
4月	2,758	1,321	4,079	12,039
5月	1,525	976	2,501	11,347
6月	—	—	—	4,560
7月	—	—	—	2
8月	—	—	—	—
9月	—	—	—	3,059
10月	172	432	604	10,202
11月	2,462	1,353	3,815	13,490
12月	1,116	618	1,734	9,968
1月	2,094	1,301	3,395	10,073
2月	2,013	1,053	3,066	10,654
3月	2,025	1,265	3,290	14,853
合計	14,165	8,319	22,484	100,247

ふわふわ遊具は雨や夏の暑い日に利用することができないため、6月から9月末まで設置されておらず、同期間の利用者は0人であった。ふわふわ遊具は10月中旬以降設置されたことから、10月の利用者数は他の月に比べて少なくなっている。ふわふわ遊具を設置していない期間は、水遊びができる設備が設置されている。

また、ふわふわドームについても、雨の日や夏の炎天下では利用を制限していたため、6月から9月の利用者数が極端に少なくなっていた。天候への対策として、令和6年9月に、ふわふわドーム全体を覆う空気式のアεροシェルターを設置し、夏場でも利用ができるように改善されている。



エアロシェルター

④ 小型遊具

小型遊具には利用回数を計測できるカウンターをそれぞれの遊具に設置している。職員は毎日閉園前後に、そのカウンター数を確認して、利用回数を集計している。

小型遊具の令和6年度月別利用回数は以下のとおりであった。

(単位：人)

	小型遊具
4月	12,726
5月	16,037
6月	10,991
7月	2,593
8月	3,533
9月	8,468
10月	13,961
11月	17,250
12月	11,139
1月	13,566

2 月	13,157
3 月	13,378
合計	136,799

小型遊具は1回200円の遊具もあるため、利用回数に100円を乗じた金額が収益金額とならない。

⑤ しばふ広場

芝生広場には、階段状に整備された芝生と複合遊具及びロングすべり台がある。複合遊具やロングすべり台には利用制限はなく、利用料もないため、開園中は誰でも利用できるようになっている。

⑥ わくわくパーク

利用者はわくわくパーク入り口で利用料を支払い、受付職員は利用時間を記載したシールを利用者に貼るとともに、利用者数をカウンターでカウントしている。

わくわくパークの令和6年度月別利用者数は以下のとおりであった。

(単位：人)

	室内遊び場		
	大人	子ども	計
4 月	3,261	3,444	6,705
5 月	3,056	3,012	6,068
6 月	3,117	3,204	6,321
7 月	2,364	2,473	4,837
8 月	3,322	3,663	6,985
9 月	2,732	2,717	5,449
10 月	3,000	3,002	6,002
11 月	3,250	3,370	6,620
12 月	2,845	3,020	5,865
1 月	3,058	3,067	6,125
2 月	2,737	2,756	5,493
3 月	3,181	3,375	6,556
合計	35,923	37,103	73,026

わくわくパークは子どもの付き添いで大人も利用できるが、子ども1人に対して同伴する大人の人数に制限はないことから、子ども1人に対して複数の大人が

同伴することがある。そのため上記表のとおり、子どもの利用者よりも大人の利用者が多い月が発生している。

＝監査の結果及び意見＝

(1) えさの売上金の回収について

動物用のえさのうち、カップに入れた野菜は無人販売となっている。えさの代金はカップ1つあたり、100円又はのりもの券1枚である。えさの販売個数と実際の売上額に差異が発生しており、令和6年度では、現金とのりもの券の合計1,306枚分(130,600円分相当)の売上が回収できていない。無人販売を行っていることから、現金やのりもの券が適切に回収されていないため、販売個数と実際の売上額に差異が発生していると考えられる。えさの売上代金について、適切に回収できるような措置を講ずるべきである。

(2) 釣り堀場の日よけについて

釣り堀では利用料金を支払うと1時間遊ぶことができるが、樹木等がないことから、釣り堀場には日陰が全くなかった。日陰がない状況で、長時間釣りをするのは難しいため、夏場の利用者は少なくならざるを得ないと考えられる。

荒川遊園課に確認したところ、園内の遊戯施設に関する建蔽率は、都市公園法で定められた上限に近い。追加で塀等の構造物を設置することが難しい状況にあるとのことであった。建蔽率の制限から塀等を設置できないのであれば、パラソルを設置して釣り堀場内で日陰をつくる等、夏場の利用者を増やす施策を講ずるべきである。

(3) 小型遊具(バッテリーカー)の利用状況について

小型遊具はリース資産であり、小型遊具の修繕についてはリース元の事業者(以下、「賃貸人」という)が行う契約となっている。小型遊具の稼働状況に関する日報を確認したところ、故障により利用できない遊具が複数あり、利用できない期間も数カ月に及んでいた。また、現場視察時にも28台中6台が利用できない状態であった。

小型遊具の賃貸借契約書に基づくと契約不適合責任として「賃貸人は(中略)借入期間中、修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。」と規定されていることから、利用できない小型遊具がある場合には、賃貸人には修繕や代替物を提供する責務があり、また、修繕や代替物の準備ができない場合には、損害賠償責任を負う。稼働不能となっている小型遊具については、不具合を覚知したら修繕を求め、修繕が長期に渡る場合は代替物の引き渡しを求めているということであったが、稼働不能台数を極力少なくするためにも更に管理を徹底するほか、稼働不能台数や期間に応じた請求金額の減

額、あるいは単価契約による稼働実績に応じた実績払いなども検討すべきと考える。

(4) しばふ広場について

しばふ広場では、広場全体の芝生のうち、おおよそ半分の芝生がなくなっており、地面が露出している。また、しばふ広場の樹木は剪定されているため、日陰が少なく、夏場はしばふ広場で休憩することが難しい状況である。さらに地面の露出により、土ぼこりが発生し広場に滞在しづらくなっているため、芝生を養生するために必要な施策を講じるべきである。

また、建蔽率の制限から屋根や塀を設置することができないため、樹木の陰で日陰になる部分を増やすような工夫をして、同広場の利用客が増えるような施策を講ずるべきである。

(5) わくわくパークの予約について

わくわくパークは予約制となっており、利用者は予約した時間帯に同施設を利用できる。予約が満員となった時間帯は、仮に予約した利用者が来なかった場合でも、予約のない利用者が利用することはできない。予約に関する制限はないことから、予約者が利用しなかった場合、施設に空きがあるにもかかわらず、利用希望者が利用できない恐れがある。

そのため、利用できる時間帯の開始後、予約者が一定時間経過してもわくわくパークに来ない場合には、予約を取り消し、利用希望者が利用できるように運用ルールを変更すべきと考える。

(6) 動物施設の消毒について

荒川遊園動物飼育等管理運營業務委託契約では、動物施設の消毒は休園日に実施することと規定されていたが、委託先から提出された日報を確認したところ、休園日以外にも消毒が行われ、休園日に消毒が行われていなかったという事案が確認された。

これは、どうぶつ広場の各所を週に一度消毒を行うに際し、休園日に出勤する職員数や消毒用具に限りがあることから、休園日以外にも実施しているものであった。休園日以外に消毒を実施する場合、動物の展示中は動物舎内の消毒を行い、放飼場はどうぶつ広場での展示が終了し、動物を動物舎に戻した後に実施しているため、どうぶつ広場の利用者に影響を及ぼすものではない。しかしながら、契約内容と異なる日程で消毒を行うことが、どうぶつ広場の管理上の実情に即しているのであれば、委託先との協議を行い、現状に即した契約内容に変更すべきと考える。

4 飲食店、売店

(1) 店舗

あらかわ遊園内には、3店舗の飲食店と1店舗の物品販売を行う店舗が営業を行っている。

① もぐもぐハウス（飲食店）

あらかわ遊園のメインダイニングとして機能しており、売上の過半数を占める。

1階で注文し、座席のある2階へ移動し飲食する。入園者が家族一同で食事ができるように広いスペースと多彩なメニューを揃えている。

② もぐもぐハウス（物販）

もぐもぐハウスの1階で営業しており、あらかわ遊園のお土産を販売している。

荒川区とのコラボ商品や荒川区のキャラクター商品も取り扱っている。



③ コッペパンクック（飲食店）

わくわくハウスの1階に位置しており、テイクアウトして園内で食べ歩きができるように、片手で持てるコッペパンのバリエーションをメインとしている。1階の座席は、2階の遊び場で子どもが遊んでいる間に保護者が休憩するスペースとしても機能している。



④ カフェ１９３（飲食店）

あらかわ遊園入り口近くに位置しており、通行人からもよく見える。実際に過去利用されていた都電の車両を利用したカフェで、当時の雰囲気を感じることができる。



（２）店舗との契約

令和４年４月のリニューアルオープンに向けて、令和２年１１月から令和３年２月にかけてプロポーザルが実施された。その結果選定されたＸ社が上記店舗のすべてを運営している。

Ｘ社と区は、業務委託契約を締結しているわけではなく、区が公園施設管理許可をＸ社に付与するという関係である。このため、店舗等の資産は区に帰属し、営業に関する具体的な裁量権はＸ社にある。

公園施設管理許可書においては、区は、使用料金としてＸ社の売上金額の一定割合を収受する旨記載されている他、管理規則を定めており、営業時間、接客上の留意点、店舗における販売価格等が規定されている。

公園施設管理許可書は、毎年更新されるものであるが、管理規則で明示された直近の店舗での販売価格は近年の物価上昇を受け、以下のとおり最低価格が上昇している分類が散見される。

（令和６年４月１日付 公園施設管理許可書より抜粋）

もぐもぐハウス・わくわくハウス・一球さん号売店 販売価格

分類	価格	分類	価格
ジュース類	300～580 円	サイドメニュー類	240～480 円
コーヒー類	300～590 円	食事（丼ものの類）	600～1280 円
酒類	480～720 円	食事（麺類）	480～880 円
パン類	320～650 円	お土産（菓子類）	180～4960 円
スイーツ類	300～750 円	お土産（グッズ類）	110～3900 円

(令和7年3月31日付 公園施設管理許可書より抜粋)
もぐもぐハウス・わくわくハウス・一球さん号売店 販売価格

分類	価格	分類	価格
ジュース類	350～650 円	サイドメニュー類	280～800 円
コーヒー類	350～620 円	食事（丼ものの類）	600～1680 円
酒類	480～720 円	食事（麺類）	500～890 円
パン類	400～680 円	お土産（菓子類）	180～4960 円
スイーツ類	380～900 円	お土産（グッズ類）	110～3900 円

なお、区が収受する年間の使用料金は、以下のとおりであり、横ばいの状況が続いている。

(店舗からの使用料収入推移)		(単位：円)
令和4年度	令和5年度	令和6年度
19,189,015	19,973,290	19,593,571

＝監査の結果及び意見＝

(1) 価格改定手続について

あらかわ遊園においてX社が運営する店舗では、昨今の急激な物価高の影響を受け、年度の中途において何度か値上げを実施している。

公園施設管理許可書においては、飲食の利用料金と物品販売の変更手続に差異を設けている。

(以下、令和7年3月31日付 公園施設管理許可書より抜粋)

1 1 利用料金 管理者は、公園施設での利用に際し、料金を徴収するときは、当該料金の設定についてあらかじめ区へ報告することとし、かつ、料金表を利用者の見やすい場所に掲示すること。なお、利用料金を変更するときも同様とする。 1 2 物品販売 管理者は、公園施設において物品の販売を行うときは、当該販売品目及び

価格について区の承認を得ることとし、かつ、販売価格表を利用者の見やすい場所に掲示すること。なお、販売品目又は価格を変更するときも同様とする。

上記のとおり、物品販売に関する販売価格の変更時には、区の承認が必要であるが、飲食の提供に関する価格の変更については、区への報告で足り、特に承認手続は設けられていない。

本来、X社は公園使用許可を得て主体的に営業している事業者であるため、荒川区はその設定価格に指示を出す立場にはない。しかし、大人の入園料を800円というかなり低い水準に設定しているあらかわ遊園の公共性を鑑みると過度な値上げは避けるべきであると考えられる。また、X社は、例えばマクドナルドのように多店舗を有し社会的に認知された価格体系を有する事業者ではないため、価格の妥当性については、それが利用者の賛同を得られる水準であるのか、慎重な判断を要する。

よって、少なくとも実質的な値上げである各分類の最低価格の変更を年度の中途で行う場合には、区から事前に明示的な承認を得るよう手続きを変更すべきであると考ええる。

(2) プロポーザル時に評価した事項のフィードバックについて

令和2年11月19日に実施された評価委員会において以下のような評価結果となり、X社は店舗の使用許可を受けた。

(以下、令和3年2月 荒川遊園リニューアルに伴う各種事業者選定にかかる評価委員会より、荒川遊園売店管理運営事業者の選定について(報告))より抜粋

二次審査採点集計結果(提案項目別)

区分	提案項目	配点	X社	Y社	Z社
企業の信頼性・実績	法人の財務状況	90	72	72	54
	業務運営の実績	135	54	81	54
管理運営方法	管理運営についての基本的考え方	45	44	25	36
	人員の配置方法	135	102	78	99
	子ども等利用者への配慮	135	123	66	99
	サービス提供について	225	210	120	185
	各店舗の運営について	225	220	120	180

安全衛生管理	安全衛生管理について	90	78	52	72
地域貢献	地域貢献について	45	42	28	38
環境配慮	環境への取り組みについて	45	38	25	35
事業協力	荒川遊園との協力や連携について	90	90	48	66
施設使用料	売上金額に対する割合	270	180	270	180
その他自由提案	その他自由提案	90	80	48	74
合計		1,620	1,333	1,033	1,172
順位			1 位	3 位	2 位

上記、採点集計結果を見ると、X社は施設使用料に関する評価は高くないが、子ども等利用者への配慮、サービスの提供、各店舗の運営、荒川遊園との協力や連携に関して高い評価を得た結果選定されている。

X社からの提案資料では、以下のような提案がなされている。なお、以下は提案の一部を抜粋したものである。

① 子ども等利用者への配慮

- ・アレルギー対応メニューの提供
- ・離乳食メニューの提供
- ・乳児用いすの設置
- ・高齢者への対応として大きな字や写真付きメニューの設置
- ・減塩、低カロリーメニューの提供
- ・障害者手帳提示で受けられるサービスの提供
- ・外国語表記メニューの整備
- ・QRコードを読み込んで簡単に入力できるアンケート等により収集したニーズへの対応 他

② サービスの提供

- ・従業員教育
- ・ユニフォームの着用
- ・マニュアルの整備
- ・キャッシュレス決済の整備
- ・新たな名物となるようなグッズの開発、販売 他

③ 各店舗の運営

- ・3世代ファミリーをメインターゲットと考え、子どもから年配者までのニーズに対応できるメニューの設定（カレー、うどん、ラーメン、丼もの）

- ・地元野菜マップや使用野菜の産地が分かるパネルの設置
- ・テイクアウトメニューの提供
- ・あらかわ遊園のお土産だけでなく、雑貨や衛生用品等の販売 他
- ④ あらかわ遊園との協力や連携
 - ・独自の賑わいイベントの実施が可能
 - ・夜間営業への対応が可能 他

施設使用料に関する評価の低い事業者ではあるが、これらの提案内容への総合的な評価を経て選定したことからすれば、少なくとも区が選定時に積極的に評価した項目について、営業開始後に履行状況を適時適切にフィードバックすることは当然であると考えられる。

フィードバック実施の有無について、荒川遊園課に確認したところ、区と協議しながら提案内容に沿って事業を進めているため、提案内容は実行されているとの回答であった。しかし、第三者が目で確認できる形式でのフィードバックは行なわれていなかった。

プロポーザル方式で事業者を選定した場合、委託契約の場合には、仕様書への記載と検収によって提案内容の確実な実施が担保される。一方、プロポーザル方式で事業者を選定し公園施設管理許可を付与する場合にはそのような手続はない。しかし、本件のように施設管理許可を付与する場合であっても、事業に与える影響が重要であると考えられる場合には、提案内容の確実な履行を担保する必要性が認められることから、このような場合には客観的なフィードバックを定期的の実施すべきと考える。

5 その他（地下駐車場、自動販売機）

（1）地下駐車場

地下駐車場は、C地区にあり、管理運營業務は、入札により選定した事業者に委託している。駐車場設備の更新を行うことが事業者の要件とされているが、繁忙期の4月1日に設備の更新を行うことを避けるため、契約期間の開始が2月からとなっている点が通常の契約と異なる。

地下駐車場の仕様、営業時間、料金体系は以下のとおりである。

- ① 収容台数：114台
- ② 休業日：12月29日～1月1日及び施設点検日
- ③ 営業時間：午前7時30分～午後10時30分
但し、仕様書上、駐車車両が待機して交通渋滞が見込まれる日に限り、午前7時30分より前に営業を開始する旨規定されている。
- ④ 料金体系

平日		土・日・祝日・春・夏・冬休み	
30分	100円	60分	300円
1日（最大）	500円		

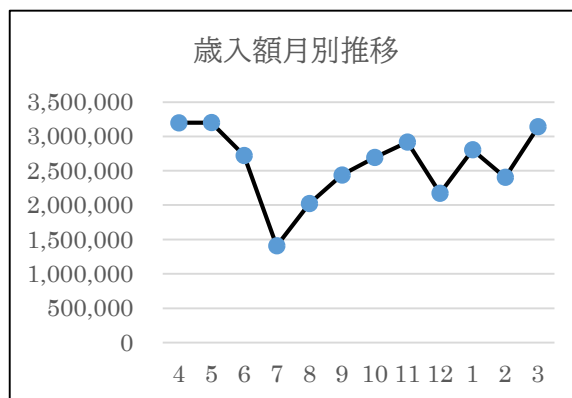
地下駐車場に係る歳入の推移は以下のとおりである。

（単位：円）

令和4年度	令和5年度	令和6年度
27,330,300	30,921,300	31,112,000

また、令和6年度の月別の歳入額は以下のとおりで、9ページに記載した月別入園者数のグラフと同一の形状となることから、地下駐車場の利用者は概ねあらかわ遊園の入園者であると考えられる。

月	歳入額 (円)	月	歳入額 (円)
4	3,196,000	10	2,692,600
5	3,198,800	11	2,915,100
6	2,722,400	12	2,171,500
7	1,408,200	1	2,804,300
8	2,020,800	2	2,403,900
9	2,438,700	3	3,139,700



(2) 自動販売機

自動販売機に係る歳入は、あらかわ遊園内、地下駐車場管理事務所横に設置した自動販売機の設置場所に係る使用料収入とスポーツ振興課から年度末に振替えられる荒川遊園スポーツハウス、荒川遊園運動場に設置された自動販売機に係る手数料収入から構成されている。

自動販売機に係る歳入の推移は以下のとおりであり、飲料品の値上げに伴い増加している。

(単位：円)

令和4年度	令和5年度	令和6年度
7,127,967	7,638,486	8,664,807

また、自動販売機に係る使用料収入の月次の収入額については、地下駐車場収入と同様に入園者数に依存している。

＝監査の結果及び意見＝

(1) 点検結果の一元管理について

地下駐車場の管理運営業務委託事業者から提出された地下駐車場建物管理報告書を閲覧した結果、評価が「×」又は「△」とされた項目が以下のとおり確認された。

	内容	評価	対応状況
1	電気設備_照明蛍光灯(1台不良有)	△	営繕工事が伴うため関係部署(営繕課・財政課等)との協議後の対応
2	空調設備_駐車場給排気ファン(異音あり)	×	【運営上支障なし】湿気が多いときに使用、他の換気ファンで対応
3	中央監視設備_作動状況(停止中)	×	令和8年度予算要求済
4	衛生管理設備_外観点検(漏水あり)	△	【運営上支障なし】経過観察

対応状況欄は、荒川遊園課担当者がまとめたものであるが、荒川遊園課として一元的に管理されていなかった。区の組織は、担当者の入れ替わり頻度が高く、また、点検結果で不備が認められた項目によっては、実際に対応するまでかなりの時間を要するものもある。

点検で不備が認められた項目については、担当者だけでなく、荒川遊園課として

一元的に管理し、対応遅れ、対応漏れが発生しないよう措置しておくべきと考える。

6 備品管理の状況

備品の管理（物品の取得、保管、供用及び処分）については、荒川区物品管理規則において、財務会計システムにより処理を行うものとされており、財務会計システムに内包される備品管理システムを用いて処理が行われているところである。

当該システムの備品情報入力画面では、「品名」、「規格」、「寸法」、「設置場所」、「税込単価」、「数量」等のデータを登録することとされている。そして、当該システムから備品番号が付された備品シールを打ち出して備品に貼付し、備品管理システムデータと現物とを紐づけることで、使用状況の確認、異動処理といった手続が正確かつ効率的に行われることが想定されている。

あらかわ遊園に関する備品管理システムデータ及び園内にある備品について、備品情報が正確に登録されているか、備品シールが適切に貼付されているかを検証するために、以下の手続を実施した。

（１）実施手続

備品管理システムデータからあらかわ遊園関連の備品について、20件を抽出し、実際にあらかわ遊園内にある備品を確認することで、備品管理システム登録データの正確性、備品シールの貼付状況の検証を行った。また、それらが備品管理システムに適切に登録されているか検証を行った。

（２）実施結果

以下の表のとおり、実際には処分して現物が無い備品に関する除却処理漏れが3件確認された。また、設置場所情報が適切に登録されていない備品が1件確認された。

	備品番号	品名	取得価格(円)	設置場所等	検証結果
1	268576	ごみ箱	43,890	荒川遊園圏内 (屋外)	問題なし
2	271757	パラソル	30,030	荒川遊園 A 地区	問題なし
3	271767	パラソル台	53,900	荒川遊園 A 地区	問題なし
4	265641	清浄機	129,800	荒川遊園 管理事務所	問題なし
5	267180	洗浄機	73,700	荒川遊園 管理事務所	問題なし
6	267922	乳母車	42,900	管理事務所	問題なし

7	268518	電光標示機	583,000	管理事務所	問題なし
8	268529	人数カウントカメラ	515,900	管理事務所	問題なし
9	268530	人数カウントカメラ	515,900	管理事務所	問題なし
10	270508	計数機	701,800	荒川遊園 管理事務所	問題なし
11	28665	片袖机	22,000	管理事務所	問題なし
12	267959	冷蔵庫	49,500	わくわくハウス 釣堀事務所	問題なし
13	29338	リサイクルポスト	124,630	管理事務所	除却済であったが、システム上登録されたままであった。
14	29745	湯沸器	34,700	管理事務所	問題なし
15	111007	心臓衝撃装置	51,450	管理事務所	除却済であったが、システム上登録されたままであった。
16	230534	パーソナルコンピュータ	80,850	管理事務所	除却済であったが、システム上登録されたままであった。
17	264040	温水器	115,500	荒川遊園 詰所	問題なし
18	268479	折りたたみ卓子	24,200	一球さん号テラス	問題なし
19	276722	背当回転椅子	83,050	ブランク	問題なし
20	270523	計数機	99,000	管理事務所	問題なし

＝監査の結果及び意見＝

(1) 備品の管理及び棚卸について

荒川区物品管理規則においては、備品について、毎年度3月末日現在における供用備品現在高調書を作成し、出納機関（会計管理者及び物品出納員）に提出することが規定されている。これは、備品について年度末又はその近辺の時期に現物の有無、使用状況の確認を行うことが前提となっているものである。

備品実査の結果、3件の備品について現物の無いものが備品管理システムに残ったままになっていることが確認された。供用備品現在高調書の作成に当たり、現物の確認が適切になされていなかったことは明らかであり、手続の順守が強く求められる。

また、設置場所等の情報が登録されていない備品が1件確認されたが、備品の所在を効率的に確認するためには必要な情報であり、必ず登録するよう徹底すべきと考える。

(2) 備品シールの破損について

もぐもぐハウスの厨房内の備品について、備品シールは貼付されているものの、備品シールの印字が消えているものが散見された（例えば、フライヤー・冷蔵庫・冷凍庫等）。

印字が消えている等備品シールが破損していることを把握した場合には、除却処理手続が不効率になるなど、業務の効率性が損なわれる可能性があるため、直ぐに備品シールの貼り替え等の対応を行う必要がある。

以上

登録番号（０８）０００１号

令和７年度包括外部監査結果報告書

発行 荒川区総務部総務課

〒116-8501 荒川区荒川２-２-３

TEL 03-3802-3111（代表）内線 2211

庁議説明資料	
8. 4. 2 2	産業経済部観光振興課

区内の主な観光スポットについて

内 容	1 区の観光振興の基本的方向性 (1) 地域の魅力を探す、見つける、演出する、作り出す観光振興（発掘） ・区には、都電荒川線やあらかわ遊園、日暮里繊維街など人々の生活や暮らしと密接に結びついた観光資源や、歴史的由緒ある神社や寺、文化財や史跡など、観光資源となりうるものが数多く存在している。 ・区の持つ歴史、伝統・文化、モノづくり産業、食文化等、地域の特色・特性を生かして観光資源の魅力を最大限引き出していく。 ・さらに、一層の誘客を図るため、外国人もターゲットにしたイベントも開催していく。 (2) 荒川区を訪れた人が安心して快適に過ごせる受入体制の整備（おもてなし） ・区を訪れた全ての来訪者の満足度を高め、再び訪れてもらえるまちにするため、わかりやすい観光案内標識の設置といったハード面だけでなく、観光ボランティアガイドによるまち歩きの実施、宿泊施設や飲食店に対するおもてなしの体制を区民の安全安心を確保しつつ、区民や事業者と一体となって整えていく。 (3) 荒川区を訪れる機会を作る国内外への情報発信（PR） ・さらなる誘客を図るため、新しい技術を活用した情報発信手段を採用して、情報発信する範囲を広げ、魅力的な情報を積極的に発信することにより、多くの人に荒川区を知ってもらい、興味を持ってもらうことで、来訪者の増加を目指していく。 (4) 区以外の組織・団体等との連携（連携による相乗効果） ・区民や区内事業者はもとより、近隣自治体や共通の目的を持つ奥の細道ゆかりの自治体や交流都市、観光・交通事業者、マスコミなど様々な主体と連携して、より効果的な観光振興を図る。 2 区の主な観光資源（区観光情報・魅力紹介HP「ようこそ！あらかわ」から抜粋） ・区では、荒川区の主な観光資源を以下の9つのテーマで分類している。 (1) 繊維のまち (2) 俳句のまち (3) モノづくりのまち (4) 読書のまち (5) 太田道灌ゆかりのまち (6) 都電とバラ (7) もんじゃ (8) あらかわの街並み (9) あらかわ遊園 3 新たな観光価値の開拓 ・区内には依然として認知されていない観光資源において新たな観光価値を開拓するとともに、魅力ある観光資源を効果的にPRする必要がある。
-----	---

	4 観光に関するHPや冊子の作成・配付 ・区では、これまで区の観光情報を区内外に広く提供して区のイメージアップを図るとともに区への来訪者を増やし、地域経済の活性化を図るため、観光情報に関するHP開設やまちあるきマップ作成のほか、地球の歩き方やことりっぶ等民間の観光雑誌とタイアップした区内の観光ガイドブックを作成している。 5 区内の主な観光スポット一覧 別表のとおり			
今 後 の 予 定	令和8年5月12日 観光・文化推進調査特別委員会			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
5月12日 観光・文化推進 調査特別委員会	—	—	—	—

--	--	--

、冊子)

カテゴリ	No.	名称等	所在地		PR方法（HP、冊子）											関連する 主な観光イベント等	
			地域	番地	おいで よ！あ らかわ	よう こそ！あ らかわ （区観 光HP）	Arakawa mazing ！（訪 日外国 人向け 観光Web サイト）	日暮里 谷中散 策マップ	千住散 策マッ プ	南千住 まちあ るきマ ップ	日暮里 まちあ るきマ ップ	都電・ 日暮里 三軒茶 屋合イ ンター まちあ るきマ ップ	るるぶ 荒川区 （あらか わ遊園・ 尾久）	ことば のまち 日暮里	地球の 歩き方 （荒川 区の都 電沿 線）		
繊維のまち	1	日暮里繊維街	東日暮里	3～6丁目付近	●	●	●	●			●	●		●		クリエイティブ・ショーケース	
	2	ふらっとにっぽり	東日暮里	4-17-6	●			○			●			●		クリエイティブ・ショーケース	
俳句のまち	3	松尾芭蕉像	南千住	4-5	●		●			●	●	○			●		
	4	千住大橋	南千住	6		●	●		●	●	○				●		
	5	素戔雄神社	南千住	6-60-1	●	●	●		●	●	○				●		
	6	荒川ふるさと文化館	南千住	6-63-1	●		●		●	●	○				●	令和8年6月1日から休館	
	7	金子兜太氏の句碑	南千住	6-63-1	●	●				●	○						
	8	熊野神社	南千住	6-70			●		●	○	○						
モノづくりの まち	9	伝統工芸職人・伝統工芸品	全域			●	●			○	○	○				伝統工芸技術展	
	10	マイスター製品	全域			●	●			○	○	○				匠の技展1in日暮里	
読書のまち	11	モノづくり見学・体験スポット	全域		●	●	●			○	○	○		●	●	匠の技展1in日暮里	
	12	ゆいの森あらかわ	荒川	2-50-1	●	●	●		○			○			●		
太田道灌ゆかりのまち	13	吉村昭コーナー （日暮里図書館）	東日暮里	6-38-4					○		●	○				日暮里道灌まつり	
	14	泊船軒	荒川	7-17-2		●	●			○		●					
	15	石浜神社	南千住	3-28-58		●	●			○	○	●					
	16	山吹の花一枝像	西日暮里	2-19	●	●	●	○			●					日暮里道灌まつり	
	17	太田道灌像「回天一枝」	西日暮里	2-19	●	●	●	○			●	●		●		日暮里道灌まつり	
	18	本行寺	西日暮里	3-1-3		●	●	●			○						
	19	諏方神社	西日暮里	3-4-8		●	●	●			●	○		●			
	20	西日暮里公園	西日暮里	3-5-5		●	●	●			●	●					
都電とバラ	21	青雲寺	西日暮里	3-6-4		●	●	●			●	○					
	22	都電三ノ輪橋停留場と都電おもいで館	南千住	1-12-6		●	●			●					●		
	23	都電荒川線車庫・都電おもいで広場	西尾久	8-33		●	●				●	●			●		
	24	都電荒川線沿線のバラ	区内全線		●	●	●			○	○	●			●	バラの市	
もんじゃ	25	もんじゃ	全域		●							●			●		
あらかわの街 並み	26	荒川公園	荒川	2-2-3		●	●			○		○	●				
	27	花の木児童遊園	荒川	6-14-3			●										
	28	荒川自然公園	荒川	8-25-3	●	●	●		○		●						
	29	遊歩道 白鬚橋～水神大橋	南千住	3-38、3-39、8-16			●			●							
	30	ドナウ広場（通り）	南千住	4-1	●	●			●	●							
	31	隅田川沿いのサクラ並木	南千住	8					●								
	32	都立汐入公園	南千住	8-13-1	●	●	●		●	●							
	33	汐入せせらぎ広場	南千住	8-17-2		●	●		○	○							
	34	瑞光橋公園	南千住	8-18-1		●			●	●							
	35	都立尾久の原公園	東尾久	7-1	●	●	●				●	●			●	シダレザクラ祭り	
	36	宮前公園	東尾久	8-45-22	●		●				●	●					
	37	藤の大滝	東日暮里	3-37-6		●					●	○					
	38	夕焼け小焼けの記念碑 （二日小・三日小）	東日暮里	5-2-1 3-10-17		●	●	●			●			●			
	39	日暮里南公園	東日暮里	5-19-1		●	●	●			●						
あらかわ遊園	40	富士見坂	西日暮里	3-7付近		●	●	●			●	●		●			
	41	タやけどんだん	西日暮里	3-13	●	●	●	●			●	○		●			
	42	商店街等	全域		●	●	●	○			○	○	○		●	商業祭（商店街連合会加盟店舗）	
	43	荒川遊園煉瓦塀	西尾久	6-20付近		●	●					●					
	44	あらかわ遊園	西尾久	6-35-11	●	●	●				●		●		●	オクトーバーフェスト クリスマスマーケット	
	45	あらかわ遊園（一球さん号）	西尾久	6-35-11	●	●							●		●		
新たな観光価値の開拓	46	三河島水再生センター	荒川	8-25-1	●	●				○		●			●		
	47	回向院・延命寺・小塚原刑場跡	南千住	2-34-5 5-23-12		●	●		●			○			●		
	48	リバーハープコートの仲間たち	南千住	3-41		●	●				●						
	49	J R貨物隅田川駅ビューポイント	南千住	5付近							●						
	50	科学技術展示館 （都立産業技術高等専門学校）	南千住	8-17-1	●	●			●	●							
	51	八幡堀プロムナード	西尾久	2-23ほか		●	●					●					
	52	寶蔵院	西尾久	3-16-19		●	●					●					
	53	トレインミュージアム （下御隠殿橋）	西日暮里	2-58	●	●	●	○			●	○				にっぽりトレインフェス	
	54	高村光太郎記念碑	西日暮里	3-7-15		●	●	●	○			●	○				
	55	韓国・朝鮮料理店	三河島駅周辺		●				○		●		●				
	56	町中華	全域														
	57	アニメ等	全域														
	58	暗渠・水路跡	全域														
	59	街なかの彫刻作品	全域														
60	銭湯	全域											●				
61	三河島菜	全域															
62	著名人の墓	全域															

荒川区の主な観光スポット一覧

凡例：●説明あり ○説明なし

			所在地		PR方法（HP、冊子）										関連する 主な観光イベント等
カテゴリ	No.	名称等	地域	番地	おいで よ！あ らかわ	ようこ ぞ！あ らかわ （区観 光HP）	Arakawa mazing ！（訪 日外国 人向け 観光Web サイト）	日暮里 谷中散 策マッ プ	千住散 策マッ プ	南千住 まちあ るきマ ップ	日暮里 まちあ るきマ ップ	都電・ 日暮里 舎人ラ イナー まちあ るきマ ップ	るるぶ 荒川区 （あらか わ遊園・ 尾久）	ことり っぷ日 暮里	
文化・歴史 その他	63	公春院	南千住	1-32-9			●		○	○		○			
	64	円通寺	南千住	1-59-11		●	●		○	●		○			
	65	浄閑寺	南千住	2-1-12		●	●		○	●					
	66	西光寺	南千住	5-16-19			●		○	○		○			
	67	千住製絨所跡（レンガ塀）	南千住	6-42,43			●			●		○			
	68	橋本左内の墓旧套堂 （荒川ふるさと文化館）	南千住	6-63-1		●				○		○			令和8年6月1日から休館
	69	日慶寺	南千住	7-15-4			●		○	○		○			
	70	日枝神社・山王清兵衛の祠	南千住	7-23			●		●	○		○			
	71	千住汐入大橋	南千住	8			●		●	●					
	72	胡録神社	南千住	8-5-6		●	●		○	●					
	73	地藏堀の石地藏	荒川	3-1		●						○	○		
	74	三峰神社・袈裟塚の耳無不動	荒川	3-22		●			○			○	●		
	75	法界寺	荒川	3-51-3					○			○	●		
	76	浄正寺	荒川	3-53-1		●			○			○	●		
	77	宮地稲荷神社（三河島稲荷神社）	荒川	3-65-9		●	●		○			○	●		
	78	観音寺	荒川	4-5-1		●			○			○			
	79	六地藏	荒川	4-10		●							●		
	80	密蔵院	荒川	4-16-3		●			○						
	81	原稲荷神社	町屋	2-8-7		●	●		○				●		
	82	慈眼寺	町屋	2-20-12		●							●		
	83	満光寺	東尾久	3-2-4		●	●						●		
	84	杉野中尉殉難の碑	東尾久	5-6		●	●						●		
	85	華蔵院	東尾久	8-46-2		●	●						●		
	86	碩運寺	西尾久	2-25-21		●	●						●		
	87	八幡神社	西尾久	3-7-3	●	●	●						●		●
	88	大林院	西尾久	3-9-5		●							●		
	89	地藏寺	西尾久	3-10-6		●	●						●		
	90	延命子育地藏尊	西尾久	6-32		●							●		
	91	善性寺	東日暮里	5-41-14		●	●	●				●	○		
	92	御殿坂	西日暮里	3		●			●				○		
	93	経王寺	西日暮里	3-2-6		●		●				●	○		
	94	養福寺	西日暮里	3-3-8		●			○			○	○		
	95	浄光寺	西日暮里	3-4-3		●		●					○		
	96	修性院	西日暮里	3-7-12		●		●				●	○		
	97	延命院	西日暮里	3-10-1		●	●	○				●	○		
	98	向陵稲荷神社	西日暮里	4-7-34		●		○				●	○		
スポーツ・レクリエーション・ミュージアム・その他	99	荒川総合スポーツセンター及びその周辺（井上省三の胸像、日本羊毛工業発祥の地）	南千住	6-45-5		●	●		○	●		○			
	100	水上バス発着場とグロッケン（鉄琴）	西尾久	6-35		●	●					●		●	
	101	荒川遊園スポーツハウス	西尾久	8-3-1								○			
	102	日暮里観光案内所	西日暮里	2-19-1	●	●	●	○				●	○		

庁議説明資料	
8.4.22	福祉部 障害者福祉課

障がい者グループホーム整備・運営事業者の選定結果について

内 容	1 概要 西尾久三丁目用地に障がい者グループホームを整備・運営する事業者について、評価提案方式により選定したので報告する。 2 選定事業者 ・法人名称 社会福祉法人 すかい ・代表者 理事長 神内 昭一 ・所在地 栃木県日光市小佐越8-3 ・法人設立 昭和59年12月 ・区内運営施設 障がい者地域生活支援施設（スクラムあらかわ） 3 施設の概要（予定） ・所在地 荒川区西尾久三丁目26番 ・敷地面積 1,175.94㎡（区有地 551.34㎡・民有地 624.60㎡） ・形態 民設民営方式 ・貸付条件 無償貸付（期間：54年間） ・定員 20名（グループホーム） ・開設時期 令和11年3月 ・その他 短期入所、日中一時支援、移動支援事業、施設入浴等を実施予定
	4 選定の概要 （1）選定の経過 審査を公平かつ適正に実施するため、障がい者施設整備事業者選定委員会を設置し、選定した。 令和7年12月 3日 施設整備事業者選定委員会設置 第1回選定委員会 （公募要項、評価項目、評価基準等を決定） 12月16日 公募要項配布 令和8年 2月 6日 事業計画書提出締切 2月24日 第2回選定委員会 （第一次審査・プレゼンテーション） 3月12日・19日 第3回選定委員会 （応募法人が運営する施設の現地視察） 3月26日 第4回選定委員会（優先交渉権者候補者決定） ※審査結果は別紙のとおり （2）応募者 3事業者 （3）審査項目 総計39項目 ○選定委員審査項目 31項目

	事業者の概要・実績等、計画概要、建設整備計画、事業計画・経費評価、現地視察 ○中小企業診断士審査項目 5項目 事業者の概要・実績等、建設整備計画、経営管理 ○建築士審査項目 3項目 建設整備計画 (4) 選定事業者の評価ポイント ① 事業内容やサービス提供体制などソフト面について ・提案施設において、グループホーム・短期入所等の事業内容やサービス提供体制など具体的な提案があり、重度障害者への心配りがされている。看護師が常駐することで医療的ケアが必要な方への対応や行動障害への対応、利用者に対する細やかな配慮が期待できる。 ・現地確認をした施設において、各フロアにスタッフが常駐し、看護師が24時間体制で重度障がい者にも配慮しており、グループホーム・短期入所などにおいて、安心できる支援サービスが提供されていることが確認できた。実績と提案内容に齟齬はなく、今後についても、このような実績に基づいた各種支援サービスの提供が期待できる。 ② 施設整備計画などハード面について ・施設整備計画案においても、隅田川近接を踏まえた水害対策や震災時のフロア運用、耐震・防音対策等を備え、福祉避難所機能を想定するなど施設安全性も重視されている。 ・現地確認をした施設は、開設後14年経過しているものの施設内は整備されて施設が清潔に維持されている。また、入所者のみまもりカメラ等も設置されるなど、安全面の配慮、その意識の高さもうかがえた。 ③ その他 ・運営面における既存施設との連携・統合・見直しにより、運営の効率化・効果向上や区民利用者へのメリットが期待でき、提供サービスの幅が広がり相乗効果が発揮される。また、地域密着で実績を積んでいる法人である。 (5) 選定委員 ・委員長 副区長 ・副委員長 福祉部長 ・委員 子育て支援課長 ・外部委員 学識経験者3名、地域代表者3名 計9名			
今 後 の 予 定	令和 8年5月13日 5月以降 令和11年3月	福祉・区民生活委員会 協定を締結 土地賃貸借及び使用貸借契約を締結 近隣説明会、各団体への報告 開設予定		
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
5月13日 福祉・区民生活委員会	委員会報告後	—	委員会報告後	—

【別紙】 西尾久三丁目障がい者施設整備事業者公募 審査結果集計表

【選定委員審査項目】 31項目 (2,025点満点)

区分	審査内容	社会福祉法人 すかい	B法人	C法人
事業者の概要・実績等（配点270）	法人基本理念／主要事業の実績／法人の組織運営体制／同種・類似事業の実績／都道府県の実地検査内容等／地域貢献・障がい者雇用等	235	194	239
計画概要（配点45）	事業参入理由	40	39	41
建築設備計画（配点45）	環境や景観、地域への配慮について	41	28	35
事業計画・経費評価（配点1,350）	施設の運営方針／共同生活援助／短期入所／日中一時支援／移動支援事業（車両移送型）／施設入浴／緊急一時保護／地域交流・行事／ニーズの把握・意見反映方法／事業の実施体制（職員配置 人材確保・育成）／利用者の権利擁護／関係機関（医療機関・地域・事業者間）との連携／危機安全管理／災害対策／本施設で行う法人自主事業及び今後の事業展開／経費評価	1,121	980	1,075
現地視察（配点315）	建物・居室について／災害・安全・防犯対策／施設内の整理整頓／事業者の運営方針等の情報開示／利用者と職員の関係／利用者・家族への情報提供／職員の質	179	127	193
選定委員審査計		1,616	1,368	1,583

下線部分：審査重点項目

【中小企業診断士審査項目】 5項目 (400点満点)

区分	審査内容	社会福祉法人 すかい	B法人	C法人
事業者の概要・実績等（配点80）	法人の財務状況	40	40	64
建築設備計画（配点80）	資金・収支計画	40	40	64
経営管理（配点240）	中長期的な経営方針／施設事業収支計算書／運営に係る経費の考え方	168	120	120
中小企業診断士審査計		248	200	248

【建築士審査項目】 3項目 (240点満点)

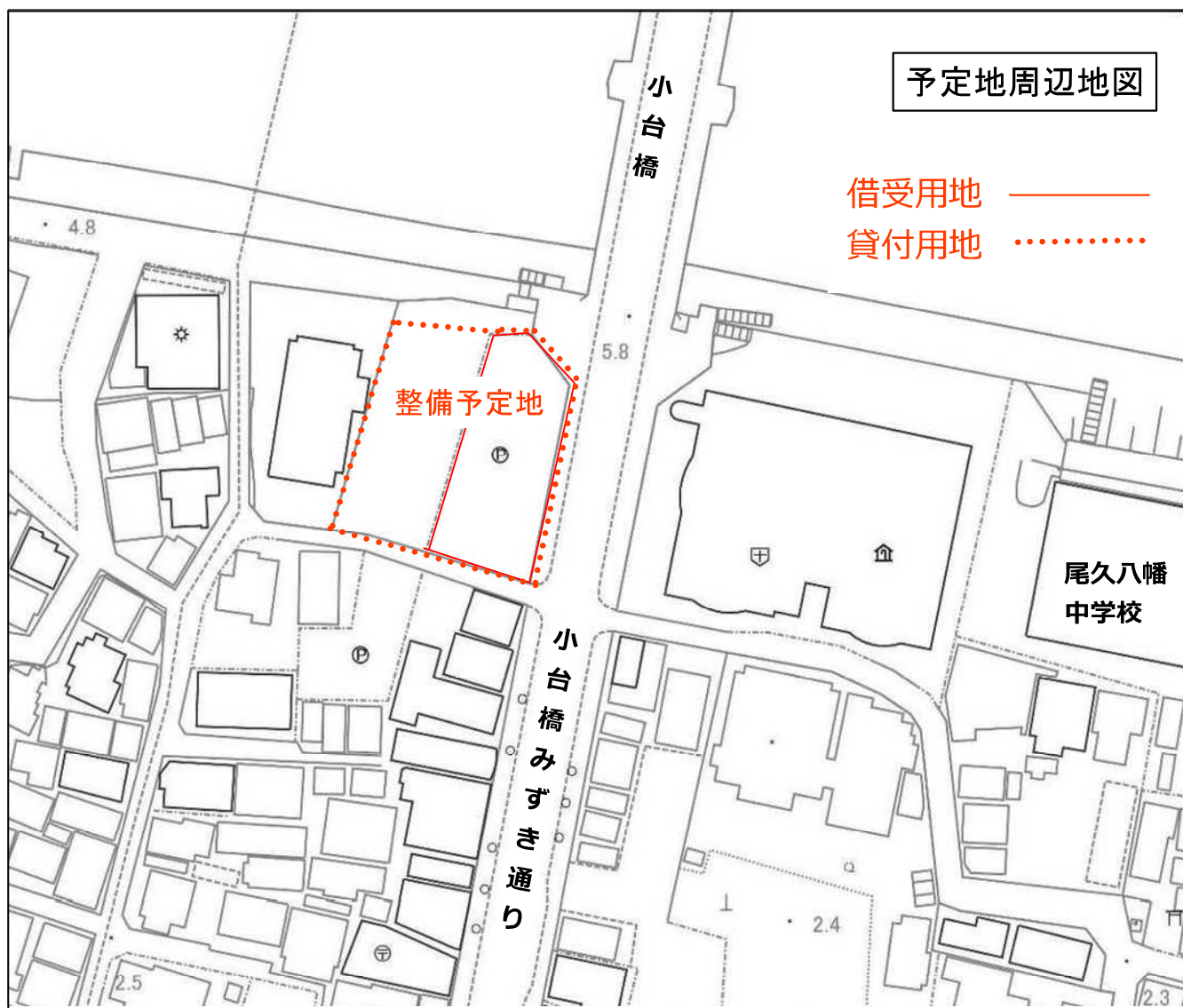
区分	審査内容	社会福祉法人 すかい	B法人	C法人
建築設備計画（配点240）	開設までのスケジュール／基本計画（整備等の条件）／事業別計画	192	128	144
建築士審査計		192	128	144

全審査合計（2,665点満点）		社会福祉法人 すかい	B法人	C法人
総合計		2,056	1,696	1,975
順位		1	3	2
得点率		77.1%	63.6%	74.1%

予定地周辺地図

借受用地 ————

貸付用地



庁議説明資料	
8.4.22	子ども家庭部保育課

南千住七丁目保育園の公私連携型保育所への移行について

内 容

1 概要

現在、指定管理者制度により運営している南千住七丁目保育園を公私連携型保育所に移行する。

2 経緯

・公私連携型保育所（民設民営）は、区と運営主体となる民間法人とが連携し、区の施設を活用して保育所を設置する制度である。

・公私連携型保育所は私立保育園の扱いとなり、運営法人の創意工夫を凝らした保育が期待できる。また、私立園のため、国や都の財源を運営費として活用可能となり区財政の負担軽減が見込めることから、区では公設民営保育園を含む区立園の民営化について、園の状況を勘案しつつ検討してきた。

・この方針に基づき、令和5年4月に西尾久保育園（公設公営保育園）と夕やけこやけ保育園（指定管理保育園）を公私連携型保育所に移行しており、令和8年度末をもって指定期間満了を迎える南千住七丁目保育園についても、公私連携型保育所へ移行する。

[施設概要]

名 称	南千住七丁目保育園
所 在 地	南千住七丁目20番13号
指定管理者	社会福祉法人東萌会
認可定員	151名

3 財産管理

・公有財産である土地・建物を運営事業者へ無償貸付けし、小中規模修繕等の維持管理は運営事業者が行うこととする。

4 運営事業者の指定

・保育施設の運營業務は人的サービス提供の比重が大きく、職員と利用者との信頼関係のもと、継続的かつ安定的なサービスの提供が求められる。そのため、公私連携型保育所移行後の運営事業者は、現指定管理者を第一候補者として審査する。

・前回移行した夕やけこやけ保育園においては、事業の継続性に重点を置いた上記方法で事業者選定を行い、保護者や子どもに特段の混乱が生じることなく安定的に保育を継続できており、今回の南千住七丁目保育園においても同様に審査を行い、事業者を決定する。

・審査にあたっては、令和8年度に設置する審査委員会において公募と同水準で審査を行う。なお、審査の結果、適当でないと判断された場合は改めて公募を行う。

(裏面あり)

今 後 の 予 定	令和8年5月14日 5月～7月 9月 令和9年4月	文教・子育て支援委員会 審査委員会にて適性・選定の可否を審査 9月会議（財産無償貸付、荒川区立保育所条例の改正） 公私連携型保育所に移行、運営開始			
	議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
	5月14日 文教・子育て支援委員会	委員会報告後	—	—	—

庁議説明資料	
8.4.22	政策企画部財政課

令和8年度補正予算案（閉会会議）について

内 容	1 概要 令和8年度補正予算案（閉会会議）について、その内容を報告する。											
	2 補正予算の規模及び財源 (単位：千円) <table><tr><td>区 分</td><td>補正前予算額</td><td>補正額</td><td>補正後予算額</td></tr><tr><td>一 般 会 計</td><td>136,720,000</td><td>132,916</td><td>136,852,916</td></tr></table> [一般会計の財源] 都支出金 119,040 千円、繰入金 13,876 千円				区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額	一 般 会 計	136,720,000	132,916	136,852,916
	区 分	補正前予算額	補正額	補正後予算額								
	一 般 会 計	136,720,000	132,916	136,852,916								
	3 補正事項 【一般会計（第1回）】 (1) 民生・児童委員活動費 32,916 千円 地域福祉の担い手である民生・児童委員の活動を支援するため、活動費を増額する。 (2) 低所得世帯等に対するエアコン設置助成 100,000 千円 低所得世帯等における熱中症対策を強化するため、エアコンの設置に対する費用を助成する。											
今 後 の 予 定 令和8年4月30日 本会議（議案提出） 総務企画委員会（議案審査） 本会議（議決）												
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見								
4月30日 総務企画委員会	委員会報告後	—	本会議議決後	—								

庁議説明資料	
8.4.22	総務部経理課

荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画（中間まとめ）の報告

内 容	1 概要 令和8年度の策定を予定している荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画の中間まとめについて報告する。 2 計画策定に向けた検討体制 様々な視点から検討を行うため、学識経験者、区議会議員、区民委員及び区職員で構成される「荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会」（以下、「策定委員会」という。）を令和7年度に設置し、検討を進めている。 3 基本構想・基本計画の位置づけ 令和6年2月策定の「荒川区新庁舎整備基本方針」（以下、「基本方針」という。）を踏まえ、新庁舎に求められる機能を具体化するとともに、規模や空間構成の方針、事業計画など、新庁舎整備に関する基本的な考え方を定めるもの 4 現庁舎の現状と課題および庁舎整備の必要性 現庁舎の課題を整理し、短期的な応急措置を重ねるのではなく、長期的な視点に立ち、建替えによる新庁舎整備を行うこととする。 （現庁舎の課題） ・ 課題1 施設・設備の老朽化 ・ 課題2 庁舎の狭あい化・分散化 ・ 課題3 バリアフリー等の対応 ・ 課題4 多様化する行政需要やデジタル化等への対応 ・ 課題5 災害時の防災機能 ・ 課題6 環境への負荷・維持管理コストの上昇 ・ 課題7 セキュリティの確保 5 新庁舎整備の基本的な考え方 「基本方針（5つの視点）」や「区の基本情報」、「区の関連計画」、「区民意見」、「策定委員会意見」を踏まえ、策定委員会における議論を重ねた結果、新庁舎整備を進めるための基本的な考え方として、基本理念、基本指針、整備方針を以下のとおりとする。 （1）基本理念 新庁舎は、区民の安全・安心を確保するための防災拠点であるとともに、利用環境に優れた人にやさしい庁舎であることが求められる。また、現庁舎の抱える課題を解決するだけでなく、区民の交流や活動の拠点となる庁舎、経済性と環境を考慮した庁舎を目指して、新庁舎整備の根幹となる考え方、庁舎のあるべき姿として、基本理念を次のように定める。 「あらかわの魅力をひらき、すべての人にやさしい、未来とつながる庁舎」
-----	--

(2)基本指針・整備方針

基本理念を実現するため、求められる具体的な庁舎像として、7つの基本指針を定めるとともに、その庁舎像を具現化するための整備方針を定める。

指針	整備方針
1 誰もが利用しやすい庁舎	・窓口機能 ・案内機能（動線計画） ・待合機能
2 機能的・効率的で働きやすい庁舎	・執務機能 ・議会機能
3 区民を守る安全・安心の拠点となる庁舎	・災害対策構造・設備 ・災害対策本部（拠点）機能
4 長寿命で可変性のある庁舎	・将来変化への対応 ・建設及び維持経費等の縮減
5 環境に配慮した庁舎	・環境性能（建物・設備） ・周辺環境への配慮
6 人々が集える庁舎	・交流機能 ・集まる場所づくり
7 まちとつながり区民の誇りとなる庁舎	・あらかわらしさ（建物内外観・建物機能） ・周辺との調和

6 新庁舎の建設場所

基本方針で最適とした「荒川公園敷地を含んだ現庁舎用地を建設地とする」ことは、建設地の選定にあたり必要な5つの視点（区民利便性、災害対応能力、街づくりとの整合性、事業実現性、財政効率性）から見ても優位性が高く、また、現実的・経済的であるとともに、区民サービスへの影響や他官公署との近接による災害対策の面においても、最適であるとの結論となった。

7 今後の進め方

令和8年度は、敷地条件や規模、機能構成、事業手法などを具体化し、今後の設計・建設に向けた前提条件を整理する基本計画にあたる部分の検討を行う。

今 後 の
予 定

令和8年5月13日 総務企画委員会報告

議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
5月13日 総務企画委員会	委員会報告後	—	委員会報告後	—

荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画 (中間まとめ)

これは、「荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画」のうち、
基本構想にあたる部分についてまとめたものです。

令和8年3月

荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会

第1章 新庁舎建設の背景	1
1 新庁舎整備に関する検討の経緯	1
2 基本構想・基本計画の位置づけ	1
3 現庁舎の現状と課題	2
4 庁舎整備の必要性	7
第2章 新庁舎整備の基本的な考え方	9
1 検討にあたり踏まえるべき要素	9
2 基本理念・基本指針・整備方針	11
第3章 新庁舎の建設場所	15
1 建設地の選定経過	15
2 選定結果	17
第4章 今後の進め方	18
《用語解説》	19

第1章 新庁舎建設の背景

1 新庁舎整備に関する検討の経緯

現在の区役所本庁舎(以下「現庁舎」という。)は、昭和 43(1968)年の竣工から約 58 年が経過し、平成 21(2009)年から平成 23(2011)年にかけて耐震化工事を実施したことにより、耐震性能は確保しているものの、建物及び設備の老朽化が著しい状況です。

また、事務量の増大により、執務スペースや待合スペースの狭あい化が進むとともに、庁舎機能の分散化による利便性低下、バリアフリー設備の不足など、区民等が庁舎を利用するうえで様々な課題があります。

さらに、防災拠点として一定の設備は有しているものの、災害時に求められる役割を十分に果たすための設備環境が整っているとは言い難い状況です。

こうした状況の中、区では新庁舎整備に向けた検討を進め、令和 6(2024)年 2 月に「荒川区新庁舎整備基本方針」を策定しました。同方針においては、現庁舎の課題整理を行うとともに、新庁舎整備にあたっての基本的な視点や整備スケジュールなど基本的な考え方を示しています。

これまでの経緯を踏まえ、新庁舎整備を推進していくうえでの方向性や考え方を明らかにするため、学識経験者、区議会議員、区民委員及び区職員で構成される「荒川区新庁舎整備基本構想・基本計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を令和 7(2025)年度に設置しました。

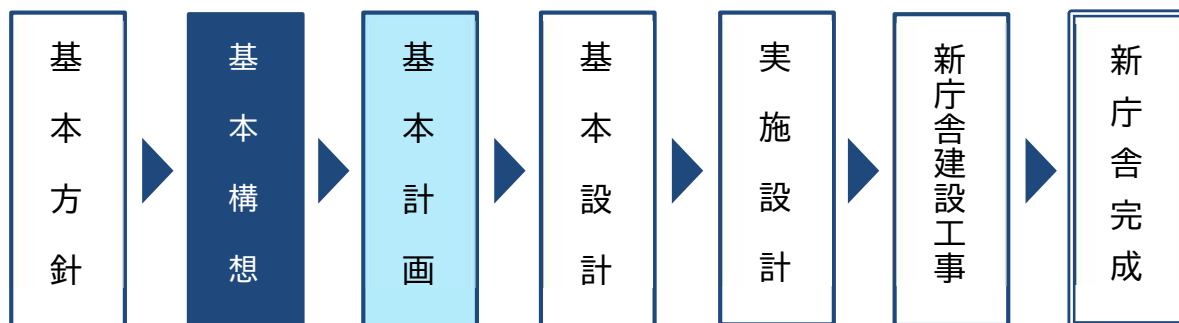
2 基本構想・基本計画の位置づけ

(1) 基本構想・基本計画の位置づけ

基本構想・基本計画は、「荒川区新庁舎整備基本方針」を踏まえ、新庁舎に求められる機能を具体化するとともに、規模や空間構成の方針、事業計画など、新庁舎整備に関する基本的な考え方を定めるものです。

まず「基本構想」において、本庁舎に求められる役割や整備の方向性を明らかにします。

その内容を踏まえ、「基本計画」では、敷地条件や規模、機能構成、事業手法などを具体化し、今後の設計・建設に向けた前提条件を整理します。



(2) 基本構想の考え方

基本構想は、現庁舎の課題等を整理・把握したうえで、新庁舎整備の必要性、新庁舎のあるべき姿、建設場所などについて、基本的な考え方を示すものです。

本基本構想では、新庁舎整備を進めるための基本的な考え方として、庁舎のあるべき姿を示す「基本理念」及び「基本指針」を定めるとともに、それらを具体化するために必要となる「整備方針」について検討しました。

基本理念	庁舎整備の根幹となる考え方であり、新庁舎のあるべき姿を示すものです。
基本指針	基本理念を実現するために求められる、具体的な庁舎像を示すものです。
整備方針	基本理念及び基本指針を具現化するための、新庁舎整備における方針や考え方を示すものです。

3 現庁舎の現状と課題

(1) 現庁舎の現状

現庁舎は、荒川区のほぼ中心に位置し、昭和43(1968)年に荒川公園と一体的に建設されました。区役所本庁舎として、行政運営の中核機能を担うとともに、災害時には防災拠点としての役割を担っています。

竣工以降、社会状況の変化や事務量の増大に伴い、庁舎内で執務機能の拡張を行ってきましたが、現庁舎だけで対応することが困難となり、本来本庁舎が担うべき行政機能を分散して配置している状況です。

【本庁舎及び周辺施設】



(2) 現庁舎の課題

現庁舎は、長い年月にわたる使用と、時代の変化に伴い、様々な課題を抱えています。以下に、現庁舎が直面している課題について整理します。

課題 1 施設・設備の老朽化

a 各種設備の老朽化

建物の竣工から約 58 年が経過し、建物及び設備の老朽化が進行しています。

配管の劣化による天井からの漏水や、空調設備の経年劣化による突発的な故障など、多くの不具合が発生しており、庁舎の安定的な運営に支障をきたしています。

また、一部の配管では、錆による劣化等が確認されており、継続的な修繕対応が必要な状況となっています。



建物外壁等のクラック(ひび割れ等)

庁舎建物の外壁等には、大小複数のひび割れ等が存在しており、経過観察等の対応が必要な状態となっている。



配管内部の劣化

配管内部の調査では、各所において劣化等が確認されている。

b 老朽化に伴う維持修繕費の増加

現庁舎では、突発的な設備故障が発生するたびに、随時修理対応を行っており、維持管理コストが継続的に発生しています。

今後も現庁舎を長期にわたり使用し続ける場合には、対症療法的な修繕では対応に限界があり、大規模改修による設備の一斉更新が必要となりますが、その場合には、多額の費用負担が見込まれます。

c 業務を継続しながら改修することが困難

現庁舎はスペースに余裕がなく、業務を継続しながら大規模な改修工事を行うことは極めて困難です。そのため、大規模改修を実施する場合には、庁舎機能の一時移転や一部業務の停止が必要となり、行政サービスの提供や庁舎運営に多大な影響を及ぼすことが想定されます。

課題 2 庁舎の狭あい化・分散化

a 庁舎機能の分散による区民の利便性低下と業務の非効率化

庁舎機能は周辺施設にも分散して配置されており、手続内容によっては区民が複数の施設を行き来する必要があるなど、利便性の低下を招いています。

また、職員についても打合せや業務連携のために施設間を移動する場合があります、業務の効率化を妨げる要因となっています。

b 区民対応・待合スペース等の不足

行政需要の多様化に伴い、窓口機能の狭あい化が進んでいます。

待合スペースの確保が困難な窓口も多く、廊下に待合用の椅子を設置して対応していますが、十分な席数を確保できていない状況です。また、それにより廊下幅が狭くなっていることから、車いす利用者等が通行しづらい状況となっています。

加えて、区民が手続の合間にゆっくりできる休憩スペースなども不足しています。



窓際に設置された待合スペース

待合スペースの設置に伴い、廊下幅が狭くなっており、車いすでの利用等がしづらい状況となっている。



休憩するスペースの不足

窓口専用の待合スペースはあるものの、エントランスなどに休憩するスペースを設置することができない。

c 会議室、倉庫等の不足

会議室は予約システムを活用し効率的な運用が行われていますが、周辺施設の会議室を利用するなど不足が発生している状況です。その結果、職員の移動に時間を要し、業務の非効率化を招いています。

また、倉庫、書庫及び職員のロッカー室などの収納スペース等も不足しています。

課題 3 バリアフリー等の対応

区役所は、年齢や障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての方が安心して利用できる必要があります。

しかし、現庁舎は建設から長期間が経過しており、可能な範囲で改善が行われてきたものの、建物構造や設備の制約により、来庁者の多様化や社会状況の変化に十分対応しきれていない状況が見られます。

【対応が不十分な例】

- ・正面玄関へ至るスロープは、現在の基準で定められたこう配よりも急であり、車いす利用者や高齢者にとって利用しにくい状況となっています。
- ・現在、バリアフリートイレは一部の階のみに設置されていますが、本来求められる各階への設置ができていません。各階への設置には、共用部や諸室の転用を伴う大規模な建築・設備改修が必要となり、現庁舎では対応が困難な状況です。
- ・長年にわたるレイアウト変更等により、サイン表示の視認性が低下しています。また、多言語表示や点字表示など、誰もが使いやすい環境整備が十分とは言えません。



急こう配のスロープ

こう配が強く、車いす利用者等に使いやすい状況となっていない。



視認性の低いサイン

組織のレイアウト変更や、設備品の増設等により、サインの視認性が低くなっているほか、多言語対応となっていない。

課題 4 多様化する行政需要やデジタル化等への対応

a 行政需要の変化に伴うレイアウト変更の制約

庁内のスペースに余裕がないため、執務空間の拡張性や可変性が低い状況にあります。そのため、複雑化する行政需要の変化に伴う組織の変更・統合や、人員配置の適正化に合わせて柔軟にレイアウトを更新することが困難です。

b デジタル化に対応する配線スペースの不足等

窓口業務のデジタル化や職員の多様な働き方に対応した環境整備が急務となっています。しかし、現庁舎は、天井内の配線スペースに余裕がなく、床下の配線スペースも整備されていないため、関連設備の導入や柔軟なオフィスレイアウトの変更が困難となっています。

課題 5 災害時の防災機能

a 災害対策本部機能の課題

災害時には区の防災拠点としての役割が求められますが、現庁舎のみでは災害対策本部として十分とは言えず、分散した周辺施設の機能を合わせて対応する必要があります。

b 水害時における対応設備の不足

荒川区防災地図(水害版)で想定されている河川氾濫時の浸水想定では、現庁舎の電力確保に必要な設備が浸水するおそれがあります。一部電源設備を屋上に増設するなどの対策は講じられているものの、大規模水害時に庁舎全体の機能を維持し続けるための電源に不足が生じる可能性があります。

課題 6 環境への負荷・維持管理コストの上昇

a 環境配慮に対応した設備増設スペースの不足

区では、令和 3(2021)年に、令和 32(2050)年までに温室効果ガス排出量をゼロにする「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

区全体で取り組むためには、本庁舎においても省エネルギー化の促進や再生可能エネルギーの導入促進をしていくべきですが、関連設備の設置に必要なスペースの余裕が無い場合、取組の促進ができない状況です。

b エネルギー効率が低い建築・設備

空調機器等の主要設備は経年劣化によりエネルギー効率が低下するため、設備の定期的な更新が必要です。しかし、最新機器のサイズや重量に対する建物構造の制約及び設備スペースの不足により、機器の交換などの更新が極めて困難な状況にあります。

また、庁舎外装の多くの割合を占めるガラス窓の断熱性能が低く、夏は熱が入りやすく、冬は熱が逃げやすいため、エネルギー効率が悪い状況にあります。

老朽化した設備や旧式の建築仕様のままでは、庁舎のエネルギー消費量を削減することはできず、環境負荷や維持管理コストが大きくかかり続けます。



設備増設スペースの不足

機械室内部の様子。既存設備機器が高密度で設置され、新たな設備機器の増設が困難



断熱性能の低いガラス窓

庁舎の両側面にある大きなガラス窓は、断熱性能が低い。

課題 7 セキュリティの確保

現庁舎のセキュリティ対策は、その多くが職員による施錠や巡視による見回りなどの人的な対応に委ねられていますが、窓口のシャッターによる閉鎖や、IC カードによる入退館管理などの設備機器の導入のためには、大掛かりな工事が必要となり、現庁舎に増設することは現実的ではありません。

4 庁舎整備の必要性

現庁舎は、老朽化や狭あい化、機能分散、バリアフリー対応の不足など、多くの課題を抱えています。

これらのうち、一部については、修繕や運用改善といった対応により、一定の改善を図ることは可能です。しかし、設備の老朽化に伴う突発的な故障への対応や、人的対応に依存した運営は、継続的な財政負担や、安定的な行政サービスの提供という点で限界があります。

また、庁舎の狭あい化・分散化、構造的なバリアフリー対応の不足、デジタル化への対応、防災機能の確保、環境負荷への対応などについては、既存建物の構造や設備スペースの制約から、改修による対応が難しく、根本的な解決は困難です。

新庁舎を整備することにより、効率的な設備導入や合理的なレイアウトが可能となり、区民にとって利用しやすい窓口環境の整備や、行政機能の効率化、防災拠点としての機能強化、さらには維持管理コストや環境負荷の低減といった多面的な効果が期待されます。

これらを総合的に勘案すると、短期的な応急措置を重ねるのではなく、長期的な視点に立ち、建替えによる新庁舎整備を行うことが、最も合理的かつ有益な選択となります。

【現庁舎の課題に対する対応の検討】

■ 改修等による解消が
一定程度可能なもの

▲ 建替えによらなければ
解消が困難なもの

課題1 施設・設備の老朽化

- 設備の部分補修（漏水・配管補修等）
- 空調、換気設備等の部分的更新及び修理
- ▲ 設備の一斉更新を伴う老朽化対策
- ▲ 業務を継続しながらの改修
- ▲ 空調・換気設備等の配管を含めた全面改修
- ▲ 躯体そのものにかかる損傷

課題4 多様化する行政需要やデジタル化等への対応

- 執務スペースの可変性・拡張性の確保
- ▲ デジタル化等に対応する配線スペースの不足等

課題5 災害時の防災機能

- ▲ 水害時の十分な電力確保
- ▲ 災害対策本部機能の集約

課題2 庁舎の狭あい化・分散化

- ▲ 庁舎機能の集約
- ▲ 区民対応、待合スペースの不足
- ▲ 会議室と倉庫等の不足

課題6 環境への負荷・維持管理コストの上昇

- ▲ 環境配慮のための設備導入
- エネルギー効率の悪い設備の更新
- ▲ 建物構造に起因するエネルギー効率の低下

課題3 バリアフリー等の対応

- ▲ 正面スロープのこう配改善
- ▲ 各階へのバリアフリースイッチ設置
- サイン表示の更新・配置改善
- 多言語表記の追加

課題7 セキュリティの確保

- ICカード等によるセキュリティシステムの導入
- ▲ 建物構造・設備によるセキュリティ対策（エリア分離・ゾーニング）

現庁舎の課題に対し、改修による対応には限界がある

根本的な解決のため、新庁舎の整備が必要

【参考】現庁舎の変遷

現庁舎は、荒川区が昭和 7(1932)年に発足してから三代目となる庁舎です。

昭和 43(1968)年 7 月、高度経済成長のもと急速に都市化が進む中で、区政の円滑な運営を図るため、現在の場所に建設されました。

建設にあたっては、「常に区民の皆様親しまれ、愛され、利用していただけるもの」を念頭に計画が進められ、多くの区民の期待を背負って完成しました。

緑豊かな公園の中に溶け込むような美しいアーチ型の建物は、当時のあらかわ区報でも大きく取り上げられ、以来 50 年以上にわたり、区の行政機能の中核を担い、荒川区の発展と共に歩み続けてきました。

建設当時の図面をみると、6 階部分のほぼ全域が「予備室」とされており、ゆとりをもって建築されていたことがわかります。しかし、現在では 6 階部分の全面を執務スペースとして利用してもなお手狭となっており、執務機能を北庁舎などに分散している状況です。老朽化のほか、このような課題解決を含め、区のさらなる発展を支える新たな庁舎が必要となっています。



<写真1>
現庁舎の落成式
(昭和43(1968)年)



<写真2>
現庁舎開設時のあらかわ区報

《区役所庁舎の移り変わり》



昭和7(1932)年
荒川区発足当初の庁舎



昭和11(1936)年
二代目の庁舎



昭和43(1968)年
現庁舎(三代目)

(出展:「目で見える荒川区50年のあゆみ」他)

第2章 新庁舎整備の基本的な考え方

新庁舎整備を進めるにあたり、その基本的な考え方として、基本理念及び基本指針並びに導入機能の整備方針を整理しました。

1 検討にあたり踏まえるべき要素

理念等の検討にあたっては、踏まえるべき要素として、「荒川区新庁舎整備基本方針(5つの視点)」、「区の基本情報」、「区の関連計画」、「区民意見」、「委員会意見」の5項目を抽出しました。

(1) 荒川区新庁舎整備基本方針(5つの視点)

令和6(2024)年2月に策定された「荒川区新庁舎整備基本方針」では、新庁舎整備にあたり、以下の5つの視点が示されています。

視点1 区民にとってわかりやすく、利用しやすい庁舎

視点2 区民を守る安全・安心の庁舎

視点3 機能的・効率的な庁舎

視点4 環境に配慮した庁舎

視点5 長寿命化が可能な庁舎

(2) 区の基本情報

a 人口・構成

- ・人口 224,784人(令和8(2026)年1月1日現在)
- ・65歳以上の高齢者が占める割合は21.60%
- ・居住する外国人は25,576人(区内人口の11.38%)
- ・人口密度は22,124人/㎢(全国的にみても高い水準)

b 地形

- ・面積10.16㎢(23区中22位)
- ・東西に長く、北東部をう回する形で隅田川が流れている。
- ・区内の大部分は平坦(南西部に山手台地の一部がある)。

c 災害

- ・市街地の多くは木造住宅が密集しており、防災性能の面で課題がある。
- ・荒川が氾濫した場合、区内の約9割で0.5m～5.0mの浸水が想定される。

d 区の特徴

古くからの歴史や下町情緒を随所に残しつつ、各地域の新しい街づくりも進んだ、懐かしさと新しさが混じりあった、人と人とのふれあいを大切にしている街である。



繊維のまち



俳句のまち



読書のまち



あらかわ遊園



モノづくりのまち



都電とバラ

(出展: 区 HP)

(3) 区の関連計画

荒川区の将来像を掲げた上位計画など、庁舎整備に関連する主な計画は下記のとおりです。

- ・新たな基本構想
- ・荒川区都市計画マスタープラン
- ・荒川区公共施設等総合管理計画
- ・荒川区地域防災計画
- ・荒川区バリアフリー基本構想
- ・荒川区花と緑の基本計画
- ・荒川区芸術文化振興プラン
- ・荒川区職員魅力ある職場づくり推進計画 等

(4) 区民アンケート結果

区が実施するアンケートにおいて、区政運営全般について広く意見を聴取している「荒川区政世論調査(令和6(2024)年度)」及び「荒川区民総幸福度(GAH)調査(令和6(2024)年度)」の結果を踏まえ、新庁舎の基本理念及び基本指針の検討に係関係性の高い意見を参照しました。

(5) 委員会意見

基本理念等の検討を行った第2回及び第3回策定委員会における主要な意見は以下のとおりです。

- ・区民が誇りに思うような、区外の方々が憧れるような、何か新しいものがあったもいい。
- ・安心して職員が仕事に専念できるセキュリティの確保が大事。
- ・DX が推進された区職員の未来の働き方、それを利用される区民等の未来の姿を想定して、新庁舎を考えた方がよい。
- ・新庁舎では階ごとにバリアフリースイールの機能を分散させて多様なトイレを計画することが望ましい。
- ・10年後、車いすとシニアカーがさらに増える。現状、車いす・電動車いすで利用しづらい面がある。
- ・来庁者が行きたい窓口へどのように行ったらよいか一目でわかるような庁舎がよい。
- ・今の庁舎は、消防署や警察署に近接しており、防災拠点として適している。
- ・建物の耐水性の確保が重要である。仮に浸水したとしても、きちんと対応できる建築物を作っていくべきである。
- ・都電との連携が何かできればよい。

2 基本理念・基本指針・整備方針

「1 検討にあたり踏まえるべき要素」を基に、策定委員会における議論を重ねた結果、以下のとおり、基本理念、基本指針及び整備方針を定めました。

(1) 基本理念

新庁舎は、区民の安全・安心を確保するための防災拠点であるとともに、利用環境に優れた人にやさしい庁舎であることが求められます。また、現庁舎の抱える課題を解決するだけでなく、区民の交流や活動の拠点となる庁舎、経済性と環境を考慮した庁舎を目指して、新庁舎整備の根幹となる考え方、庁舎のあるべき姿として、基本理念を次のように定めます。

あらかわの魅力をひらき、すべての人にやさしい、未来とつながる庁舎

『基本理念の言葉に込めた思い』

－あらかわの魅力－

荒川区には「繊維のまち」や「モノづくりのまち」といった特徴のほか、シンボルといえる「都電」や「あらかわ遊園」など様々な魅力があります。新庁舎がこうしたあらかわの魅力を発信する場となるとともに、新庁舎そのものが、魅力の1つにもなっていくという思いを込めています。

－ひらく－

ひらくには、漢字で、「開く」「拓く」「啓く」などがあてはまります。

新庁舎には、あらかわの魅力を広めていく「開く(オープン)」だけではなく、魅力を創り出す意味の「拓く(きりひらく)」や、「啓く(みちびく)」という意味合いも必要であることから、ひらがなで表記しています。

－すべての人にやさしい－

庁舎は、子ども連れの方や障がいのある方、高齢者や外国籍の方など、多様な方が利用します。「やさしい」は、そういった多様な利用者の視点にたち、建物を計画するとともに、働く職員も含めた、誰もが利用しやすい建物を目指すことで、新庁舎がすべての人にやさしく寄り添える庁舎となることを表しています。

また、災害などの緊急時には、拠点として、頼りになる庁舎であることなどの思いを込めています。

－未来とつながる－

新庁舎は整備後、長い年月にわたり存在していきます。日々、人々がつどい、周辺の施設やまちともつながっていく新庁舎が、区民の誇りとして、時を超え未来につながっていく、そんな想いを「未来とつながる」という言葉に込めています。

また、新庁舎は区民の誇りとなる庁舎を目指していきますが、これは豪華な建物を建てるということではなく、未来を担う子どもたちから見ても誇れるような、経済的でかつ、魅力のつまった庁舎を目指していきます。

(2) 基本指針・整備方針

基本理念を実現するため、求められる具体的な庁舎像として、次の 7 つの基本指針を定めるとともに、その庁舎像を具現化するための整備方針を決めました。

指針 1 誰もが利用しやすい庁舎

< 整備方針 >

窓口機能	区民ニーズの多様化や行政手続の変化を踏まえ、従来型の窓口やワンストップ型窓口など、様々な窓口形態について整理し、新庁舎に適した窓口のあり方を検討します。
案内機能 (動線計画)	初めて来庁する区民や高齢者、障がいのある方など、誰もが迷うことなく目的の場所にたどり着けるよう、案内表示や人による案内のあり方について検討します。
待合機能	来庁者が安心して快適に過ごせるよう、待ち時間や利用形態を踏まえた待合空間の配置や環境について検討します。

指針 2 機能的・効率的で働きやすい庁舎

< 整備方針 >

執務機能	職員が安全、安心かつ効率的で快適に働ける環境を確保するため、執務空間の配置や動線、将来の組織変更にも柔軟に対応できる執務環境について検討します。
議会機能	議会活動が円滑に行われるとともに、より区民に開かれた議会運営が可能となるよう、議場や関連諸室の配置や機能のあり方について検討します。

指針 3 区民を守る安全・安心の拠点となる庁舎

< 整備方針 >

災害対策構造・設備	災害時においても庁舎機能を維持できるよう、耐震性能や非常用設備など、建物の構造及び設備面からの防災対策について検討します。
災害対策本部(拠点)機能	災害発生時に迅速かつ的確な対応が可能となるよう、災害対策本部として必要な機能や空間の確保について検討します。

指針 4 長寿命で可変性のある庁舎

<整備方針>

将来変化への対応

将来の行政需要や社会環境の変化に柔軟に対応できるようにするためにはどのような建築構造が望ましいのか検討します。

建設及び維持経費等の縮減

建設段階から維持管理・更新までを見据え、ライフサイクルコストの縮減に配慮した合理的な施設計画のあり方について検討します。

指針 5 環境に配慮した庁舎

<整備方針>

環境性能(建築・設備)

省エネルギー性の向上や環境負荷の低減を図るため、建築計画及び設備計画における環境性能のあり方について検討します。

周辺環境への配慮

周辺の自然環境や街並みとの適切な接続を図るため、建物配置や敷地利用のあり方について検討します。

指針 6 人々が集える庁舎

<整備方針>

交流機能

訪れる人同士や行政との交流が生まれる場となるよう、交流を促進する機能や空間のあり方について検討します。

集まる場所づくり

区民が気軽に立ち寄り、日常的に利用できる場となるよう、一体に再整備を計画する荒川公園を含めた庁舎内外における「集まる場所」の配置や使い方について検討します。

指針 7 まちとつながり区民の誇りとなる庁舎

<整備方針>

あらかわらしさ (建物内外観・建物機能)

地域の歴史や文化、風土を踏まえ、「あらかわらしさ」を感じられる建物外観・内観や機能のあり方について検討します。

周辺との調和

周辺の公共施設や市街地環境との関係性を踏まえ、周辺と調和した庁舎の配置やデザインのあり方について検討します。

全ての指針または複数の指針に関連する機能として DX、セキュリティ、ユニバーサルデザインを整備方針の「共通機能」として定めました。

<整備方針> 共通機能

DX

区民サービスの利便性をさらに高めるデジタル技術の活用や、職員の多様な働き方を実現するための情報通信環境や設備の導入について、デジタルに不慣れな方に配慮しつつ積極的に検討します。

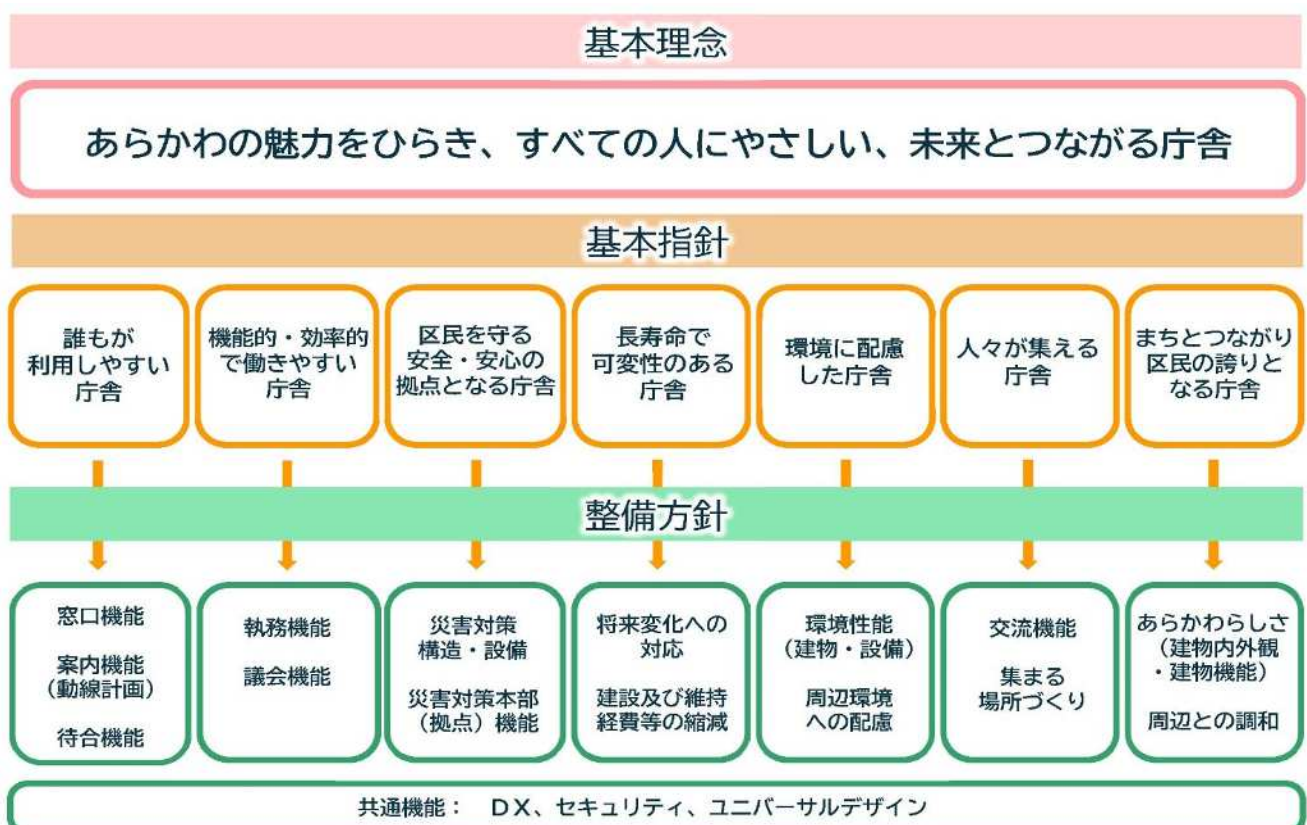
セキュリティ

防犯対策や情報保護、また、来庁者と職員の立入れるエリアの明確化など、建物構造や設備におけるセキュリティ機能を検討します。

ユニバーサルデザイン

すべての来庁者が快適に庁舎を利用できるよう、わかりやすいサイン・案内設備や利用しやすい環境設備（トイレ設備・授乳室、キッズスペース等）に配慮した建物・設備を検討します。

(3) 体系図(基本理念・基本指針・整備方針)



第3章 新庁舎の建設場所

1 建設地の選定経過

(1) 建設地選定にあたっての視点

本庁舎は、行政運営の中心的な施設であると同時に、周辺の市街地形成を支える役割や大規模災害時における重要な防災拠点としての機能など、多岐にわたる役割を担うことから、街づくりの観点からも極めて重要な公共施設として位置づけられます。

区では、荒川公園を含めた現庁舎が建築されている一体の敷地の中で建て替えることが最適として公表(新庁舎整備基本方針(令和6(2024)年2月策定)していますが、この方針も踏まえ、選定の条件となる、以下5つの視点から整理を行いました。

【建設地の選定にあたり必要な5つの視点】

区民利便性	誰もが容易にアクセスでき、区民サービスを安定して提供できる立地であること。
災害対応能力	大規模災害時においても、災害対策活動の拠点として十分に機能できること。
街づくりとの整合性	都市計画や街づくりの目標・方針と整合が図られており、都市の将来像に寄与する計画であること。
事業実現性	用地確保の確実性、法的規制、インフラ環境等を総合的に考慮し、円滑な事業化が可能であること。
財政効率性	財政負担を最小限に抑え、長期的な視点から効率的かつ持続可能な整備が実現できること。

(2) 建設地の選定

a 現庁舎敷地内での建替え

新庁舎整備基本方針において最適とした現庁舎敷地について、5つの視点にそった評価は以下のとおりです。

区民利便性	当該地は、区のほぼ中心に位置し、かつ人口重心(令和2(2020)年国勢調査時)にも極めて近い場所にある。また、様々な手段において、区内全域から比較的容易にアクセス可能であり、利便性が高い。 さらに、当該地周辺は、行政施設が集積する区民生活の拠点であり、地方自治法(地方公共団体の事務所の設定又は変更)第4条第2項において、「事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」とした庁舎の位置の考え方にも適合するものである。
-------	---

災害対応能力	当該地は幹線道路(明治通り)に面しており、緊急車両の導線を確保することが可能である。また、荒川警察署・荒川消防署に隣接し、災害時の迅速な連携が可能である。さらに、都電沿いでは補助90号線の整備事業が進められており、さらなる防災性の向上が見込まれる。 なお、区内のほぼ全域が水害時の浸水想定地域であるため、建物については、防災拠点として機能するよう配置や構造に工夫が必要である。
まちづくりとの整合性	当該地を含む荒川地域は区の都市計画マスタープランにおいて「行政・文化機能や荒川自然公園など、区民生活の拠点となる地域」と位置づけられている。新庁舎と公園の再整備を一体的に行うことは、「安全で安心して暮らせるまちづくり」に大きく寄与することとなる。
事業実現性	荒川公園を含む現庁舎敷地は区有財産であり、区が所有している敷地内で新庁舎整備及び公園の再整備を計画できることから、実現性が高い。
財政効率性	荒川公園敷地を含んで計画することで、仮設庁舎を建設せずに新庁舎整備が可能である。数次にわたる移転費用等のコストを削減できるため、財政的にも極めて効率的である。

※人口重心

住民一人一人を同じ重さとした場合に全体のバランスがとれる地点のこと。

人口分布から見た区の中心部であり、公共施設の適切な配置や民間事業者の出店計画などの指標とされるもの

b 現庁舎敷地以外の区有地

新庁舎建設地として、最低限必要とされる8,000㎡以上の面積を有する区有地は、下表のとおり存在するものの、すべての土地が区の各種事業を推進する重要な役割を担っていることなどから、新庁舎建設地としての転用は極めて困難です。

このことから、現庁舎敷地以外の区有地を活用することは、現実的ではありません。

【区が保有する8,000㎡以上の土地】 ※固定資産台帳より抽出

	用途等	所在地	地 積
1	南千住野球場	南千住六丁目	17,415㎡
2	荒川遊園	西尾久六丁目	48,451㎡
3	公園用地(「天王公園」ほか2か所)		8,000㎡以上
4	小学校用地(「汐入小学校」ほか2か所)		8,000㎡以上
5	中学校用地(「第三中学校」ほか3カ所)		8,000㎡以上

c 民有地の取得検討

新庁舎建設地として必要な面積を有し、かつ、諸条件を満たす可能性のある民有地については、対象となる物件が発生する可能性が極めて低く、これまで対象となる物件について売買交渉を行った経過はあるものの、最終的な取得には至りませんでした。

今後、同様に条件を満たす物件が発生した場合でも、取得費など大きな課題があります。

したがって、民有地の取得による新庁舎建設地の確保は、財政面含め様々な課題が発生します。

【参考】区の人口重心と現庁舎、8,000 m²以上の区有地の位置関係



2 選定結果

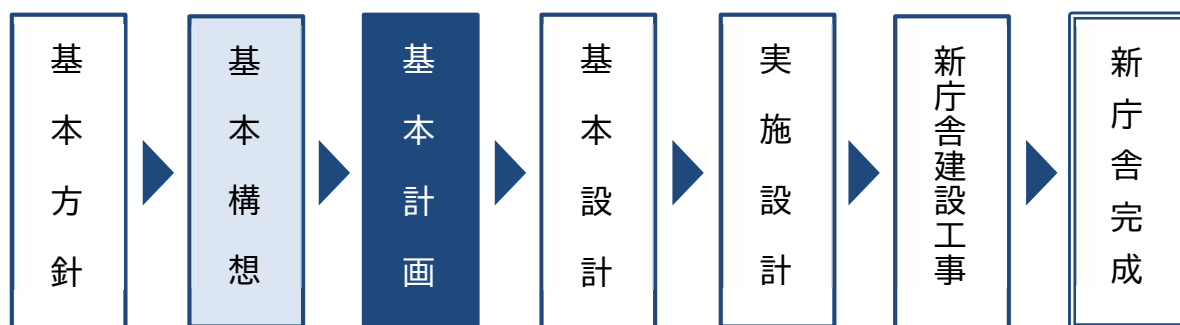
上記検討の結果、新庁舎整備基本方針で最適としていた、「荒川公園敷地を含んだ現庁舎用地を建設地とする」ことは、5つの視点から見ても優位性が高く、また、現実的・経済的であるとともに、区民サービスへの影響や他官公署との近接による災害対策の面においても、最適であるとの結論となりました。

一方で、「現庁舎敷地以外の区有地」及び「民有地の取得」による新庁舎建設地の確保は、事業実現性が極めて低く、かつ、荒川公園敷地を含んだ現庁舎用地と比較して、優位となる可能性は低いものと判断しました。

第4章 今後の進め方

令和 8(2026)年度は基本計画にあたる部分の検討に入ります。

検討に際しては、区が行う新庁舎整備における区民意見の聴取(アンケートやワークショップ)も参考に、引き続き具体的な検討を進めていきます。



【主な検討事項】

・新庁舎に必要な機能の詳細検討

新庁舎に必要な機能を基本指針及び整備方針の考え方に沿って検討していきます。

・建築にかかる詳細検討

計画地の条件整理及び新庁舎等に必要な規模の検討を行い、最適な土地利用計画を考えるとともに、建築(耐震・環境機能・外装など)にかかる考え方を検討します。

あわせて、現庁舎の近隣に位置する荒川区民会館(サンパール荒川)について、諸般の課題の解決を図るため、同一敷地内へ移転・整備する検討を進めます。

・事業手法等の諸条件整理

事業の全体スケジュールと今後の設計から建設までの整備手法について検討します。

《用語解説》

ここでは、本書に記載した専門的な用語等について、解説します。

ゾーニング（P7）

空間や土地を、用途や機能ごとに分類・配置すること。

ワンストップ型窓口（P12）

各窓口で行われる手続きが、1か所で完了する窓口形態のこと。

ライフサイクルコスト（P13）

建物を、「①設計・建築」し、「②維持管理」して、「③解体・廃棄」するまでの、建物の生涯に要する費用の総額

DX【デジタル・トランスフォーメーション】(P14)

ICTの浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

ユニバーサルデザイン（P14）

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、国籍、個人の能力などにかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方

人口重心(点)（P15）

住民一人ひとりを同じ重さとした場合、地理的に全体のバランスがとれる地点のこと。人口分布から見た区の中心部であり、公共施設の適切な配置や民間事業者の出店計画などの指標とされるもの